

令和元年第458回須崎市議会11月臨時会会議録
令和元年第459回須崎市議会12月定例会会議録

*掲載内容は次のとおりです。

- 表紙
- 会期日程（11月臨時会、12月定例会）
- 目次
- 本文
 - （臨時会）
11月19日
 - （定例会）
12月4日 開会日（市長提出議案上程、提案趣旨説明、議案説明）
12月10日 一般質問
12月11日 一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
12月19日 閉会日（委員長報告、議員提出議案上程、表決）
- 一般質問・関連質問目次
 - *各議員の一般質問、関連質問の概要を掲載しています。
- 議決一覧表（11月臨時会、12月定例会）
 - *市長提出議案、議員提出議案、請願・陳情の審査結果等を掲載しています。

第 4 5 8 回

須崎市議会 1 1 月 臨時会 会議録

令和元年 1 1 月 1 9 日 開会

令和元年 1 1 月 1 9 日 閉会

第 4 5 9 回

須崎市議会 1 2 月 定例会 会議録

令和元年 1 2 月 4 日 開会

令和元年 1 2 月 1 9 日 閉会

須崎市議会

第 4 5 8 回須崎市議会 1 1 月臨時会

会 期 日 程

会 期 令和元年 1 1 月 1 9 日（火） 1 日間

会議の概要

（開 会）

会期の決定

会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

常任委員会委員の選任

議会運営委員会委員の選任

市議案第41号～第43号

第459回須崎市議会12月定例会

会 期 日 程

自 令和元年12月4日（水）
 会 期 》16日間
 至 令和元年12月19日（木）

会 議 の 概 要

日次	月日	曜日	摘 要
1	12/4	水	(開 会) 1. 会期の決定 2. 会議録署名議員の指名 (諸般の報告) 3. 議案上程 4. 提案趣旨説明、議案説明
2	12/5	木	休 会
3	12/6	金	
4	12/7	土	
5	12/8	日	
6	12/9	月	
7	12/10	火	一般質問
8	12/11	水	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
9	12/12	木	休 会
10	12/13	金	休 会（総務委員会）
11	12/14	土	休 会
12	12/15	日	
13	12/16	月	休 会（産業建設委員会）
14	12/17	火	休 会（教育民生委員会）※ケーブルTV収録予定
15	12/18	水	休 会
16	12/19	木	委員長報告、表決（閉 会）

第458回須崎市議会11月臨時会会議録目次

第 1 日 令和元年11月19日（火曜日）	
開 会	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
（諸般の報告） 1. 事務局長	2
常任委員会委員の選任	4
議会運営委員会委員の選任	4
（正副委員長の互選結果報告）	5
市議案第41号～第43号	6
（提案趣旨説明） 1. 市長	6
（議案説明） 1. 総務課長	6
2. 建設課長	7
3. 生涯学習課長	8
（採 決）	9
閉会挨拶（市 長）	9
閉 会	10

第459回須崎市議会12月定例会会議録目次

第 1 日 令和元年12月 4 日（水曜日）	
開 会	1 4
会期の決定	1 4
会議録署名議員の指名	1 4
（諸般の報告） 1. 事務局長	1 4
市議案第44号～第62号	1 6
（提案趣旨説明） 1. 市 長	1 6
（議案説明） 1. 人権交流センター所長	1 9
2. 福祉事務所長	2 0
3. 子ども・子育て支援課長	2 0
4. 総務課長	2 1
5. 企画政策課長	2 6
6. 学校教育課長	2 6
7. 市民課長	2 6
8. 建設課長	2 7
9. 長寿介護課長	2 8
10. 水道課長	2 8
11. 建設課長	2 9
12. 企画政策課長	2 9
13. 副市長	3 0
第 2 日 令和元年12月 5 日（木曜日） 休会	
第 3 日 令和元年12月 6 日（金曜日） 休会	
第 4 日 令和元年12月 7 日（土曜日） 休会	
第 5 日 令和元年12月 8 日（日曜日） 休会	
第 6 日 令和元年12月 9 日（月曜日） 休会	
第 7 日 令和元年12月10日（火曜日）	
開 議	3 4
市議案第60号の訂正について	3 4
一般質問	
1. 大崎稔議員	3 5
（市長、建設課長、副市長、健康推進課長、企画政策課長、教育長、農林水産課長）	
2. 西村泰一議員	4 8
（市長、地震・防災課長、副市長、農林水産課長、生涯学習課長）	
3. 吉野寛招議員	6 1
（市長、長寿介護課長、地震・防災課長、生涯学習課長、総務課長、農林水産課長、建設課長）	
4. 森田收三議員	7 1
（市長、子ども・子育て支援課長、生涯学習課長、元気創造課長）	
5. 高橋立一議員	8 3
（市長、教育長）	
△時間延長	8 8
第 8 日 令和元年12月11日（水曜日）	
開 議	9 6
一般質問	
1. 佐々木學議員	9 7
（市長、元気創造課長、企画政策課長、子ども・子育て支援課長、地震・防災課長、副市長）	
2. 宮田志野議員	1 1 0
（市長、生涯学習課長、教育長、学校教育課長、地震・防災課長、農林水産課長、長寿介護課長）	

3. 豊島美代子議員	1 2 3
(市長、学校教育課長、建設課長、税務課長、子ども・子育て支援課長)	
4. 柿谷悟議員	1 3 8
(教育長、市長、農林水産課長、生涯学習課長、企画政策課長)	
議案審議	
市議案第44号	1 5 0
委員会付託	1 5 0
市議案第45号	1 5 0
委員会付託	1 5 0
市議案第46号	1 5 0
委員会付託	1 5 0
市議案第47号	1 5 0
(議案質疑) ①豊島美代子議員(総務課長)	1 5 1
委員会付託	1 5 1
市議案第48号	1 5 2
委員会付託	1 5 2
市議案第49号	1 5 2
委員会付託	1 5 2
市議案第50号	1 5 2
委員会付託	1 5 2
市議案第51号	1 5 2
委員会付託	1 5 3
市議案第52号	1 5 3
委員会付託	1 5 3
市議案第53号	1 5 3
委員会付託	1 5 3
市議案第54号	1 5 3
委員会付託	1 5 4
市議案第55号	1 5 4
委員会付託	1 5 4
市議案第56号	1 5 4
委員会付託	1 5 4
市議案第57号	1 5 4
委員会付託	1 5 4
市議案第58号	1 5 5
委員会付託	1 5 5
市議案第59号	1 5 5
委員会付託	1 5 5
市議案第60号	1 5 5
委員会付託	1 5 5
市議案第61号	1 5 5
(採決)	1 5 6
市議案第62号	1 5 6
(採決)	1 5 6
陳情の付託	1 5 6
陳情文書表	1 5 8
第9日	令和元年12月12日(木曜日) 休会
第10日	令和元年12月13日(金曜日) 休会 《総務委員会》
第11日	令和元年12月14日(土曜日) 休会

第12日	令和元年12月15日（日曜日）	休会	
第13日	令和元年12月16日（月曜日）	休会	《産業建設委員会》
第14日	令和元年12月17日（火曜日）	休会	《教育民生委員会》
第15日	令和元年12月18日（水曜日）	休会	
第16日	令和元年12月19日（木曜日）		
開 議			160
市議案第44号～第60号、陳情第13号、第14号			162
（委員長報告） 1. 海地雅弘総務委員会委員長			162
2. 吉野寛招産業建設委員会委員長			164
3. 土居信一教育民生委員会委員長			165
（委員長報告に対する質疑） 1. 豊島美代子議員（吉野寛招産業建設委員会委員長）			166
（動 議）			167
（討 論） 1. 宮田志野議員			168
2. 豊島美代子議員			170
3. 柿谷悟議員			170
4. 松田健議員			171
（採 決）			171～172
議会議案第8号、第9号			172
（議案説明） 1. 土居信一議員			173
（採 決）			174～175
須崎市選挙管理委員及び補充員の選挙			175
閉会中の事務調査			175
字句等の整理			176
閉会挨拶（市 長）			176
（議 長）			176
閉 会			177
一般質問・関連質問目次（参考資料）			179
議決一覧表（参考資料）			187

第458回須崎市議会11月臨時会会議録

須崎市告示第9号

令和元年11月19日に、須崎市議会臨時会を須崎市議会議事堂に招集する。

なお、会議に付すべき事件は、次のとおりである。

令和元年11月12日

須崎市長 楠瀬 耕作

1. 専決処分の承認について
 2. 専決処分の承認について
 3. 工事請負契約の変更について
-

議事日程

令和元年11月19日（火曜日）午前10時開会

- 第1. 会期の決定
 - 第2. 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
 - 第3. 常任委員会委員の選任について
 - 第4. 議会運営委員会委員の選任について
 - 第5. 市議案第41号 専決処分の承認について
市議案第42号 専決処分の承認について
市議案第43号 工事請負契約の変更について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

出席議員

1 番	吉野 寛招君	2 番	佐々木 學君
3 番	西村 泰一君	4 番	大崎 稔君
5 番	西山 慶君	6 番	松田 健君
7 番	柿谷 悟君	8 番	高橋 祐平君
9 番	土居 信一君	10 番	高橋 立一君
11 番	海地 雅弘君	12 番	宮田 志野君
13 番	豊島美代子君	14 番	森田 收三君
15 番	大崎 宏明君		

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
会計管理者兼会計課長 中谷 卓也君
環境保全課長 嶋崎 貴寿君
建設課長 里見 浩志君

副 市 長 横畠 浩治君
総 務 課 長 梅原健一郎君
農 林 水 産 課 長 楠瀬 晃君
生涯学習課長 西田 功君

事務局職員出席者

局 長 小野 昌司君
主 監 濱田 尚己君

次 長 池田知佐子君

午前10時 開会

○議長（大崎宏明君） ただいまから第458回須崎市議会11月臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

○議長（大崎宏明君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。
よって、臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大崎宏明君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番西村泰一さん、4番大崎稔さん、5番西山慶さん、以上3人の方を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（大崎宏明君） この際、諸般の報告をいたします。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 小野昌司君登壇〕

○事務局長（小野昌司君） おはようございます。御報告申し上げます。

市長より、当臨時会に付議するため、市議案第４１号から市議案第４３号までの３議案の提出があり、その写しを過日、お手元に配付いたしております。

本日の臨時会の説明員として、議長より、市長及びその委任を受けた者に対しまして、組織終了後に、出席を要請いたしております。

次に、監査委員より地方自治法第２３５条の２第３項の規定による令和元年８月分９月分の例月現金出納検査結果の報告がございました。各会計の計数は正確であり、現金の出納及び保管の状況は適正と認めた旨の報告でございます。

次に、第４５７回９月定例会で議決されました議会議案第７号教職員の長時間過密労働解消のため１年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める意見書につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長、その他関係する大臣等に、令和元年９月２４日付で提出をいたしております。

次に、地方自治法第１００条第１３項及び須崎市議会会議規則第１６６条第１項に基づく、閉会中の議員の派遣報告書につきまして、お手元にお配りしております。

次に、議長会の報告でございます。

去る１０月２３日に行われました全国市議会議長会国会对策委員会及び１０月３０、３１日に高知市で行われました、第１４回全国市議会議長会研究フォーラムin高知の報告書につきましては、第１委員会室において、閲覧に供しております。

また、市長より、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、専決処分の報告がありましたので、報告書の写しを議席に配布いたしております。

次に、２番佐々木議員より、若干遅れるとの届出がございました。

以上で報告を終わります。

須総発第 ２７６ 号

令和元年１１月１２日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

須崎市長 楠瀬耕作 印

議案の送付について

令和元年１１月１９日招集の須崎市議会臨時会に提出する下記議案を送付いたしますので、付議してください。

記

市議案第４１号 専決処分の承認について

市議案第４２号 専決処分の承認について

市議案第４３号 工事請負契約の変更について

○議長（大崎宏明君） 報告は終わりました。

この際、暫時の間休憩いたします。

午前 10 時 3 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 常任委員会委員の選任

○議長（大崎宏明君） 日程第 3、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

議長の指名する常任委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。事務局長。

〔事務局長 小野昌司君登壇〕

○事務局長（小野昌司君） 朗読いたします。

総務委員会委員	1 番 吉野 寛招議員	3 番 西村 泰一議員
	6 番 松田 健議員	7 番 柿谷 悟議員
	8 番 高橋 祐平議員	10 番 高橋 立一議員
	11 番 海地 雅弘議員	13 番 豊島美代子議員
産業建設委員会委員	1 番 吉野 寛招議員	6 番 松田 健議員
	8 番 高橋 祐平議員	9 番 土居 信一議員
	11 番 海地 雅弘議員	12 番 宮田 志野議員
	14 番 森田 収三議員	15 番 大崎 宏明議員
教育民生委員会委員	2 番 佐々木 學議員	3 番 西村 泰一議員
	4 番 大崎 稔議員	5 番 西山 慶議員
	7 番 柿谷 悟議員	9 番 土居 信一議員
	12 番 宮田 志野議員	14 番 森田 収三議員

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。

ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員に指名いたしたいと
思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました以上の方々
を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

日程第 4 議会運営委員会委員の選任

○議長（大崎宏明君） 日程第 4、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議長の指名する議会運営委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。事務局長。

〔事務局長 小野昌司君登壇〕

○事務局長（小野昌司君） 朗読いたします。

議会運営委員会委員	1 番	吉野 寛招議員	2 番	佐々木 學議員
	4 番	大崎 稔議員	5 番	西山 慶議員
	8 番	高橋 祐平議員	10 番	高橋 立一議員
	12 番	宮田 志野議員	13 番	豊島美代子議員

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。

ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり議会運営委員会委員に指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方々を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

○議長（大崎宏明君） この際、暫時の間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△正副委員長の互選結果報告

○議長（大崎宏明君） 各常任委員会の正副委員長及び議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、事務局長に報告させます。事務局長。

〔事務局長 小野昌司君登壇〕

○事務局長（小野昌司君） 御報告いたします。

総務委員会	委員長	11 番	海地 雅弘議員
	副委員長	8 番	高橋 祐平議員
産業建設委員会	委員長	1 番	吉野 寛招議員
	副委員長	12 番	宮田 志野議員
教育民生委員会	委員長	9 番	土居 信一議員
	副委員長	5 番	西山 慶議員
議会運営委員会	委員長	13 番	豊島美代子議員
	副委員長	10 番	高橋 立一議員

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） この際、暫時の間休憩いたします。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 市議案第 41 号から第 43 号

○議長（大崎宏明君） 日程第 5、市議案第 41 号から市議案第 43 号までを一括して議題といたします。

△提案趣旨説明

○議長（大崎宏明君） 提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本日、臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただきまして、開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

本日は、各常任委員会委員を初め、議会運営委員会委員の選任などの議事も無事終了され、新たな議会組織が決定されましたことにお喜び申し上げますとともに、今後とも市政の執行と住民福祉の向上のため、より一層の御指導と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

はじめに、過日新聞報道されました、個人住民税の調整控除の算定誤りにつきまして、課税誤りの対象者の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。

今回の誤りにつきましては、令和元年度税制改正における配偶者特別控除の見直しに伴い、調整控除の算出方法が変更されておりますが、この税制改正に対応するためのシステム改修を行う際に、改修前にデータ入力していた方に対して、その改修内容を反映する処理を行っていなかったため生じたものであります。

なお、課税誤りの対象者は 110 人で、課税誤り額の合計は 243,400 円、対象者一人当たりの課税誤り額は 300 円から 2,500 円となっており、対象者の皆様には、11 月 7 日までに今回の課税誤りの御説明と、お詫びの文書をお送りいたしております。

今後はこのようなことがないよう適切な事務処理に努めてまいりますので、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本議会に提出いたしております議案につきましては、市議案第 41 号の令和元年度一般会計補正予算専決処分の承認について、市議案第 42 号の令和元年度下水道事業特別会計補正予算専決処分の承認について、市議案第 43 号の工事請負契約の変更についての 3 議案を提出いたしております。議案の詳細につきましては、関係課長から御説明申し上げますので、御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

△議案説明

○議長（大崎宏明君） 続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 議案書１ページ、市議案第４１号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

別冊補正予算書の１ページをお開き願います。

補正の額といたしましては、歳入歳出それぞれ１億６，９１４万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１４６億８，５０８万８，０００円としようとするものでございます。

２ページから３ページの、第１表歳入歳出予算補正の歳出をご覧ください。

まず、３ページ歳出でございますが、第４款衛生費は、塵芥処理費更正といたしましてクリーンセンターの不燃ごみ破碎機改修工事のために２，７５０万円、災害時応急し尿汲み取り費６万８，０００円の計２，７５６万８，０００円を補正計上いたしております。

第６款農林水産業費は、１０月３日の台風１８号で被災しました各地域の農業用水路の修繕２５０万円、土砂取り除き作業７４０万円、その他重機借り上げ及び原材料費等８０万円、林道補修費更正として３０万円、漁港管理費更正といたしまして久通漁港防波堤修繕に１００万円、野見、中ノ島の葦・流木処理や安和の砂利取り除き等に係る費用１５０万円の計１，３５０万円を補正計上いたしております。

第８款土木費につきましても同じく台風１８号により被災しました市道、河川に係る緊急対応分といたしまして修繕に係る需用費５００万円、役務費５００万円、工事請負費９５０万円、原材料費２０万円、また、下水道事業特別会計繰出金更正といたしまして２７２万１，０００円の計２，２４２万１，０００円を補正計上いたしております。

第１１款災害復旧費といたしましては、現年発生補助災害復旧費更正として農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費それぞれに２，６２７万５，０００円、７，９３８万円の計１億５６５万５，０００円を補正計上いたしております。

これら歳出に充当する歳入でございますが、２ページの歳入をご覧ください。

第１３款分担金及び負担金１８２万２，０００円、第１５款国庫支出金４，８６９万１，０００円、第１６款県支出金１，４１４万１，０００円、第２０款繰越金３，５３９万円、第２２款市債６，９１０万円を補正計上いたしております。

なお、詳細につきましては５ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

次に４ページ第２表地方債補正でございますが、それぞれ限度額を引き上げ、災害復旧事業限度額を７，２７０万円、過疎対策事業限度額を１２億８，１１０万円とするものでございます。

以上、令和元年度須崎市一般会計補正予算（第３号）を地方自治法第１７９条第１項の規定に基づきまして、専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第４２号専決処分の承認につきまして、ご説明申し上げます。

令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分いたしましたので、御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

議案書２ページ、別冊補正予算書の１１ページでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ２７２万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億９，６９０万３，０００円としたものでございます。

１２ページの歳出では、第１款下水道費第１項下水道費、２７２万１，０００円の増額をしております。これは、１０月２日から３日の台風１８号に伴う緊急対応でございまして、内訳としては、朝ヶ谷雨水幹線等の雨水管きよの呑み口に堆積した土砂やごみの取り除き、大間ポンプ場、西部ポンプ場の補器類等の修繕となっております。

これに対する歳入は、第４款繰入金第１項他会計繰入金で、２７２万１，０００円の更正でございます。詳細につきましては、１３ページ以降の事項別明細書をご参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 市議案第４３号工事請負契約の変更についてご説明いたします。

議案書の３ページでございます。

本工事旧須崎保育園空き家改修工事（建築主体工事）につきましては、本年３月議会におきまして、２億１，７６２万円の契約について議決をいただき、工事を進めておりましたが、追加工事等の発生により変更契約を行う必要が生じたので、本年９月補正に予算計上し、２億４，６８３万８，２００円に変更契約金額として提案させていただきました。

変更契約の内容としましては、当初設計分の変更とともに追加工事として工事進捗に伴い発生しました既存躯体施行不良部分の補強工事を行うことの増分が７００万円。また造り付け家具などを追加することによる増分が約７００万円で３２か所の本棚等を設置いたします。その他屋根及び樋工事や金属工事などの変更により建築主体工事分で約１，９５０万円の増額でございます。

また屋外附帯工事では、側溝用グレーチングの外溝工事の追加や防災空地のカラーアスファルト舗装への変更により約３００万円の増額でございます。

これらに共通仮設費や現場管理費（１００万円）などを加えまして今回２，９２１万８，２００円の増額となっております。

また、工事期間を令和２年１月３１日としておりましたが、契約内容の変更により工事期間を令和２年２月２８日まで延長しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 以上で議題といたしました議案の説明は終わりました。

△議案質疑

○議長（大崎宏明君） これより市議案第４１号及び市議案第４３号までの３議案について、一括して、質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますこれら３議案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、これら３議案は委員会の付託を省略することに決しました。

○議長（大崎宏明君） これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 討論なしと認めます。

△市議案第４１号採決

○議長（大崎宏明君） これより市議案第４１号専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△市議案第４２号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、市議案第４２号専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△市議案第４３号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、市議案第４３号工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（大崎宏明君） 以上で、本日の臨時会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前の御挨拶を申し上げます。

本議会にご提案申しあげました議案につきまして、慎重審議のうえ、適切な御決定をいただき、誠にありがとうございました。今後とも、特段の御指導と御協力をよろしくお願い申し上げます。

晩秋を迎え、朝晩の冷え込みがいよいよ厳しくなってきました。議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも御留意され、ますます御活躍されますよう、御祈念申し上げまして、

閉会前のごあいさつとさせていただきます。

○議長（大崎宏明君） これをもちまして第４５８回須崎市議会１１月臨時会を閉会いたします。

午前１１時４３分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

第459回須崎市議会12月定例会会議録

須崎市告示第12号

令和元年12月4日に、須崎市議会定例会を須崎市議会議事堂に招集する。

令和元年11月27日

須崎市長 楠瀬 耕作^印

議事日程

令和元年12月4日（水曜日）午前10時開会

第1．会期の決定

第2．会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

第3．市議案第44号～第62号

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席議員

1 番 吉野 寛招君	2 番 佐々木 學君
3 番 西村 泰一君	4 番 大崎 稔君
5 番 西山 慶君	6 番 松田 健君
7 番 柿谷 悟君	8 番 高橋 祐平君
9 番 土居 信一君	10 番 高橋 立一君
11 番 海地 雅弘君	12 番 宮田 志野君
13 番 豊島美代子君	14 番 森田 收三君
15 番 大崎 宏明君	

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 横畠 浩治君
会計管理者兼会計課長 中谷 卓也君	総 務 課 長 梅原健一郎君
企画政策課長 國澤 豊君	プロジェクト推進室長 奥田 史雄君

元 気 創 造 課 長 西 森 茂 幸 君
地 震 ・ 防 災 課 長 岡 本 憲 仁 君
市 民 課 長 馬 場 砂 織 君
健 康 推 進 課 長 森 光 澄 夫 君
農 林 水 産 課 長 楠 瀬 晃 君
住 宅 ・ 建 築 課 長 小 野 修 一 郎 君
水 道 課 長 宮 本 文 彦 君
学 校 教 育 課 長 北 川 洋 子 君
海 洋 スポーツパーク構想推進監 高 橋 孝 典 君

人権交流センター所長 久 万 敏 幸 君
税務課長兼固定資産評価員 北 川 幸 一 君
長 寿 介 護 課 長 吉 本 加 津 代 君
環 境 保 全 課 長 嶋 崎 貴 寿 君
建 設 課 長 里 見 浩 志 君
福 祉 事 務 所 長 井 上 幸 一 君
教 育 長 細 木 忠 憲 君
生 涯 学 習 課 長 西 田 功 君
子 ども ・ 子 育 て 支 援 課 長 中 山 明 君

事務局職員出席者

局	長 小 野 昌 司 君	次	長 池 田 知 佐 子 君
主	監 濱 田 尚 己 君		

午前 10 時 開会

○議長（大崎宏明君） ただいまから第 459 回須崎市議会 12 月定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会期の決定

○議長（大崎宏明君） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 19 日までの 16 日間といたしたい
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって会期は 16 日間と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（大崎宏明君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、6 番松田健さん、7 番柿谷悟さん、8 番
高橋祐平さん、以上 3 人の方を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（大崎宏明君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 小野昌司君登壇〕

○事務局長（小野昌司君） おはようございます。御報告申し上げます。

市長より今期定例会に付議するため市議案第44号から第62号までの19議案の提出があり、その写しを、過日、お手元に配付をいたしております。

今期定例会の説明員として、議長より市長と教育長及びその委任を受けた者に対しまして、それぞれ出席を要請いたしております。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和元年10月分の例月現金出納検査結果の報告がありました。各会計の計数は正確であり、現金の出納及び保管の状況は適正と認めた旨の報告でございます。

次に、地方自治法第100条第13項及び須崎市議会会議規則第166条第1項に基づく閉会中の議員の派遣報告及び9月定例会以降の議会日誌につきましては、お手元に配付をいたしております。

また、市長より地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分の報告がありましたので、報告書の写しを議席に配付をいたしております。

以上で報告を終わります。

須総発第 297 号

令和元年11月27日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和元年12月4日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

- | | |
|---------|--|
| 市議案第44号 | 須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について |
| 市議案第45号 | 須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 市議案第46号 | 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 市議案第47号 | 須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について |
| 市議案第48号 | 須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 市議案第49号 | 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 市議案第50号 | 須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 市議案第51号 | 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）について |
| 市議案第52号 | 令和元年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 市議案第53号 | 令和元年度須崎市スクールバス特別会計補正予算（第1号）について |
| 市議案第54号 | 令和元年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 市議案第55号 | 令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 市議案第56号 | 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 市議案第57号 | 令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について |

市議案第58号 令和元年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）について
市議案第59号 公共施設等運営権の設定について
市議案第60号 須崎市総合計画の基本構想の策定について
市議案第61号 人権擁護委員の候補者の推薦について
市議案第62号 監査委員の選任について

日程第3 市議案第44号から第62号

○議長（大崎宏明君） 日程第3、市議案第44号から第62号までの19議案を一括議題といたします。

△提案趣旨説明

○議長（大崎宏明君） 提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。本日、12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただき、開会できましたことを厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会には、条例改正議案を初め19議案を提出いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げます。

まず、去る11月3日の文化の日に、第52回須崎市表彰式を挙行し、本年度は市民賞1人、市長特別表彰1団体を表彰いたしました。

市民賞につきましては、長年にわたり須崎ライオンズクラブの会員として社会奉仕活動に従事され、また、須崎商工会議所副会頭として本市の産業振興に寄与するとともに、日本で一番子どもたちが本を読むまちをつくる会を設立し、本市の教育分野においても貢献されました辻重利様に、お贈りいたしました。

また、市長特別表彰につきましては、2019柳川ソーラーボート大会学生の部周回レース及び学生の部スラロームコンテストにおいて、それぞれ優勝された須崎総合高等学校造船部様にお贈りいたしました。

受賞されました皆様の御功績をたたえまして、心からお慶び申し上げますとともに、今後にかかれましても、なお一層の御活躍とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和2年度の予算編成についてであります。

国の予算編成としましては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」における経済再生なくして財政健全化なしの基本方針のもと、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、財政健全化目標の達成を目指し、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行うとし、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを進めるとされております。

地方に関しましても、総務省が8月に公表した令和2年度の地方財政の課題におきまして、少子高齢化に対応した人づくり革命や、防災・減災、国土強靱化を初めとする暮らしの安全・安心の確保などの取り組みを進めるとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保することとされております。

本市におきましては、行政改革大綱に基づく財政健全化への取り組みを実施してきた結果、財政健全化判断指標である将来負担比率については平成30年度決算において大幅な改善が見られましたが、実質公債費比率については前年度と変わらず17.3%となっており、公債費の償還が依然として高どまりを続けていることなどから、今後も財政調整基金及び減債基金を取り崩しての財政運営となる状況が見込まれております。

このような状況下におきまして、限られた財源の中で、防災対策や産業振興、子育て支援や教育環境改善の強化など喫緊の課題に取り組むとともに、年々老朽化が進行している公共施設についても、引き続き維持改修・更新に必要な財源の確保を図る必要があります。

このことから、令和2年度予算におきましては、財政規律を遵守した健全で持続可能な財政を基礎とし、第10次須崎市行政改革大綱の基本方針にのっとり、限られた財源を効果的かつ効率的に活用し、須崎市総合計画で掲げる未来へつなぐ元気創造のまちの実現に向けた予算編成が必要であるものと考えております。

次に、須崎市総合計画についてであります。

本定例会に提出しております須崎市総合計画の基本構想の策定について、若干の御説明を申し上げます。

総合計画につきましては、市政運営における最も上位に位置づけた計画であり、まちづくりの基本的な方針や考え方を示すとともに、その掲げた方針に基づき、各分野においてまちづくりを進めていくための指針となるものであります。

現在の総合計画は、平成27年度から本年度までの5年間を計画期間とし、目まぐるしく移り変わる社会経済情勢の中、安心・安全に市民生活を送るためのインフラ整備や防災対策、産業振興による地域の活性化、保健・福祉や教育の充実など市民満足度の向上を目指し、本市の未来像に向かって、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

令和2年度からスタートする次期須崎市総合計画におきましても、須崎市自治基本条例の基本理念にのっとり、市民との協働によるまちづくりを進め、持続可能な須崎市を次世代へつなげていかなければなりません。市民の暮らしを守り、希望が持てるすさきづくりに向けて、引き続き目指すべき本市の未来像を未来へつなぐ元気創造のまちとし、須崎市に住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、本計画の策定に当たりましては、市民の皆様や各団体の皆様からいただいた御意見を踏まえ、須崎市総合計画審議会に諮問し、答申をいただいたものであります。

次に、千葉県への職員の災害派遣についてであります。

本年9月の台風15号は、千葉県を中心として、関東地方に甚大な被害をもたらしました。

本市におきましては、去る9月17日に千葉県館山市より職員の派遣要請がございましたことから、9月20日から26日までの7日間、地震・防災課の職員2人をボランティアセンターに派遣し、被災地支援活動を行ってまいりました。現地では、暴風による住宅被害が多数発生しており、飲食物や日用品の支援に加え、屋根瓦の補修やブルーシートの設置、住宅内外の片づけや家財の廃棄等といった要望が多数寄せられていたとのことであります。

派遣した職員からは、被災直後の大変慌ただしい状況の中、災害対策本部の運営参加や、ボラ

ンティアセンターにおける被災者からのさまざまな要望への対処等を通じ、復旧作業においては、各地域における被災状況を早急かつ正確に把握し、それらの情報を消防、自衛隊、ほかの自治体等と共有することの重要性を強く感じたとの報告がっております。

館山市を初め、被災した地域の早期復旧と、被害に遭われた皆様が一日でも早く日常生活を取り戻すことができますよう、心よりお祈り申し上げます。

次に、南海トラフ地震津波を想定した避難訓練についてであります。

去る11月6日、桐間地区津波避難訓練を実施いたしました。当日は、桐間地区事業所や地域住民、校区内の児童生徒等530人の皆様に御参加をいただきました。また、去る12月1日に実施いたしました一斉避難訓練につきましては、当日、午前8時より約80カ所の避難場所への避難訓練と、携帯メール、衛星携帯電話、簡易無線などによる情報伝達訓練を行い、約1,200人の市民の皆様に御参加いただきました。御協力いただきました関係機関の皆様には、この場をおかりいたしまして御礼申し上げます。

本市では、これまでも避難訓練を中心とした防災訓練を実施しておりますが、必ず起こる南海トラフ巨大地震に備え、迅速かつ的確な行動がとられるよう、より意識の高い訓練を繰り返し実施し、災害発生時の被害を最小限にとどめたいと考えておりますので、今後とも多くの皆様の積極的な御参加をお願い申し上げます。

次に、地域自主組織の取り組みについてであります。

地域自主組織の結成につきましては、本年4月から各公民館の公民館運営審議会や各種団体等の総会において繰り返し御説明申し上げてまいりました。また、各公民館だよりへ地域自主組織の取り組みについて掲載するなど、市民の皆様への周知にも努めてまいりました。

その結果、吾桑公民館及び上分公民館につきましては、本年度中に正式な準備会を立ち上げ、令和2年度中の地域自主組織の結成に向けて取り組むこととなっておりますが、須崎、多ノ郷、新荘、南公民館につきましては、結成のめどが立っておらず、引き続き地域の皆様との協議を重ねながら、地域自主組織の結成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、図書館整備についてであります。

新図書館の整備に向け、昨年度は市民の皆様を対象にワークショップを行い、御意見をお聞きいたしました。本年度は図書館基本構想と建設構想を同時に策定することといたしております。これは、従来の基本構想を策定した後に建設構想を策定するというものではなく、基本構想・建設構想を同時にリンクさせながら策定することにより、より質の高い基本構想・建設構想が策定できるとともに、建設までの時間の短縮と、より効率的な事業展開を意図したものであります。

このため、建設構想について、9月にプロポーザル審査を行う旨を公表し、その中で候補地を3カ所挙げ提案を求めたところであります。そして、1次審査、2次審査を経て、去る11月13日にパシフィコ横浜の図書館総合展におきまして、公開プロポーザルを実施し、最優秀企画提案者を決定いたしました。

今後は本年度末をめどに基本構想・建設構想を策定し、来年度からは基本計画づくりに移っていくこととなりますが、今後作業を進めていくためには建設予定地を決定する必要がありますので、議会にも御相談申し上げ、できるだけ早く決定する方向で取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

次に、小中学校の統合計画についてであります。

学校教育では、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し、切磋琢磨しながら児童生徒一人一人が資質、能力を伸ばし、社会的自立を育んでいくことが重要であり、そのためには一定数以上の児童生徒が在籍する学校規模を確保することが必要であります。

一方、本市の児童生徒数は、昭和最後の63年度には、小学校2,524人、中学校1,490人、合計で4,014人でしたが、平成25年には、1,500人を割り込み、本年度は小中合計で1,218人となり、平成の30年間で約2,800人もの減少となっており、適正な学校規模を確保するためには、学校の統廃合等による再編は避けられない状況となっております。

こうしたことから、平成27年3月に策定した須崎市学校適正配置計画に基づき、今後の小中学校の配置の方向性を示すため、須崎市小中学校統合計画の策定に向けて検討を開始いたしました。まずは市内での協議を行った上で、児童生徒の実情を十分踏まえつつ、保護者や市民の皆様への説明、協議に移ってまいりたいと考えております。教育的視点から、児童生徒にとって望ましい教育環境を整備するため、本年度中の統合計画策定に向けて取り組んでまいりますので、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提出いたしました幾つかの議案につきまして、若干の御説明を申し上げます。

市議案第48号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与等に関して、新たに条例の制定をしようとするものであります。

市議案第50号につきましては、人事院勧告に基づく一般職及び特別職の国家公務員の給与改定に伴い、給与条例等の一部改正を行うものであります。

これらを含めまして、条例議案を7議案提出いたしております。

予算案につきましては、市議案第51号から市議案第58号までの令和元年度各会計の補正予算案を8議案提出いたしております。

その他の議案につきましては、公共施設等運営権の設定について、須崎市総合計画の基本構想の策定について、人権擁護委員の候補者の推薦について、監査委員の選任についての4議案を提出いたしております。

以上、本定例会に19議案を提出いたしておりますが、各議案の詳細につきましては、この後、関係課長等から御説明申し上げますので、御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大崎宏明君） 続いて、議案の説明を求めます。

人権交流センター所長。

〔人権交流センター所長 久万敏幸君登壇〕

○人権交流センター所長（久万敏幸君） おはようございます。市議案第44号須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

議案書1、2ページでございます。

この条例改正は、平成２８年に部落差別の解消の推進に関する法律を初め、差別を解消することを目的とした３つの法律、いわゆる差別解消３法が施行されるなど、近年、差別の解消及び人権施策の推進に向けた法整備が進んだことから、法令等の趣旨に即してさらに充実した人権施策を推進するため、この差別解消３法を本条例中に書き加えるものであります。

改正内容といたしましては、第１条中の「基本理念として」の次に「、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成２８年法律第６８号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成２８年法律第１０９号）等の差別の解消を目的とする法令の趣旨にのっとり」の文言を加えるものであります。

なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（大崎宏明君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 井上幸一君登壇〕

○福祉事務所長（井上幸一君） 市議案第４５号須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書３ページから４ページでございます。

本議案は災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、議決をお願いするものでございます。

改正の主な内容でございますが、償還免除の規定で、申請できる者の要件に、破産手続または再生手続の開始決定を受けた者を追加するというものであります。

なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願い致します。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） おはようございます。よろしくお願い致します。

それでは、市議案第４６号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の５ページから１３ページでございます。

消費税の引き上げによります財源を活用し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るといふ少子化対策の観点から、幼児教育・保育の無償化が国の施策としまして令和元年１０月１日から施行されました。このことに伴い、法令（内閣府令第８号）等が一部改正されたため、須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものでございます。

条例の改正につきましては、本来、法の施行と合わせて行うものですが、内閣府令第８号では、条例整備の猶予に関する経過措置期間として、施行から１年以内に改正を行えばよしとし、改正条例が施行されるまでの間は、改正後の基準府令に定める基準は当該市町村の条例で定める基準

をみなすとされておりまして、今回、１２月定例会に提案をさせていただくものです。

なお、無償化につきましては１０月１日から施行されておりまして、その業務を行う上で必要な取り決め等につきましては、既に規則及び訓令等を整備しまして対応いたしております。

今回の条例の主な改正内容としましては３点ございまして、１点目は、満３歳以上の教育・保育給付認定子供及び市町村民税非課税世帯の満３歳未満の保育認定子供にかかる教育・保育給付の利用者負担額を無償とすることとなりました。２点目としまして、今回、無償化から対象外とされました副食費、おかずでございますが、これにつきまして満３歳以上の教育・保育給付認定子供のうち、低所得者世帯等については免除されることとなりました。この２点につきましては、議案書の７ページ、８ページの第１４条の改正によりまして規定をされております。

なお、須崎市では副食費につきましては、保護者の負担を軽減するため、独自の補助要綱を制定しまして、無償としております。

３点目としましては、６ページの第２条で新たな用語を定義するとともに、法改正に伴う用語の整理としまして、条例全般にわたりまして「支給」を「教育・保育給付」に改めるなどの改正を行っております。

そして、附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 市議案第４７号須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書１４ページでございます。

この議案は、市政運営や各種施策の推進に当たりまして、専門的な知識経験またはすぐれた見識を有する者を、任期を定めて採用することにより、その専門的な知識経験またはすぐれた見識を一定期間活用して、特に必要とされる業務に従事するとともに、公務の能率的な運営を確保することができるよう条例を定めようとするものであります。

１５ページからでございます。

第１条で趣旨を、第２条では専門的な知識経験またはすぐれた見識を有する職員の採用について、第３条では一定期間の業務に従事させる職員の採用について、また第４条では、第３条第１項各号に掲げる業務における短時間勤務の職員の採用について定めるものであります。

第５条では任期の延長にかかる任期の特例を、第６条では任期の更新についてを、第７条では特定任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与の特例について、第８条では特定任期付職員の須崎市一般職員の給与に関する条例の適用除外等について、第９条では委任規定を定めるものであります。

次に附則といたしまして、第１条では、この条例は令和２年４月１日から施行することとしており、第２条から第５条までは須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を初め、本条例制定に当たりまして改正が必要となる関係条例の一部改正につきまして規定することといたしております。

続きまして、市議案第４８号須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして御説明いたします。

議案書１９ページからでございます。

この議案は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、臨時・非常勤職員につきまして、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について、規定を整備するための地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の令和２年４月１日の施行に合わせて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定しようとするものでございます。

議案書２０ページからでございます。

第１章総則におきまして、第１条で趣旨、第２条で定義、第３条で給与を規定し、第２章におきまして、フルタイム会計年度任用職員の給与について定めることとし、第４条で給料、第５条で職務の級、第６条で号給、第７条で給料の支給、第８条で通勤手当、第９条で地域手当、第１０条で時間外勤務手当、第１１条で休日勤務手当、第１２条で夜間勤務手当、第１３条で宿日直手当、第１５条で期末手当につきまして、それぞれ給与条例の準用及び読みかえ等につきまして規定することといたしております。

また第１４条では端数処理として、勤務１時間につき支給する手当の端数処理について、第１６条では勤務１時間当たりの給与額の算出について、第１７条では給与の減額について規定することといたしております。

次に、第３章ではパートタイム会計年度任用職員の給与について定めることとし、第１８条では職員報酬について規定するとともに、第１９条から第２１条で勤務時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬について、それぞれ規定することといたしております。

また、第２２条で報酬の端数処理について、第２３条で期末手当について、第２４条では報酬の支給について、第２５条では勤務１時間当たりの報酬額の算出について、第２６条で報酬の減額について、それぞれ所要の規定を定めることといたしております。

第４章では、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償につきまして、第２７条及び第２８条で通勤及び公務のための旅行に係る費用弁償を規定し、最終章の第５章雑則では、第２９条で給与からの控除について、給与条例の準用を、第３０条では市長の特認による給与の定めについて、第３１条では休職者の給与について、第３２条で委任規定について定めることといたしております。

なお、附則といたしまして、第１条で施行期日を、第２条ではこの条例の施行の日の前日において任用されている職員が施行日以降も引き続き会計年度任用職員として任用された者のうち、報酬等相当年額が旧報酬年額に達しない場合、必要な調整を行うことができるようにするもので、第３条では期末手当の支給に当たり、期末手当の基礎額に乗じる割合を算定するために必要な在職期間の通算について規定することといたしております。

続きまして、市議案第４９号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして御説明いたします。

議案書２９ページでございます。

この議案は、令和２年４月１日から会計年度任用職員制度を導入するに当たりまして、条例制定を御提案させていただいております須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴いまして、関係する条例の改正等によりまして整備をしようとするものでございます。

議案書３０ページからでございます。

第１条では、須崎市一般職員の給与に関する条例の第５条（給料の支給方法）に係る計算期間について、「月の１日から末日までの分」にまとめるとともに、同条例の第１８条の２の臨時職員及び非常勤職員の給与等についてを会計年度任用職員の給与として条文を改めるものでございます。

第２条では須崎市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第３条（休職の効果）に、会計年度任用職員に関する条項を追加。

第３条では須崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第３条中の給料の次に、会計年度任用職員に関する条文を加えるものです。

第４条では須崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第１５条（臨時及び非常勤職員の給与）を、会計年度任用企業職員の給与として改めることといたしております。

３１ページ、第５条では須崎市職員定数条例第１条の臨時の職にあるものを、臨時的任用職員に限ることに改めることとしております。

第６条では技能職員の給与の種類及び基準を定める条例第３条、第５条について、企業職員と同じく所要の改正を行うものです。

第７条では須崎市職員の退職手当に関する条例第２条第２項に、パートタイム会計年度任用職員の適用除外について、ただし書きとして追加することといたしております。

第８条では、須崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第５条（補償基礎額）に会計年度任用職員の区分を追加するものでございます。

第９条では、須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例第１条で、根拠法令の条ずれを改正するとともに、別表を改正するもので、非常勤の公民館長初め１２件を削除し、学校医、学校歯科医の２件を新たに追加いたしております。

続きまして３５ページ、第１０条では須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を、第１１条では須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を、第１２条では須崎市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を、第１３条では須崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を、第１４条では須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の一部について、それぞれ会計年度任用職員制度導入に合わせて所要の改正を行うことといたしております。

３７ページ、第１５条では過疎地域自立促進計画推進員、第１６条では消費生活相談員の報酬等について、第１７条では須崎未来塾塾長の報酬等について、それぞれ会計年度任用職員の定めによることとするものであります。

第１８条では須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例第３条（身分）の定めについて、所要の改正を行うこととしております。

附則といたしまして、第１条でこの条例は令和２年４月１日から施行することとし、第２条では須崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第５条の規定は、施行日

以後に発生した事故に起因する災害にかかる補償に適用することとするものであります。

続きまして議案書39ページ、市議案第50号須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

今回の改正は、令和元年度の人事院勧告に基づきまして所要の関係条例を改正しようとするものでございます。

議案書40ページからでございます。

初めに、須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条では勤勉手当につきまして、その総額を算定するための率を改正するものでございます。須崎市一般職員の給与に関する条例第17条第2項第1号で規定する一般職員に対する当該率である「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改めるものでございます。

次に、須崎市一般職員の給与に関する条例第3条で定める給料表である別表につきましても、今回の人事院勧告に基づきまして、国の基準同様に、平均改定率を0.1%引き上げるものに改めることといたしております。平成31年4月1日から適用するよう、附則第1条第2項に定めることといたしております。

次に、第2条では須崎市一般職員の給与に関する条例第8条の2で規定する住居手当につきまして、支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、手当額の上限を2万3,000円から2万7,000円に引き上げることとするものであります。また、来年度からの勤勉手当につきまして、須崎市一般職員の給与に関する条例第17条第2項第1号で規定する一般職員に対する当該率である「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合は100分の97.5」を「100分の95」に改め、附則第1条第1項に規定するものでございます。

次に、第4条須崎市議会議員の報酬等に関する条例の一部改正、第6条の須崎市長等給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部改正につきましては、市議会議員、市長、副市長、教育長に支給されます本年12月の期末手当の率を100分の162.5を100分の167.5に改めるものでございます。

第5条及び第7条では、来年度からの市議会議員、市長、副市長、教育長に支給されます期末手当の率を100分の167.5を100分の157.5に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして第1条には施行の日及び適用について、第2条では（給与の内払）として改正後の給与条例を適用する場合において、この条例第1条による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例への規定による給与の内払いとみなすもの。また第3条では住居手当に関する経過措置として、一定要件のもと、1年間据え置く経過措置期間を設けるものでございます。

続きまして、議案書46ページでございます。

市議案第51号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

補正の額といたしましては、歳入歳出それぞれ1億3,673万8,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額をそれぞれ１４８億２，１８２万６，０００円としようとするものでございます。

まず、歳出から御説明いたします。２ページからの第１表歳入歳出予算補正の４ページ歳出をお開きください。

なお、各款にわたります職員の人件費の補正でございますが、市議案第５０号の須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をお願いをいたしております人事院勧告に伴います、給料、勤勉手当の更正、そして本年４月の人事異動による補正などでございます。詳細につきましては２９ページの給与費明細書をごらんいただき、ここでの説明は省略させていただきたいと思います。

まず、第１款議会費は人件費の更正で１７４万６，０００円の減額補正となっております。

第２款総務費につきましては、財務会計システム改修委託料に４５万円、市有財産管理費更正として１４５万５，０００円、交通安全対策費に９１万３，０００円、自主防災組織活動支援事業費に１００万円など、人件費更正を含め３０７万４，０００円の補正となっております。

第３款民生費では、社会福祉総務費更正のほか、障害者自立支援給付費に１，２７０万円、後期高齢者医療事業費更正として４８２万９，０００円、介護保険特別会計繰出金は７８１万９，０００円の更正減、児童扶養手当事業費更正１，３５０万円、児童措置費は３，４８６万４，０００円の更正減、吾桑保育園耐震補強工事設計委託料３７０万円及び人件費の補正などによりまして、１，６４０万８，０００円の補正となっております。

第４款衛生費は、主に人件費の補正などにより、６６万４，０００円の減額補正となっております。

第６款農林水産業費は、こうち農業確立支援事業費及び複合経営拠点支援事業費に３，７８８万７，０００円、地域農業水利施設ストックマネジメント事業費更正として８００万円、配水機維持費更正２２６万円、沿岸漁業無線ネットワーク整備事業費６４万４，０００円や人件費の補正などによりまして、５，１８２万８，０００円の補正となっております。

第７款商工費では、人件費の補正といたしまして２３８万９，０００円の補正でございます。

第８款土木費は、がけくずれ住家等防災対策事業費及び県工事負担金更正６５０万円、市道整備工事費２５０万円、道路更新防災対策事業費更正４００万円、下水道事業特別会計繰出金４６５万１，０００円、市営住宅維持管理費更正３２５万円や人件費の補正などによりまして、２，８４８万１，０００円の補正となっております。

第９款消防費は、高幡消防組合負担金更正として８３７万６，０００円の補正となっております。

第１０款教育費は、小学校管理費更正として６７９万円、多ノ郷小学校駐車場整備事業費更正として７００万円、中学校管理費更正として１１８万７，０００円、中学校図書購入費や特別支援教育支援員配置事業費更正など、教育振興費として２０１万７，０００円の補正、放課後児童クラブ推進事業費更正として１３３万７，０００円、須崎公民館移転整備事業費に７８５万３，０００円、保健体育総務費更正として６０万円及び人件費の補正などによりまして、２，８５９万２，０００円の補正となっております。

これらに充当いたします財源といたしましては、２ページの歳入で御説明いたします。

初めに特定財源といたしまして、第13款分担金及び負担金を174万6,000円減額するとともに、第15款国庫支出金を278万8,000円、第16款県支出金を1,261万5,000円、第18款寄付金を200万円、第19款繰入金を780万円、第21款諸収入を10万円、第22款市債を4,190万円、それぞれ増額補正いたしております。また、一般財源といたしまして、第1款市税を133万4,000円、第20款繰越金を6,994万7,000円計上いたしております。

なお、詳細につきましては8ページからの事項別明細書等をごらんいただきたいと思います。

次に6ページ、第2表債務負担行為補正でございますが、広報編集・印刷業務委託を初め8つの事項につきまして、それぞれ議決日から令和2年度まで記載の額を限度額として債務負担行為を行うものでございます。

次に7ページの第3表地方債補正でございますが、新たに緊急自然災害防止対策事業債を追加すること及び過疎対策事業と一般単独事業につきまして、それぞれ限度額を変更しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） 市議案第52号令和元年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書は47ページ、別冊令和元年度須崎市補正予算書30ページをお願いいたします。

第1条で債務負担行為を定めるものでございます。

31ページの第1表でございます。令和2年度の市営バス運行業務について、新年度開始前に受託事業者と契約を締結し、調整を図る必要があることから、期間を議決日から令和2年度まで、限度額を1,380万円として債務負担行為を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） 市議案第53号令和元年度須崎市スクールバス特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊補正予算書の32ページをごらんください。

第1条で、債務負担行為について定めるものでございます。

次に33ページの第1表をごらんください。令和2年度のスクールバス運行業務委託について、新年度開始前に受託事業者と契約を締結し、諸調整を行う必要がございますことから、スクールバス運行業務委託について、議決日から令和2年度までの期間、700万円を限度として債務負担行為を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市民課長。

〔市民課長 馬場砂織君登壇〕

○市民課長（馬場砂織君） 市議案第54号令和元年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案書49ページ、別冊補正予算書の34ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ174万4,000円を追加し、総額をそれぞれ31億2,349万6,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。35ページでございます。

第1款総務費に174万4,000円の増額補正でございます。内容としましては、職員人件費の更正と、令和3年3月から開始されますオンライン資格確認に向けたシステム改修及び外国人被保険者在留資格等連携に係る国保システムの改修委託料でございます。

これに充当する財源といたしまして、歳入は第4款繰入金を32万9,000円増額し、第7款国庫支出金に141万5,000円を計上するものでございます。

なお、詳細につきましては36ページからの事項別明細書を御参照ください。

続きまして、市議案第55号令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案書50ページ、別冊補正予算書40ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ18万4,000円を追加し、総額をそれぞれ3億8,195万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。41ページでございます。

第1款総務費18万4,000円の増額は、職員人件費の更正でございます。これに充当する財源といたしまして、歳入第3款繰入金18万4,000円の増額は、一般会計からの繰り入れでございます。

なお、詳細につきましては42ページからの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第56号令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書は51ページ、別冊補正予算書の46ページからでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ465万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億155万4,000円としようとするものでございます。

第2条では翌年度に繰越して使用することができる経費といたしまして、繰越明許費を定めております。

47ページ第1表の歳出をごらんください。

第1款下水道費第1項下水道費、補正額196万6,000円の追加につきましては、人件費の更正と終末処理場汚水ポンプ修繕、浜町ポンプ場配管修繕などが主なものとなっております。

次に、第2款公債費第1項公債費、268万5,000円の補正につきましては、本年度借入れした資本費平準化債の元金償還によるものでございます。

これに対します歳入といたしまして、第4款繰入金第1項他会計繰入金、465万1,000円を増額補正しております。

続きまして第2表繰越明許費といたしまして、第1款下水道費第1項下水道費、管きょ（補助）で、須崎ポンプ場機械電気設備改築更新工事などで、1億9,811万3,000円を翌年度に繰越しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては48ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） 市議案第57号令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

議案書52ページ及び別冊補正予算書の52ページからでございます。

別冊補正予算書の52ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ683万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億3,333万9,000円としようとするものでございます。

それでは、53ページ歳出より御説明を申し上げます。

第1款総務費につきましては、850万円の減額補正としております。その内訳といたしましては第1項総務管理費550万円の減額、第3項介護認定審査会費300万円の減額補正は、それぞれ職員人件費の更正によるものでございます。

続きまして第3款地域支援事業費につきましては、166万2,000円の増額補正といたしております。その内訳といたしましては第2項一般介護予防事業費32万円の増額は、職員人件費の更正、第3項包括的支援事業・任意事業費134万2,000円の増額は、包括支援センター総務費の更正によるものでございます。

続きまして、同じく53ページ、歳入につきましては、第3款国庫支出金第2項国庫補助金、59万7,000円の増額、第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金、8万6,000円の増額、第5款県支出金第2項県補助金29万8,000円の増額補正、第7款繰入金につきましては、第1項一般会計繰入金781万9,000円の減額補正でございます。

なお、詳細につきましては54ページ以降の事項別明細書及び給与費明細書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 水道課長。

〔水道課長 宮本文彦君登壇〕

○水道課長（宮本文彦君） 市議案第58号令和元年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案書53ページ、別冊補正予算書1ページをごらんください。

第2条収益的支出の補正の第1款事業費用第1項営業費用は、人事異動及び人事院勧告に伴います人件費の補正でありまして、100万5,000円を増額し、事業費用総額を5億6,63

1万1,000円とするものでございます。

次に、第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費を100万5,000円増額し、8,443万円とするものでございます。

続きまして、第4条債務負担行為を定めるものでございます。新年度の4月1日から実施しなければならない業務委託につきましては、新年度開始前に受託事業者と契約を締結し、調整を行う必要がありますので、債務負担行為を行うものでございます。期間を議決日から令和2年度までといたしまして、水道施設運転維持管理及び電気・計装設備点検業務委託につきましては、限度額を2,600万円以内、水道水質検査業務委託につきましては限度額を850万円以内としております。

2ページ以降には、補正予算実施計画書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第59号は、須崎市公共下水道施設等運営事業に係る公共施設等運営権を設定することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の54ページ、55ページでございます。

本議案につきましては、本年11月20日に仮契約をしております須崎市公共下水道施設等運営事業公共施設等運営権実施契約が、この議決を経たときに本契約が成立することになっておりまして、公共施設等の名称は須崎市公共下水道事業に係る污水管きょ及び須崎市終末処理場、公共施設等の立地並びに規模及び配置につきましては、污水管きょは本市において、現に公共下水道事業の用に供し、又は供することを決定した資産の総体。須崎市終末処理場は須崎市潮田町4番2他、敷地面積約3万7,520平方メートルになっております。

次に、公共施設等運営権者は、所在地、高知県須崎市西崎町3番10号、名称、株式会社クリンパートナーズ須崎、代表取締役社長村上雅亮であります。代表企業の株式会社NJSの代表取締役になっております。

続きまして、公共施設等運営事業に係る公共施設等の運営等の内容といたしまして、義務事業は、経営に関する業務、運営事業計画書の作成業務、下水道管きょ運営に関する企画、調整及び実施に関する業務、終末処理場の運転管理に関する業務、これはB-DASH実証研究施設の移管後となります。及び附帯事業になります。

最後に、公共施設等の運営権の存続期間につきましては、55ページの5に記載の期間としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） 市議案第60号須崎市総合計画の基本構想の策定について御説明を

申し上げます。

議案書 56 ページでございます。

本議案は、議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定に基づき、須崎市総合計画の基本構想を別冊のとおり策定することについて、議決を求めるものでございます。

それでは、別冊須崎市総合計画にて御説明申し上げます。

表紙の次のページをお願いします。

目次でございます。計画の構成としまして、第 1 部計画の概要から、第 2 部基本構想、第 3 部基本計画と、3 部構成となっております。第 2 部基本構想が議決事項となりますが、総合計画全体を通して議決事項以外についても少し触れさせていただきます。

まず、2 ページからは本計画の策定に当たっての背景、本市の人口推移など、また市民、各団体のアンケートやヒアリング結果を、21 ページからは計画の基本的な方針を示し、計画期間を令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とすることとしております。

次に 26 ページから 28 ページが基本構想となっており、まちづくりの未来像では、安心・安全に住み続けていくために引き続き防災対策を進める必要性を。人口が減少する中であっても若い世代が希望を持てるまちづくりを。海洋スポーツパーク構想のさらなる推進で地域の活性化を。健康で生き生きと暮らし、住んでよかったと思えるまちづくりを。そして各地域の魅力を生かし、住民を主体とした協働のまちづくりを進め、持続可能なまち「すさき」の実現に向かい、目指す未来像を、引き続き未来へつなぐ元気創造のまちといたしました。

次に、計画期間における主要な取り組みとして、記載のとおり 6 つのプロジェクトを掲げております。

続きまして、基本理念では、防災対策や生活インフラの充実により、安心して住みたいと思うまち。切れ目のない子育て支援、健康寿命の延伸や福祉施策の充実による健康で明るい暮らしができるまち。産業振興や観光振興を推進し、人と人が行き交う活力のあるまち。地域住民の主体性を尊重した地域づくりを目指し、地域に元気があり活動が盛んなまち。人権の尊重や教育の充実など、人を思いやり豊かな心を育むまち。と 5 つの理念のもと、まちづくりを推進していくこととしております。

30 ページからはこの理念に基づき、各分野の主な課題や取り組み方針、また計画の進捗管理についてお示しをしています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横島浩治君登壇〕

○副市長（横島浩治君） 市議案第 61 号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明いたします。

議案書 57 ページをお願いいたします。

本議案は人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づきまして、須崎市西崎町 8 番 35 号、古味秀夫氏を人権擁護委員の候補者として推薦することにつきまして、議会の意見を求めるものでございます。

なお、58、59 ページに履歴書を掲載しておりますので御参照くださいますようお願い

願いいたします。

続きまして、市議案第62号監査委員の選任について御説明いたします。

議案書60ページをお願いいたします。

本議案は地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、吾川郡いの町天王北4丁目10番地11、畠中健治氏を監査委員に選任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、61、62ページに履歴書を掲載しておりますので御参照くださいますようよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 議案の説明は終わりました。

○議長（大崎宏明君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。あすから12月9日までの5日間は議案下審査等のために休会し、12月10日から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、あすから5日間は休会することに決しました。

12月10日の日程は一般質問であります。開議時刻は午前10時。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時04分 散会

第459回須崎市議会12月定例会会議録

議事日程

令和元年12月10日（火曜日）午前10時開議

第1．市議案第60号の訂正について

第2．一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員

1 番 吉野 寛招君	2 番 佐々木 學君
3 番 西村 泰一君	4 番 大崎 稔君
5 番 西山 慶君	6 番 松田 健君
7 番 柿谷 悟君	8 番 高橋 祐平君
9 番 土居 信一君	10 番 高橋 立一君
11 番 海地 雅弘君	12 番 宮田 志野君
13 番 豊島美代子君	14 番 森田 收三君
15 番 大崎 宏明君	

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 横畠 浩治君
会計管理者兼会計課長 中谷 卓也君	総 務 課 長 梅原健一郎君
企画政策課長 國澤 豊君	プロジェクト推進室長 奥田 史雄君
元気創造課長 西森 茂幸君	人権交流センター所長 久万 敏幸君
地震・防災課長 岡本 憲仁君	税務課長兼固定資産評価員 北川 幸一君
市民課長 馬場 砂織君	長寿介護課長 吉本加津代君
健康推進課長 森光 澄夫君	環境保全課長 嶋崎 貴寿君
農林水産課長 楠瀬 晃君	建設課長 里見 浩志君
住宅・建築課長 小野修一郎君	福祉事務所長 井上 幸一君
水道課長 宮本 文彦君	教 育 長 細木 忠憲君
学校教育課長 北川 洋子君	生涯学習課長 西田 功君
海洋スポーツパーク構想推進監 高橋 孝典君	子ども・子育て支援課長 中山 明君

事務局職員出席者

局	長 小野 昌司君	次	長 池田知佐子君
主	監 濱田 尚己君		

午前１０時 開議

○議長（大崎宏明君） これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。市長より市議案第６０号の訂正の申し出がありましたので、その写しをお手元にお配りしております。

日程第１ 市議案第６０号の訂正について

○議長（大崎宏明君） 日程第１、市議案第６０号の訂正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） おはようございます。さきに提出いたしました、市議案第６０号須崎市総合計画の基本構想の策定についてにつきまして、議案の一部に誤りがございましたので、訂正することについて御承認をお願いするものでございます。

訂正は正誤表記載のとおり、別冊須崎市総合計画の７カ所について訂正をお願いするものでございます。

内容としましては、正誤表中段、基本計画内となります３３、３４ページの下水道事業、公園の整備の一部の内容について誤りがあり、記載のとおり訂正するものでございます。

そのほかの訂正内容は誤字、脱字による訂正、また、計画書内での送り仮名や表記を統一するための字句の整理となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、市議案第６０号の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第６０号の訂正についてはこれを承認することに決しました。

日程第２ 一般質問

○議長（大崎宏明君） 日程第２、一般質問を行います。

順次質問を許します。４番、大崎稔さん。

〔４番 大崎稔君登壇〕

○４番（大崎稔君） おはようございます。４番、大崎稔でございます。よろしくお願いをいたします。

楠瀬市長、２期８年間締めくくりの定例議会であります。市長は来年１月に執行されます、須崎市市長選挙に出馬されることを表明されておりますので、引き続き市長を務められるという前提に市長及び執行部の皆様に質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、まちづくりの観点からお尋ねをいたします。

今議会、新たな須崎市総合計画の基本構想の策定について、議案の提案がされております。

そこで、質問をいたします。

今回の策定に当たって、留意した点はあるのか、また、市長より諮問をし、答申をいただいた須崎市総合計画審議会ではどのような意見があったのか、私は計画期間が５年間であるのは短いと考える。期間は１０年とし、５年後に一定の見直しをすべきと思いますが、そのような議論はなかったのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

まず、御答弁の前にきょうは上分中学校の皆さんを初め、大勢の傍聴の皆さんにおいでいただきましてありがとうございました。

さて、御答弁いたしたいと思います。

本定例会に提出しております次期須崎市総合計画の策定に当たりましては、まず、現在の総合計画に基づく取り組みの検証を行いまして、現状の課題を再認識することからスタートいたしました。

次に、市民の皆様や各団体の皆様の御意見をお聞きし、改めて課題の整理をいたし、人口減少が進む中にあっても持続可能な地域をつくるには、住み続けていくためにはという考えのもと策定に当たりました。

審議会が出された主な意見といたしましては、防災対策を初め、子育て支援に関するもの、地域活性化のための産業振興への取り組みなど、また、観光振興につきましては、実体験に基づく利用者目線でのより具体的な考えをいただいたこと、さらには、計画の進捗管理や検証を着実に行うことなど、計画策定後の進め方についても大変貴重な御意見をいただきました。

また、審議会では、計画期間の議論はございませんでしたが、社会経済情勢の変化など、長期的な市政運営の展望が見通せない状況の中では、次期総合計画の計画期間についても５年間としたものでございます。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔４番 大崎稔君登壇〕

○４番（大崎稔君） 了解をいたしました。市民アンケートや、それと、今回、新たにというか、

初めて取り入れたことだと思いますが、各種団体へのヒアリング等を取り入れて、そのことを考慮しながら策定をされたことは評価をするところであります。総合計画は市政執行に当たって最も上位にある計画でありますので、基本計画にのっとり、細部にわたってぜひ魂を入れていただくよう、施策を実行していただくよう、お願いをいたします。

それでは、具体的に何点か質問をいたします。

今まで何回も提案をさせていただいておりますが、市道整備についてであります。

昨年度より市内の道路状況調査をされ、完了後、一定の期間がたちました。今後の整備の進め方についてしっかり市民の皆様の方針を示すべきと考えますが、建設課長に見解を聞きたいと思います。あわせて、定期的に市内を巡回し、点検をしながら必要に応じ整備を速やかに行う仕組みをつくるつもりはないか、以上2点についてお答えを聞きたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） おはようございます。お答えします。

昨年度に建設課の職員によりまして市道全路線の路面調査を実施いたしております、点検結果によりまして健全度を3段階に判定し、点検結果によりまして判定3、早期措置段階とした箇所につきましては今後も年に1回程度の定期的な点検を行いながら、路面状況を確認しながら限られた予算内において優先順位をつけて整備を行いたいと考えております。

また、昨年度より交付金事業の活用ができなくなったことから、本年度からは過疎対策事業債を活用して整備を行っております。今後も過疎対策事業債及び公共施設等適正管理推進事業債を活用し、予算確保に努めてまいりたいと考えております。

市道の点検につきましては平成27年度に試験的に4カ月間、シルバー人材センターへの委託を行い、市道の巡回、点検などを実施してまいりましたが、委託費用や緊急時の対応等が困難など、課題があったことや、人員の不足などの課題があり、解決が難しいから取りやめになったと聞いております。現在は、建設課の職員にて実施しておりますが、道路の異常があった場合には直接市民の皆様などから情報をいち早くいただいておりますことから、現況の体制を継続していきたいと考えております。

なお、今後の巡回点検の実施方法等については建設協会等に相談しながら研究していきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） これは私に限らずですが、この市道管理については一般質問と、それから、産業建設委員会とを通じてさまざまな意見がそれぞれ議員から寄せられてきた経過があると思います。

先ほどの建設課長の答弁は、前回私が質問した内容とほぼ同じであるように感じたわけですが、具体的にいわゆるせつかく3段階の調査をされたというわけですので、なかなかこういう議場で、例えば市道何号線ということはそれは言いにくいのはわかります。しかしながら、財源の問題ももちろんあるかと思いますが、もっと突っ込んで、例えば、期間を20年間にして、全路線を

一定見直すような計画、そういうのはやっぱり絶対必要やと思いますし、市民の安心・安全のまちづくりの観点からいえば一番身近なまず課題だと思われます。私たち議員は恐らくこのことが一番相談を受けようことだと感じておるところでございます。何よりも十分な管理ができていないことによって事故やけがが発生したときには、管理責任者である須崎市、当然責任を持たなければならない。よく御理解はしちゅうと思いますが、もう少し積極的に取り組む姿勢を見せていただきたいと思います。ここでこれ以上議論しても時間だけが過ぎてしまいますので一定控えさせていただきますが、例えば、提案させていただいた件ですが、県道であるとか、国道であるとかいうのは建設業者の皆さんに年間委託して対応しておるのが現実あります。そういう中で、私の地元のほうでも、例えば、ことしなんかも台風による大雨、もしくは台風以外でもいろんな風水害が発生したわけでございますが、即座に対応していただいて、危険な場所の土砂の除去であるとかいうことをやっていただいております。その点、市道は自分たち、地元の議員が手分けして回ったり、そして、地元の業者さんと連絡をとって、例えば、時間の制限がある場合はこのルートは自分が見て回るから、そのほかのところは、済みません、業者さん、見て回ってくれますかということをお願いしています。現実はそうながですよね。それをしっかり制度をつくってやっていく方向、ぜひ確立していただきたいと思いますので、もうさんざんこれは検討もされてきたこととは思いますが、見える形にしていきたいと思います。これは市長にもぜひそういう旗振りをしていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

次に、須崎高校の施設の利活用につきまして質問をいたします。

この件につきましては本年度中を調整期間と説明を受けておるところでございますが、まだ高知県との調整中であると思いますが、今後の方針につきまして副市長にお尋ねをいたします。

例えば、シルバー人材センター等は、校舎利用は十分可能と考えますが、答弁を求めます。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） おはようございます。須崎高校の利活用案については、庁内の若手職員を中心としたプロジェクトチームにおいて、子育て支援の拠点やカフェなどの交流拠点としての提案を受けていたところですが、新しい図書館の整備について、本格的な検討が始まり、旧須崎高校もその候補地の一つとして考えられましたことから、これを抜きにして旧須崎高校の利活用案を確立させるということにはならず、一旦検討をストップした状況となっておりました。

そうした中で、このたび、新しい図書館の整備を須崎高校とは別の場所で進めていくという考えとなりましたことから、利活用案について協議、検討を再開し、一定取りまとめた上で県教育委員会との協議、調整を進めていきたいと考えております。

議員のお話にございました、シルバー人材センター、また、その他の団体からも事務所等としての要望もいただいております。利活用案、機能の一つとして検討していきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 了解をしました。副市長のほうから少し説明もございましたが、今議会、私

も一般質問をするに当たって、図書館建設についてということも当然質問の一つに考えたところでございますが、議員協議会において事前の図書館建設に向けての方針が説明をされておるところでございます。ちょうどかつては須崎高校校舎を利活用してというのも一つの案にあったように私も感じておりましたので、質問のほうをシンプルに市民の皆様にはわかりやすくするために図書館建設については今回私は質問からは省かせていただいております。

そういう中で、今具体的に検討に再度入ったという答弁でございましたので、それを了として、例えに挙げた団体だけでなく、当然、公益性が高いそういう団体でなければなかなか高知県のほうも、県の教育委員会もそれはなかなかどうぞお使いくださいということにもならんでしようが、有効活用という観点と、十分あそこで対応できる、例えば、体育館の使用であるとか、いろんなことが複合的に可能性がございます。そういうことも関係団体とぜひ調整をしていただいて、前へ進めていただくようお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

須崎市における喫緊の課題であります高台開発については、その実現に向けて市長をトップとして鋭意努力をしていただいております。私たち議員には現在概略等説明がっております。この高台整備は須崎市にとって必要不可欠であることは間違いありません。

そこで、1点だけお尋ねをいたします。

現在の計画候補地は今後変えるつもりはないのか、確認のため市長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高台整備につきましては、平成30年度に実施をいたしました、高台整備事業に関する官民連携導入検討調査事業の調査報告を受けまして、本年度にはより詳細な調査及び検討を行いまして、事業実施計画、あるいは、募集要項等の策定をしていくこととしております。現在、この調査事業を実施するための事業者の選定作業を行っているところでございます。

大崎議員お尋ねの計画候補地でございますが、先ほど申し上げました、高台整備事業に関する官民連携導入検討調査事業の調査報告書をもとに作業を進めていくことといたしております。今後行う調査事業において、詳細な調査を行う中で整備する場所を決定すべきものであると認識をしております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 場所の具体的な表明というのはまだされていないというのも現実でございますが、一番有力と思われるところが、今現在私の思いの中ではやはりそこが一番現実的でもあるのかなと感じておるところでございます。ただ、慎重にいろんなことに対応しなければならないというのはもう十分理解をいたしておりますので、いろんな情報も収集しながら、ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいと思いますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、診療所の運営について質問をいたします。

地域医療において、大きな役割を果たしていただいております地域の診療所でございますが、残念ながら、上分と南診療所が現在休診となっております。一日も早い再開を願うところであります。

す。

また、その他にも課題があると聞いておるところでございますが、この休診中の診療所を含め、今後の対応につきまして、健康推進課長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 森光澄夫君登壇〕

○健康推進課長（森光澄夫君） おはようございます。大崎議員の診療所についての御質問にお答えいたします。

大崎議員、御案内のとおり、上分診療所、南診療所は西岡正俊医師の退任により、11月から休診となっております。西岡医師には平成3年4月から上分診療所、平成24年1月からは医師不在となっております南診療所の診療業務に携わっていただき、今日まで28年余りの長きにわたり須崎市の地域医療に多大な御尽力をいただきました。この場をおかりいたしまして深く感謝とお礼を申し上げます。

御質問の再開に向けての対応でございますが、現在、高岡郡医師会や市内の医療機関に協力を仰ぎ、後任医師の確保に努めておりますが、再開につながる医師の確保に至っていない状況でございます。

皆様には、御心配、御迷惑をおかけしますが、一日でも早く再開できますよう、引き続き医師確保に努めてまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、御指摘をいただいております診療所の診療日等につきましても、今後協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 了解をいたしました。今現在いろんな業界といいますか、仕事において、本当に労働力不足というのが叫ばれておる中で、特に医者さんを探すということはもうかねてよりなかなか困難な課題であったというのは十分承知いたしておりますし、その課題解決に向けて健康推進課長が先頭でもう一生懸命努力しておることも理解をいたしております。

そういう中で、やはり本当の地域の医療、長年かかわっていただいた西岡先生の退任は本当に残念でございましたが、これはもう仕方ないことと考えて、その後できるだけ早く対応していただくようお願いしたいと思うところですが、先ほど課長、答弁の中で具体的にはちょっと触れませんでした。ほかの診療所において、いわゆる日曜日が祝日と重なった場合のハッピーマンデーですか、いわゆる休日になるケースがことし特に多くあったと思われま。ちょうどその日とその診療所の診察日になっておるときに、週に2回の予定の診察日が1日に集中してしまうということで、これはそれぞれの地域の方からちょっと大変込み合ってしまうということと、それによって結局時間がかかってしまう。当然月曜日と、例えば、木曜日に分けて行きよったのが木曜日に集中するわけでございますので、そういうのもあって、例えば、何とかなんのかねという相談も受けたことがございます。そのこともお伝えしとった経過もありましたが、なかなかカレンダーどおりというのも難しい部分も当然ございますが、今後の上分診療所、南診療所の再開を目指して、ほかの診療所についても検討していただいて、できるだけそれぞれ地域の方に不便

さを感じないような体制を整えていただきたいと思いますところであります。

次に移ります。

予約型乗り合いタクシーにつきまして質問をいたします。

公共交通機関が十分でない須崎市にとりましては、この空白地域を補うためには一つの方法とを考えます。当初は本年10月より実施する旨説明があっておりましたが、まだ実施できていない状況であります。延期の理由は議員協議会においてお聞きいたしておりますが、その後の進捗状況を企画政策課長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） お答えいたします。多ノ郷北部地区における予約型乗り合いタクシー事業につきましては、議員御案内のとおり、当初10月1日の事業開始を目指し、取り組みを進めてまいりました。しかし、乗り合い許可申請の手続方法や事業内容など、事業者との連携が十分でなく、事業開始が大幅におくれております。このことにつきましては、地域の皆様には多ノ郷公民館だよりでの御案内、また、議員協議会の場においても御説明をさせていただきました。

この間、参入予定事業者の協力のもと、サポートに努め、去る11月29日に申請者である参入予定事業者から許可申請書を高知運輸支局へ提出をいたしました。国から申請書類の審査に2カ月から3カ月程度かかる場合があるとお聞きをしております。できるだけ早期に事業がスタートできるよう、この後は事業開始に向けた準備を進めていき、改めて地域の皆様に周知を図っていきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 諸般の事情があったことはもう十分承知いたしておりますし、次の質問に関連もしてまいります。今回新たに始めようとしております、多ノ郷北部地区の予約型乗り合いタクシーをやめなさいとは私は言うつもりはございません。期待をして待っていただいております市民の皆様もおいでのも事実であると思います。

そういう中で、いろんな担当課としては努力もされてきた中ですが、やはりおおよそ半年おくれてしまうというのはちょっとそもそもの計画自体、政策としての実現に向けての読みが少し甘い部分もあったのじゃないかなということはちょっと御指摘をさせていただきたいと思います。

そういう中で、関連して質問をいたします。

日ごろより須崎市においても今日本全国、特に地方から言われておるわけですが、やはり地域間格差があるように感じておるところでございます。先ほどの件は将来的に市内全域においてこの事業が実施できればよいと思うところではありますが、果たしてどうでしょうか。遅くなる地域もあれば、10年たってもできない地域もあるかもしれません。そのような懸念があることから提案をさせていただきます。

現在、須崎市で実施いたしております、福祉タクシーチケット制度を充実させていく方法がよいと私は考えます。検討してみるつもりはないか、副市長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横島浩治君登壇〕

○副市長（横島浩治君） お答えいたします。

先ほど企画政策課長が御答弁いたしました、多ノ郷北部地域での予約型乗り合いタクシー事業については、当初の予定からは大幅におくれておりますが、事業実施に係る許可申請を行うことができて、ようやくめどが立ったところでございます。まずはこの事業をスタートさせ、利用者や地域の皆様の御意見を伺いながら、より使い勝手がよくなるよう、改善を図っていきたいと考えております。

議員のお話にございました、福祉タクシーチケット制度については昨年４月から対象範囲を拡大して実施しておりまして、対象地区の高齢者の皆様への個別の御案内による周知や今年度からは市役所での申請受付だけでなく、公民館での出張受付など、利用拡大に向けた取り組みを行っているところでございます。

さらなる対象範囲の拡大など、制度の拡充については、現時点では具体的な検討までは至っておりませんが、市全体の交通政策を考える中で、地域によっては福祉タクシーチケットによる対応が必要になってくる場合も考えられますことから、必要に応じて、状況に応じて検討、協議をしていきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔４番 大崎稔君登壇〕

○４番（大崎稔君） なかなか本来なら同時進行でこれは執行部の皆様に検討していただきたいと思っておるところでございましたが、なかなか前段の多ノ郷北部地域を対象とした予約型乗り合いタクシーの制度の充実に向けてのそちらのほうにエネルギーをたくさんとられておったのかなというのは想像するところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、例えば、私、地元のことだけを言うつもりはございません。今までの福祉タクシーチケット制度においても、例えば、私の家はバス停から３．７キロメートル、かつて近所においてそういう福祉タクシー、これは高齢というだけじゃなしに、障害のほうにも関係しておりますが、実際２００メートルぐらい足らなくて使えなかったという現実もありました。それをいろんな方からの、議員からも含めてで御意見を尊重していただいて、その距離がことしから短くなったというのは大変前進をしたかなと思うところでありますが、先ほど私が提案した件はそんな距離も何も関係なし、年齢と、それから、所得等は当然いろんなことを審査させていただかなければいけないと思いますが、もう本当に自分で移動することのできないと思われる方には年間を通して無条件でタクシーチケットをまず年度の初めに配布をしていただいて、それは使われるかどうかというのは個人の当然いろんな判断になってくると思いますので、予算化だけ先にしていただいて、まず配布していただいておったら、家族が仕事へ行くときに積んでいきますという方は当然その車を利用するであろうと思いますし、さきの課題に戻りますが、要は全地域に予約型乗り合いタクシーができれば、多少遅くなくてもできれば地域間格差というのは解消されると思います。しかし、なかなか今までの須崎市の現状を鑑みたら、なかなかそれは１０年後に、全地域それを網羅できておるのかというのはなかなか想定しにくい現状があるのじゃないかな。だから、それをカバーするためには福祉タクシーチケットの充実のほ

うがよろしいんじゃないかと私は考えるところであります。

先ほどの副市長の答弁の中には、検討していくということもございましたので、地域のいろんな交通事情、それぞれ違います。そういうことも考慮した上で、今後の政策課題としてぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

市内の小中学校の統合について質問をいたします。

今議会、市長の提案趣旨説明でも触れられております。平成27年3月に策定した須崎市学校適正配置計画に基づき、今後の小中学校の配置の方向性を示すため、統合計画の策定に向けて検討を開始しましたと表明をされました。

まずは庁内での協議を行った上で、児童生徒の実情を十分に踏まえつつ、保護者や市民の皆様への説明、協議に移ってまいりたいということですが、今年度中ということであれば、あと3カ月ほどしかない現状の中で、本当に統合計画ができるのか、大変心配をするところであります。

あわせて学校の統合と給食センターの建設は深くかかわることと考えるので、今後の対応につきまして、以上2点教育長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 大崎議員、御質問いただきました小中学校の統合につきましては、少子化が進行する中、時代の変化に対応したよりよい教育環境、教育条件を整備することができるように進めようとするものでございます。

今回計画では具体的な校名や時期をお示しした統合計画案を今年度中に策定することといたしております。案ができましたら議員の皆様にお示しするとともに、PTAや地元の皆様方にも説明をしていく予定といたしております。

また、給食センターの整備ということでございますが、関連する課題であろうというふうにも考えておりますし、できるだけ早期に実現をしたいと考えております。現在さまざまな条件を勘案しながら、立地に適した建設予定地を模索している段階でございまして、ここしばらく時間をいただきたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） この件につきましても今議会、私以外にあと8人の一般質問の予定もございます。そして、委員会のほうは教育民生委員会でございますので、そちらのほうでまたいろいろな角度からの質問、議論等あるとは思いますが、執行部の皆さんの中では一定事前にいわゆる適正配置を検討する中で、今後の当然具体的な統合のあり方というか、青写真的なことは検討されてきておる経過があるとは思いますので、先ほど私が申した、今からやったら3カ月しかないですよというのは、結果的には今からいえば3カ月しかないわけですけど、事前にきょう、この12月に改めて何も無いところからそういう計画をつくられるというものではないとはそれは十分理解しております。

しかしながら、今までの須崎市のいろいろな重要施策を執行するに当たって、事前の周知期間も含めてそういう準備期間的なことが市民の皆様になかなか十分理解を全てしていただけておるのかという、そういう疑念もございましたので、あえて3カ月しかないのにとという表現をさせていただきました。

そういう中で、例えば、3月に策定されたとしても、すぐ1年後にどこかの統合ということにはなかなかそれはならんであらうと考えるところではありますが、それぞれの地域にとっては、例えば、保育園であり、小学校、中学校というのはそれぞれがその地域のコミュニティの核として果たしてきた役割は大変大きいものでございますので、十分そういうことを念頭に置いて計画をつくっていただいて、決して、これは苦言ととっていただきたいと思う部分もあって言いますが、保育園の統合計画、平成17年に出了れたあの計画のとおりということを長い間主張されてきた執行部の皆様、同じことは繰り返さないように、ぜひそこはやっていただきたいと思うわけでありす。

次の質問に移ります。

公共事業において発生する土砂等の処分場の確保についてお尋ねをいたします。

このことも私、この一般質問の機会のあるたびに何度も質問をしてみましたが、実現できておりません。多くの執行部の皆様が本年も参加されております、県土木事務所との移動土木の会議の中でもたびたび意見が出されておりますが、例えば、川の土砂のしゅんせつの問題、しゅんせつというのはこれは専門用語で、一般の方も、傍聴に来られている方もわかりにくいかもしれませんが、わかりやすい言葉でいえば、要は土砂をのけることをしゅんせつというわけですが、その問題だけでなく、公共工事における土砂の処分場の確保等の課題は大変大切であると考えます。須崎市において過去に候補地の調査、検討はされておりましたが、確保できないまま現在に至っております。処分場が確保できれば工事費用の軽減、そして、整備後は災害に備えての避難場所や仮設住宅建設候補地としてなど、多くのメリットがございます。今後の対応につきまして、建設課長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えします。

公共残土処理場につきましては、以前より議員の皆様から御質問いただいております、公共工事や災害で発生した土砂などは現在、建設業者の所有する処分場、もしくは、有料処理をしている状況であることから、公共残土処理場の必要性については十分理解しております。これまで政策課題として取り組んできておりまして、具体的な残土処理場の候補地を複数選定して検討してきておりましたが、問題点や課題点があり、候補地を選定できておりませんでした。

具体的には昨年度、政策推進会議の中で候補地を選定するまでしております。しかしながら、残土処理場建設に係る概略検討委託業務、詳細設計のための測量設計委託業務、用地買収、補償費、工事費等の対象となる補助金や交付税措置のある起債などを検討いたしましたが、今のところ該当するものがなくて、市単独となりますことから、膨大な費用も見込まれることもあり、高台開発や県工事と連携しながら研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） これもほぼ今まで私に限らず質問してきた方に対する答弁と同じ内容であったと思うわけですが、本当に探す気、かまえる気があるんですか。もう本当に、特に郡部というか、市街地を外れた、例えば、議員の立場でちょっと例を挙げさせていただきますと、県管理の河川で県のほうはできるだけ土砂をのけたいという思いはわかってくれております。今その予算を確保していただいた中で、ものすごい割合でいわゆる土砂の処分費用、これが立米当たり9,000円ほど要するというふうに私、聞いておりますが、それを市外へ、わざわざ産業廃棄物処理場のほうへ持って行っていただきゆうと。そこで処分、再生をしていただく部分もあるかと思えます。現在もいわゆる新莊川でいえば、禁漁の季節に入ったときに、全部で合わせて4カ所土砂の取り除き、現在も、きょうもやっております。そういう中で、一部もかねてより相談がありよった河川近くの休耕地であります、そのかさ上げも私たち、それぞれ地元の議員が間に入って、協力いただけないかという交渉なんかもやってきゆうがですよ。それは一部土地改良にもつながりますので、今休耕地になつとった田んぼが活用されればもう一石二鳥の話なんです、必ずしも全てがそういうふうにくとも限りません。そういう中で提案させていただいた大きなメリットがある中で、本気で本当に探していただいて、予算、わかります、厳しいのはわかりますが、何とかこれを実現させていただいたら、いわゆる環境問題、特に新莊川、桜川も含めてですが、大きな須崎の市民の命を守るという水源涵養、川が健全な状態じゃなかったら当然森林整備だけ進めてもだめなんです。ようわかちゅうと思います、市長を初めよくわかちゅうと思いますが、それをぜひ見える形にさせていただきたい。最近も検討されたとお伺いしましたが、行政用語での検討というのは非常に曖昧な部分もございますので、だめ押しのだめ押しでそれをお願いしておいて次の質問に移ります。

先日、尾崎高知県知事が退任をされました。これはもう前知事という表現をしなければなりません、3期12年間、県勢浮揚のため、全力を尽くされた前知事に敬意を表しますとともに、県民の一人として感謝申し上げます。そして、次のステップへ大きく期待をいたして、応援をしてまいりたいと考えてところでございます。後任の濱田知事におきましても引き続き高知県のために働いていただきますよう、心よりお願いをするところでございます。

そこで、質問であります、尾崎前知事が多くの県民から評価されたことは間違いなく事実であったと思います。なぜそのような結果に結びついたか、さまざまな角度から分析された記事が地元新聞にも掲載されておりました。私はやはり知事みずからが全ての先頭に立ち、リーダーシップを発揮したことと、そして、各事業に対して徹底的にPDCAサイクルを回したことが県民の満足度につながったと考えます。須崎市においてこのPDCAサイクル、いわゆる計画、実行、評価、改善がしっかり確立されていると考えているのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） このPDCAサイクルという考え方、尾崎知事が徹底的に産業振興計画で

やられたというのも私どもも認識しておりますし、須崎市におきまして、私が就任以来、政策推進会議を新たに設置いたしまして、各課との重要政策課題を年に3回、年度当初、それから、秋口、そして、3月ということで、その各課の政策課題がどうなっておるかということを検証して、だめなものは見直して、またつなげていくというようなことを始めておるところでございます。そういう意味で、先ほど大崎議員からの御質問の、例えば、高台整備につきましては、今PDCAのPを回しておるところでございます、これにつきましてはいろんな形の試算でありますとか、現地調査、住民合意等が必要でございますので、大変時間のかかるところがございます。

そして、上分診療所、南診療所につきましては政策課題にはこれはあがっておりませんので、今後、健康推進課とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

予約型乗り合いタクシーの実施に向けてということでございます。これは政策課題の中でプラン、ドゥをやっておりますが、プランができてドゥの段階で少しそごが出てきたと。そこでチェックして再アクションをかけておって、6か月延びたということでございますが、これはそのサイクルにのっておるものというふうにも認識をしております。

福祉タクシーチケット制度につきましては、これは現在のところ政策課題にあがっておりません。今後御提案をいただきましたので、それも含めて政策課題の中で検討して、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

給食センターの建設につきましては、これも政策課題の中にあがっておりまして、ただ、これは今財政的な基金の積み立て、あるいは、場所の問題等がなかなか決定しないということと、今後の、先ほど議員の御指摘もございました、小中学校の統合にも関連してくる問題でございますので、現在のところPDCAのまだPの段階ということでございます。

残土処分場につきましては、これも政策課題の中にあがっておりまして、ことし秋口の政策推進会議だったと思うんですけども、建設課と協議をいたしまして、ある一つの候補地で検討しておったんですけども、先ほど課長が申し上げましたとおり、整備費用と、それと、あとの管理維持費、例えば、水をどうするかとかいうものを先進地といいますか、先にやっておるところの検証をしたところ、その維持費も一定の市費がかかるということで、これをゴーを出すためには、やはり中期財政計画等々、照らし合わせながらやっていく必要があるというふうに判断をいたしまして、現在のところ、Pの段階でとまっておるところでございます。

そういうことで、我々といたしましても、まず何を政策課題としてあげるかと、各課が、その段階からしっかりやっていかなければならないわけでございまして、今後ともこのPDCAサイクルにつきましては意識を強く持って、業務に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 大変丁寧にここの私のきょうの一般質問を通じて課題の提案に対する答弁もいただきました。本当にそこは市長に感謝申し上げるところでございますが、尾崎前知事はトップダウン型、そして、恐らくでございますが、今度後任になられた濱田知事はボトムアップ型という、本人がそういうふうに表明というか、表現をされております。楠瀬市長においてはその両方のええところを兼ね合わせたスタンスでぜひこのPDCAサイクル、議員のほうは多少このC

の評価というところに当然チェック機関でございますのでかかってくる部分もございますが、執行権は議会にはございませんので、ぜひ執行部を初めとする市長のPDCAサイクルを回すという観点、これは実は新しい須崎市総合計画の第6章、最後のページになりますが、PDCAサイクルによる改善を図っていくことを本計画がより効果的になるよう努めますというふうに書かれております。努めますというのが妙に曖昧なところもございますが、要はちゃんと意識をして、取り組むということだと思いますので、ぜひ有言実行にさせていただきたいと思います。

ちょっと時間の制限もございますので、次の質問です。

産業振興についてお尋ねします。

森林環境譲与税が本年度より国から譲与されております。その活用と来年度以降の活用について、その方針はどのように考えておるのか、農林水産課長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 森林環境譲与税につきましては、本年度より譲与が始まり、森林の公益的機能の維持、増進に努めながら、適切な森林経営管理が実施できるよう、森林所有者への啓発や森林整備の意向調査に向けた準備を進めておるところでございます。

本年度は、基金への積み立てとあわせて、林業振興の効率化と森林管理の適正化を図るため、専門知識を有する推進員に市の長期計画の策定を委託しております。次年度以降につきましても推進員への委託業務と森林経営管理計画に基づく意向調査のための業務に加えまして、担い手支援への活用も検討しております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 了解しました。本年度より譲与されておる森林環境譲与税、須崎市においては1,030万円とお聞きいたしております。当初はどうしても基金積み立てということで、他の自治体等の動向も見ながら、須崎市の現状に合った対応がされと考えておるところでございますが、その中で、須崎市において新たな林業振興、森林整備を目的とした協議会を立ち上げられました。その目的の詳細と、今後どのようにその協議会等を活用していくおつもりなのか、農林水産課長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 議員御紹介の協議会、須崎市森林整備促進協議会につきまして、市の森林政策の方針について、目標を設定し、計画的な森林整備に取り組むことを目的に、本年10月に設置しました。

この協議会には国、県の森林機関を初め、素材生産や自伐林家といった森林、林業の有識者から建設協会まで、各分野の方々と構成されておりますので、現場の意見を参考に山全体の課題を洗い出し、ゾーニングによる整備や木材の流通など、従来の林業振興とあわせまして、森林環境譲与税の活用についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔４番 大崎稔君登壇〕

○４番（大崎稔君） さきの質問で課長からの答弁もございましたが、本当に各分野で後継者の育成というのは大変難しさを感じているところであると思います。それは林業におきましても当然でございますので、ぜひ今までも御支援もいただいていたと思いますが、やっぱり林業に従事する人材の育成についてより手厚いと申しますか、充実した御支援をお願いをしておきたいと思っています。

それでは、最後の質問でございます。

本年１１月に執行されました、高知県知事選挙の投票率は４７．６７％、同日投開票がされました高知市長選挙の投票率は４３．４０％でありました。国政、地方を含めほとんどの選挙において投票率の低さが懸念されております。須崎市においても昨年執行されました、最も身近と思われる市議会議員選挙も５６．５３％でありました。そして、１２月４日に投開票されました、宿毛市長選挙においては投票率５８．１０％、前回より１２．９１ポイント低下という報道もされたところであります。

全国的な傾向ではありますが、その要因は何にあると考えておるのか、また、楠瀬市長自身が１月に選挙に臨むに当たり、この投票率アップに対しての取り組み、どのようなことを考えられておるのか、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御指摘のとおり、近年、政治への無関心層の増加など、政治離れがそのまま投票率にあらわれており、深刻な状況であると認識をしております。

過日の高知県知事選挙、高知市長選挙におけます投票率の低かった要因はとのお尋ねでございますが、これにつきましてはそれぞれの団体の所管するところでございますので、御答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

投票率の向上に向けては、国、地方問わずさまざまな啓発、取り組みを行っておりますが、加えて、日ごろからわかりやすい政治の情報発信などにも努めていかなければならないと考えております。

また、１月の市長選に向けての取り組みについてお尋ねいただいておりますが、市長選に限らず、どの選挙におきましても投票率アップに向けた啓発等、選挙管理委員会とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔４番 大崎稔君登壇〕

○４番（大崎稔君） 私たち議員も当然責任があると感じております、前回の須崎市議会議員選挙においても５６．５３％でございました。これが現実でございます。ほぼその前の前回と横ばい状態だったかなと思うところですが、年々低下が心配がされておるところでございますので、議員も、それから、もちろん市長も、そこを志すものは自分の政策立案、しっかり市民の皆様、有権者の皆様に提言をしていただくよう、私も努力をするつもりでございますので、一番身近に控えた市長にもそのことを要請をさせていただいて、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（大崎宏明君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次質問を許します。西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢についてからでございます。

9月議会閉会日、市長より来月19日告示、26日投開票の次期市長選挙に出馬し、次の4年間も全力で市政運営に臨んでいきたいという力強い出馬表明がなされました。思い起こせば8年前、平成24年1月22日に行われた市長選挙で初当選され、大きな期待のもと、楠瀬市長が誕生いたしました。当時、本市の実質公債費比率は21%を超え、第2の夕張になるのではないか、いつ財政破綻してもおかしくない厳しい状況下でございました。私の任期中、市民の皆様にご迷惑をかけるかもしれない、大きな事業はできないかもしれないという市長の切実な言葉が特に印象に残っております。私も当時より一翼を担う議員の末端として、身近に市長の市政運営に携わってまいりました。しんじょう君のゆるキャラグランプリ2016優勝、ふるさと納税寄附金の増加、ご当地キャラまつりin須崎の開催、海洋スポーツパーク構想等々により、町が元気になり、劇的に交流人口は増加してきていると思います。楠瀬市長が第1に掲げられていた財政再建も危険域といわれる実質公債費比率18%を切り、財政再建道半ばとはいえ、一定の健全化に向かっております。尾崎前知事ではないですが、楠瀬市長も期待どおり、いや、期待以上の成果をもたらしていただいていると私は思います。まず、2期8年の総括をお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 西村議員からは過分なお言葉をいただきまして、本当に恐縮をしております。平成24年に須崎市長に就任させていただいたわけですが、以来8年間、私なりに持続可能な須崎の実現のためということで、一生懸命努めてきたつもりでございしますが、何よりも皆様方のおかげでございまして、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

一つだけ小さな自慢をさせていただきますと、8年前に持続可能性という言葉を使わせていただいたわけですが、近年、例えば、保険の分野でも、いろんな分野でこの持続可能なということで、SDGsであるとか、そういうことが言われ出したんですけども、8年前から持続可能ということを使わせていただいております。その意味はやはり先ほど西村議員のおっしゃいました、須崎市の場合、非常に財政がよくなかった。その中で、人口減少であるとか、高齢化であるとか、いろんな課題にどのように対処していくかということ求めていかなければならないわけで、その中では当然政策の取捨選択が起こってくるということでございます。そういう思いを込めて持

続可能性という言葉を使わせていただいたわけでございます。おかげさまをもちまして、これは議員の皆様、職員の皆様、そして、市民の皆様の御不満を抱かれておりますが、財政再建ということが何とか道筋がついてきたかなというふうには思っております。

ことしの12月の広報で平成30年度決算を踏まえまして、須崎市の財政状況を御報告させていただいております。多分ごらんいただいたと思いますが、健全化判断比率といいまして、各自自治体の財政がどれだけ健全かという各指標がございます。この指標につきましては着実に改善をしておる状況でございます。しかし、まだまだ基金の残高が少ない、あるいは、17.3%という公債費が高どまりしているということで、引き続き健全化に向けた取り組みをして、やはり最低でも公債費比率を15%以下に落としていくと、そして、それを次世代の市政につないでいくということが今後必要ではないかと、あるいは、基金残高につきましてもできれば50億円を超える基金残高を持って、万が一の災害のときにきちとした財政出動ができるような形で財政運営をしていくべきじゃないかというふうにも考えるところでございます。

財政はそういう状況でございますが、一方で、公約としての地方創生とか、まちづくりの分野につきましては、やはりこの8年間、防災対策というのがメインになりまして、市民の皆様の安全・安心の確立ということ、防災に含めまして、例えば、保育のしやすさ、これは第2子以降の保育料の無料化を何年か前に実施をさせていただいたんですが、そのほか、ICT教育の環境整備等々は一定進んできたなというふうには思っておりますが、まだまだ力不足、あるいは、リーダーシップ不足で、先ほど大崎稔議員からも御指摘をいただきました、給食センターの整備であるとか、あるいは、須崎港の大型化であるとか、いろいろと不十分な点がございます。こういう点をしっかり総括をいたしまして、でき得れば、もし信任をいただくようなことがありましたら、次の期につなげていきたいというふうに思っております。

自己評価といたしますと、人口減少が続いております。交流人口ということもございますけども、やはりどこかでこの減り方を緩やかにしていくと、これが須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で計画づけられておりますので、これが実現できるような形を目指しておるわけで、それからいきますと、この8年間まだまだ十分な結果が出ていないというふうに自己評価はしております。

本来、評価自体は皆様方が下されるものでございますので、この点はどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 詳しい御答弁、どうもありがとうございました。確かに評価自体は市長自身がなかなか言いにくいところはあろうかとは思いますが、やはり次の問題でも触れますが、次期4年にかかる思いというようなことで、また実質公債費比率15%以下にしなければならないとか、基金残高50億円以上にしたいとか、そういう思いも聞かせていただきました。

関連いたしまして、次に移ります。

次期4年間にかける思いを市長にお伺いをいたします。安全・安心を創る、地域を創る、産業

を創る、3つの創で須崎を活かす。市長の次期4年間に向けたキャッチフレーズでございます。先ほども市長が申されましたが、10年後、20年後、30年後を見据えた行財政運営、持続可能なまちづくり、基本理念はまずそこにあるかと思います。現在、教育長を初め、教育委員会で協議されております小中学校の適正配置、3月中には統合計画策定の結果が公表される運びとなっております。避けては通れない大きな課題でございます。市長には次期も市長に就任していただき、いかにリーダーシップを発揮していただきたい、そう願うところでございます。高台開発を初め、課題も山積しておりますが、次期4年間にかける思い、抱負をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 前問でも若干触れさせていただきましたが、もし信任をいただけた場合のお話でございますが、この8年間で取り組みが不十分であったものをしっかりと前に進めていきたいと考えております。

今、新たな、例えば、防災対策、あるいは、高齢化社会、人口減少を見据えた新たな基盤整備が総じて言う必要ではないかというふうに考えております。それは、一つは高台であり、一つは須崎の産業の大きなシンボルであります須崎港の大型化であったり、あるいは、図書館の整備であったり、そういう今プラン段階のものをしっかりと前へ進めて、それを基礎に市民の皆様がいろんな経済活動を含めて、文化活動を安全・安心も含めてやっていけるような基盤をやっていくのが一つは行政の責務ではないか。それは財政の動向とも照らし合わせながらやっていかなければならないというふうに考えております。そういうことを通じて、須崎の持続可能性を求めていきたいし、やはり何よりソフト部門では地域コミュニティづくり、あるいは、一つは健康づくりを進めまして、住民の皆さんの命が輝いて、響き合うような、共鳴し合うようなまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

そういうことで、本当にまだまだ力不足ではございますが、何とか皆様方の御指導を賜りながら、再選された暁には愚直に全身全霊で取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 本当に市長、一生懸命で、いろんな会にも全て出れる範囲出るというようなスタンスでございます。お体にはやはりくれぐれも留意されて、全身全霊で頑張ってください、そう思うところでございます。

続きまして、次の問題に移ります。

去る11月24日投開票の高知県知事選挙では、元総務省大臣官房総括審議官の濱田省司さんが60%を超える得票率を確保し、17万3,758票で当選されました。3期12年、劇的な県勢浮揚を果たされた尾崎前知事の後任として、尾崎県政の継承と発展、豊かな行政経験、確かな政策実行力を掲げ、選挙戦を戦い、勝ち抜いてこられました。

聞くところによりますと、平成25年に高幡東部清掃組合でのし尿処理施設建設の際、過疎債

適用について御尽力をいただいたようでございます。そのような経過もあり、一定市長とは信頼関係も構築されているのではないのでしょうか。須崎市勢浮揚には県との大きなきずな、パイプは必要不可欠でございます。後に緊防の県単独補助30%の復活要請も質問をいたしますが、私もこの濱田新知事就任当たり、大きな期待をしているところでございます。市長の所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 濱田新知事につきましては、先ほど西村議員から御指摘のございました、平成25年に高幡東部清掃組合のし尿処理センターの建設に当たりまして、確か20数億円の事業費の中で、須崎市の持ち分が16億円ぐらいでしたか、の建設費、それに対して、私就任1年目でしたが、ほとんど過疎債が当たるであろうということをお聞きしておりました。津野町と中土佐町につきましては合併特例債を使用するということでございまして、それでいっておったんですが、いざふたをあけてみますと、過疎法の中に下水道施設は対象となるけども、し尿処理センターは対象にならないということが明確に書かれておりまして、いわゆる対象外ということで、非常に慌てたことがございます。そのとき、濱田さんは総務省の都道府県税課長をやられておりました。御紹介いただいて濱田さんのところに行きまして、どうしたらいいかということで、いろんな総務省の部局、あるいは、事務次官とかにかけ合い、そして、過疎法は基本的に議員立法でございますので、自民党の過疎議連を何回も回りまして、最終的に須崎市だけじゃいかなので、全国の同じような自治体が連合しようということで、ほんの3カ月間で呼びかけを行いまして、四国では西予市、そして、今治市の市長さんと一緒になって駆けずり回ったことがございます。そのときに、濱田さんは的確な指示を出していただきまして、誰々のところへ行けと、あるいは、誰々の議員のところへ行けということで、非常に私もびっくりしたんですが、1年後に法律改正をして、国の法律改正をしていただいて、し尿処理施設がその中に、過疎法に入るということで、非常に須崎の財政にとりましては助かったということがございます。以来、いろいろとその後濱田さんが内閣府へ行かれて、大阪府の副知事になられてというような経歴をたどって、また総務省に帰られて、今の県知事になられたわけでございますが、非常にお世話になっております。

そういうことで、今後におきましても、非常に頭のいい、しんの強い方でございますので、そして、総務省だけでなく、いろんな省庁につながりを持たれております。そういう面で、私も今後とも知事にいろいろ教えを請いまして、再選された暁でございますけども、いきたいというふうに思っております。そして、何より副市長が県から来ていただいておりますので、そのようなパイプもございますので、それも含めまして今後とも関係性を向上させて、須崎市の福利向上につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 詳しいおつき合いの流れというものをお聞かせいただきました。本当にしんの強い方ということでございますので、須崎市勢浮揚のためにもやっぱり副市長を初め、大き

なパイプを県とは持っていかなければならないと思います。

それでは、次に市長の政治姿勢、最後の質問にまいります。

高知県第3代表として秋季高校野球大会、四国大会に臨まれた本市の明德義塾高校野球部、見事優勝され、四国の頂点に立ちました。また、今大会ではベスト4に史上初の高知県勢3校が残るという、県民にとっては大変楽しめた大会でございました。そして、四国代表として出場いたしました明治神宮大会では、注目の北陸地区代表の星稜高校との初戦には勝利したものの、2回戦、大会優勝を果たした中京大中京高校に敗れ、四国選抜枠、1増はかないませんでした。来春の選抜出場には確実視されております。

思い起こせば、平成14年、明德義塾が全国制覇した夏の大会、私も甲子園での応援に駆けつけておりましたので、目の前での全国制覇したときの感動、本当にきのうのこのように思い出されます。あの感動をもう一度、真紅の大優勝旗を須崎に持って帰ってきていただきたい、そう強く願っております。明德義塾高校野球部に対するエール、または、思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 明德義塾高等学校につきましては野球を初め、卓球や相撲、また、ゴルフなど多くのスポーツで全国を舞台に活躍されております。また、平成14年、全国高等学校野球選手権大会、夏の大会におきまして、明德義塾高等学校野球部が全国制覇をなし遂げ、輝かしい歴史を刻みました。西村議員御案内のとおり、同校野球部はさきの秋の四国大会においても見事優勝され、来春の選抜大会出場が有力視されております。同校野球部はこれまで春、夏の甲子園大会へ多くの出場を数える強豪校でございまして、地元須崎市といたしましても、全国制覇し、あの感動をもう一度と期待に胸を膨らませておりますが、何よりも選手の皆さんが持てる力を全て出し切って戦っていただくことに期待をしております。

今後におきましても、明德義塾中学、高等学校のさらなる活躍、発展を願っております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） どうもありがとうございます。甲子園球児だった楠瀬市長、やはり当時の思い出も思い出すのではないのでしょうか。この春の選抜より1週間、一人の投手が500球、投球制限というのが導入されるようでございます。やはり戦い方もいろいろ一人の投手ではいけないというような、変わってくると思いますが、ぜひ明德義塾野球部には本当に活躍していただきたい、また、そして優勝していただきたい、そう願うところでございます。

それでは、続きまして、防災行政について質問をさせていただきます。

来年3月、旧町内の防災拠点となる南古市町の避難施設が完成いたします。避難棟、スロープ棟を含め総事業費約4億800万円、地震、津波から逃げおくれ対策として平成30年6月より避難棟建築工事に着手し、年度中にはスロープ棟までの一切が完成する運びとなっております。御存じのとおり、高齢化が進む旧町内ではこの避難施設は地元住民の悲願でもありました。南古市町、浜町の自主防を中心とする地元住民の熱意、財政の厳しい中での市長の英断、地震・防災

課の皆様の御尽力がここに至ったたまものであるかと思えます。

思い起こせば平成27年3月に初めて須崎公民館で地元住民との会合を持ちました。当時は、東日本大震災後、L1からL2へ浸水想定基準が変わる中、旧須崎保育園の仮称、生涯学習センター建設構想が立ち消えになっており、複雑なムードの中での会でした。その後、5回程度地元住民との会合が開かれたわけですが、その間、地震・防災課長におかれましては、自主防の皆様のお宅へ幾度となく訪問をされ、徐々に信頼関係を築いてこられました。その御努力に敬意を表しております。

余談ではございますが、今では地元自主防の懇親会に市長、副市長、地震・防災課長、毎回のようにお声がかかっているような状況でございます。

そこで、地震・防災課長にお伺いいたします。

避難施設完成に当たっての所見、また、現在に至るまでの経過、御苦勞をあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） お答えいたします。

経過につきましては、先ほど西村議員が大変詳しく御説明していただきましたので、もうおっしゃるとおりでございます。お答えといたしましては、それ以降のお答えをさせていただきます。

本市の津波からの避難の基本方針につきましては、人工構造物に頼らず、近くの山や高台等などへの避難でございますが、須崎地区は高齢者の割合、人数とも非常に多いことなどから、多くの皆様が避難場所まで避難できないとの不安を持たれておりました。そうした状況を踏まえて、平成29年、地震発生時にさまざまな要因により避難に時間を要するような状況となった場合の逃げおくれ対策として、市長が総合的に判断され、津波避難施設の整備が決定されました。当施設の設計につきましては、自主防災会の御意見を可能な範囲で反映させながら、平成30年2月、須崎公民館で施設の最終案を市民の皆様に御説明いたしました。これまで足かけ5年という長い期間を費やしましたが、津波からの逃げおくれ対策として市民の皆様の安心・安全に寄与する施設になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） どうもありがとうございました。5年ということでございます、それが長い、短いとは別にして、本当に形ができました。地元も大変喜んでおります。

また、3月8日には避難施設完成の式典も開催されるということでございますので、また地元の盛り上がり、私も出席をさせていただきたいと思えます。

次に移ります。

本年3月に行われた地域防災会議において、避難場所一律20メートルの基準の見直しが承認され、今年度より地域住民要望の妙見町街区公園においても避難場所という位置づけとなりました。本年3月議会、私の妙見山の避難場所に関する関連質問に対し、市長より、一律20メートル

ルの見直しは、例えば、妙見山でありますと、L2クラスでもまず上まで来ないという現実、なおかつ妙見山の場合、エム・セテックに避難する場合には一度浸水域におりて、また上がらないといけないということもあって、その地区地区に応じた避難場所を柔軟に対応していこうという見直しでございますという答弁をいただきました。大変ありがたい対応でございます。

しかしながら、本年度は避難施設のスロープ棟の工事等もあり、避難道の予算措置が十分ではありませんでしたので、現在のところ、整備には至っておりません。現在、本市では103カ所の避難道が整備されているわけですが、この妙見山への避難道は東日本大震災でL2への浸水想定基準が変わる中、人口密集地で本来ならば当然優先的に整備されるであろう位置づけの避難道でありながら、取り残されていた経過がございます。次年度にはまず、やまき裏から妙見町街区公園につながる幅員1メートル足らずの市道でございますが、この道を避難道として整備をしていただきたいと願うわけでございます。市長の所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 避難路につきましてはこれまで大小含めまして103カ所を整備いたしております。整備計画では御質問の妙見町街区公園への避難路も含めまして、残り18カ所が未整備でございまして、順次整備を行っておりますが、各地域でお待ちいただいている状況でございます。

御質問の避難路の整備計画につきましては、現状が市道妙見町16号線でございますので、市道として整備するか、避難路として整備するのか、整備手法につきましても検討しなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、できるだけ早期に整備を行いたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 市長、先ほどお答えになられた、やはり市道ということで、その整備手法、私も認識をしておりましたので、市民の方は市道か、市道じゃないとか、あんまり関係ないと思いますので、まず山へ逃げる、また、あそこは本当に人口密集地でございますので、早期の建設をよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、次年度、令和2年度をもって時限立法である緊急防災・減災事業債が終了を迎える時期となっております。特別交付税措置70%のこの事業は、全国市長会や全国市議会議長会等、強い延長要望をしていただいておりますので、次年度にならないと明確にはわからないと思いますが、必ずや延長していただけると希望的観測を私は持っております。と同時に、平成27年度までは残り30%、残りという表現が適切じゃないかもしれませんが、特別交付税ですので、残り30%は県単独で補助をしていただいております。本市を含め、多くの自治体がこの事業により、一気に防災対策を進めてまいりました。しかし、平成28年度からはこの県単独の30%補助がなくなっております。濱田新知事が誕生いたしました。先ほど市長からの答弁もございましたが、自治体の思いを理解していただいている方だと思います。次年度からの30%の県単独補助の復活、早急に要請をしていただきたい。さすれば、先ほど質問いたしました妙見山の避難

道を含め、新たな防災対策の展望が開かれてまいります。市長の所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） この緊急防災・減災事業債は必ずや延長、あるいは、拡充してもらわなければならないというふうに考えております。この事業債が仮に時限立法で廃止になりますと、全国の自治体、東北を除いて事前に復興する、事前復興対策ですが、事前防災対策の財源が非常になくなります。国土強靱化ということで今国がいろいろ進めておりますが、まさしくこの事業債こそが強靱化の一番のもとでございまして、これを延長せず何が強靱化かということで我々は訴えております。

加えまして、例えば、熊本地震でありますと、直接地震で亡くなった方が50人、震災関連死で亡くなった方が約200人おいでということで、直接的な災害の対策のみならず、助かった命をどうつないでいくかという対策がまだこれからやっていかなければならないということもございまして、この事業債につきましては強力に、実際県の市長会等でもう既に議題として出して要望をしてきております。そして、県が独自にやりました継ぎ足しの防災対策事業に対する補助につきましても、まだまだハード整備、高知県は必要でございまして、新知事に前向きに検討していただくよう、要請してまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 了解いたしました。ぜひよろしく願いをいたします。

続きまして、空き家の撤去、正式には老朽住宅等除去事業についてお伺いをいたします。

この質問は昨年12月議会でも市長に対しまして事業の必要性を述べ、次年度には大幅増額を図っていただきたい旨の質問をいたしました。その中での市長の御答弁は、地震、津波対策として、あるいは、立地適正化計画の観点からも効果的な事業でございまして、平成31年度の申請状況も参考にしながら、今後増額の検討をしていきたいと考えておりますという答弁をいただきました。しかしながら、今年度の当初予算は昨年度当初同様、マックス5件、822万円でした。昨年度の申請は22件で、昨年施行できなかった多くの採択分に関しても今年度にずれ込んできているという状況でございまして。

ちなみに、近隣での自治体の今年度当初予算の状況でございまして、お隣の土佐市は2,000万円、そして、人口が3分の1程度の西隣にあります中土佐町におきましては3,290万円が計上されております。桁が違っております。国2分の1、県4分の1、市町村4分の1の負担割合でございまして、何とかこの補助裏を確保していただき、次年度には予算の大幅増額を図っていただきたい、そのように思うわけでございまして。あわせて3月議会での補正計上も含め、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） この老朽住宅等除去事業につきまして、予算の少なさを御指摘いただきました。これは前回、御答弁した内容は先ほど西村議員が御紹介いただいたとおりでございまして。

て、有効な対策であるという認識のもと、この事業を今後も拡充をさせていきたいという思いがございます。そういうことで、今後令和2年度の予算におきましても、可能な範囲で予算計上に努めてまいりたいというふうに考えております。

3月の補正につきましては、国、県の分があるかどうかということも含めまして、ちょっと調査して、余裕があるようで、国、県のほうで対応ができるようであれば、前向きに検討したいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） ぜひとも本当に大事な、今やらなければならない事業であると思いますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、当面する課題について、数問質問をさせていただきます。

水産業の盛んな高知県の中でも、須崎の魚はブランド定着し、高知県内、多くの居酒屋の入り口には須崎の魚というのぼりが掲げられております。

しかしながら、そのお膝元の須崎魚市場、築40年が過ぎ、老朽化が目立ち、耐震性においても危険な状態でございます。そんな中、産業振興計画の中では、須崎魚市場周辺の整備を行うと書かれておりますが、これまでの市長の御説明では周辺整備と切り離し、まずは市場機能の老朽化対策として、魚市場本体の建てかえが最優先であるという御説明をしてこられましたので、私も一定そのように理解をいたしております。

この須崎魚市場、須崎3漁協の共同の所有となっており、関係漁協との協議は窓口である副市長が行われていると認識をいたしております。

そこで、副市長にお尋ねをいたします。

須崎魚市場老朽化対策に対する所見、また、協議されている中での課題、問題点をお尋ねいたします。あわせて、基本設計から施工に至るまでの一連の流れの予定を農林水産課長にお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） お答えいたします。

魚市場の老朽化対策につきましては、本市の基幹産業の一つでもある水産業のさらなる振興、また、それを担っていただいている漁業関係者の皆様の安全対策のためにも必要不可欠なものだと考えております。

これまで須崎3漁協と魚市場本体の改修とあわせて荷揚げ場等の拡張など、魚市場機能全体の整備について話し合いを行ってきたところですが、この間の協議としまして、当初計画としてありました、避難施設と食堂を併設した複合施設としての整備案を魚市場機能のみに見直すといったことや、県の市場統合の構想を見据えて、市場の規模拡大や衛生管理型施設として整備することなど、施設整備案を示しながら、各漁協間の意見調整などを進めてまいりました。

その中で、大きな課題としてあがっているのは、やはり魚市場整備に係る経費の問題でございまして、所要経費を市で試算しましたところ、概算で7億円程度かかるということも出てきてお

りまして、それぞれの経費負担をいかに圧縮していくかということが大きな課題となっております。

そのほか、魚市場本体を改修する際の仮設市場の運営などについても課題としてあがっているところで、これらについて整理し、協議していく必要があるものと考えております。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 議員御質問の魚市場整備に係る基本設計から施工までのスケジュールにつきましては、令和2年から基本設計と実施設計を行い、令和3年度以降の施工を目指すものであります。

なお、整備に係る事業については、現在の魚市場を整備したときと同様に、国の高率な補助事業であります、リマ区域周辺漁業用施設設置事業を予定しております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 先ほども私も申しましたが、須崎の魚のブランド定着はやはり漁協を初め、現場の漁師さん、行商人の皆さんの努力のたまものであるかと思います。

また、本市の産業振興にも随分寄与してこられました。須崎魚市場の建てかえ総事業費、先ほど約7億円というようなこともお聞きをいたしました。リマ区域周辺漁業用施設設置事業、通称リマで整備されるというようなことでございましたら、このリマの負担割合は国が3分の2、県が20分の1、あとどうするかというような大きな課題が残っております。仮にあと須崎市負担が県同様20分の1としたならば概算で1億7,000万円から8,000万円漁協負担、そして、市負担10分の1としたならば漁協負担1億3,000万円、5分の1としたならば漁協負担が6,000万円というような数字も出てきます。各漁協も漁場環境の悪化や組合員の高齢化、減少等々で手数料の収入や、また売り上げも年々減少しており、厳しい経営状況でございます。何とか財政措置をし、漁協の負担軽減策を検討しなければならないと私は考えております。先ほどの御答弁の中でも触れられましたが、副市長、再度所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 西村議員の言われるとおり、国の高率な補助事業、これとあわせた県の継ぎ足し補助を活用しても依然漁協負担は大きいものとなっております、これまでの漁協との協議においてもこの部分が大きな課題となっているところです。

この国の補助については他県からの要望もあっております、手を挙げればいつでも採択を受けられるといったものではございません。この補助なくしては魚市場の建てかえ財源を確保することは到底困難と考えますので、国、県の補助が見込めるこのタイミングを逸することのないよう、市としても財政措置が可能な範囲で継ぎ足し補助制度を設けることやその他の財源確保策についても探っていくなど、魚市場建てかえを実施できるよう、検討してまいります。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 実施に向けて、最大限本当に努力していただきたい、副市長、よろしくお願いを申し上げます。

次に移ります。

防犯カメラ設置促進について伺います。防犯カメラはいまや私たちの身近にあり、さまざまな場所で普及いたしております。スーパーやコンビニでの窃盗行為に対する防止策やマンションや住宅等では不審者や侵入者に対する監視など、多くの用途において使用されております。

また、防犯カメラは全国的に駅や商店街、道路、公園といった公共空間にも設置されるようになってきました。特にふえたのが最近多発している児童誘拐や連れ去り事件の影響から、学校の周囲や通学路に設置されるケースでございます。

一方で、この防犯カメラにおきましては、個人を監視するため、個人情報保護の観点からさまざまな問題が指摘されておりますが、地域防災力の向上や事件、事故の解決に効果を発揮することから、全国的には多くの自治体で設置が進められているようでございます。

しかしながら、本市所有の設置状況につきましては、現在のところ、環境保全課のごみの不法投棄に対する防犯カメラのみということでお伺いをいたしました。

そこで、市長にお伺いいたします。

防犯カメラ設置の必要性についての御認識、あわせてまずは公共施設等からの設置を検討されてはと思いますが、今後の設置計画策定についてもお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 防犯カメラの設置につきましては、西村議員御指摘の監視やプライバシーの侵害といったキーワードに代表されるマイナス要素も議論されることもありますが、犯罪防止のための抑止力として、また、実際に犯罪者の早期摘発や事件、事故の解決につながることも多く、周辺住民の不安解消にも役立つことから、近年急速に普及しており、その有効性は疑いのないものであるとの認識でございます。

また、公共施設等から設置検討並びに設置計画の策定についての御提案につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと考えておりますので、議員の皆様からも適宜助言などもお伺いできれば思っております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 了解をいたしました。最近で申しますと、大阪からの脱走犯が須崎の道の駅に一定の期間潜伏しておったというような事件もありました。やはり今後一気には進まないかもしれませんが、策定づくりというものは研究していかなければならないと考えております。

続きまして、この防犯カメラについて、例えば、地域の自治会や市民の要望がある場合、設置に対する助成金交付等を検討されてはと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） まだ一般質問中ではありますが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後１時００分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 地域の自治会や自治組織などによりまして、主体的に設置しようとするものに対します補助金交付事業の創設との御提案でございますが、市として補助金を交付する場合には設置後のカメラの管理や画像の取り扱いにつきまして管理規定がしっかり守られるとともに、各種法令遵守が担保されなければなりませんので、そうした運用面での仕組みやルールの整理もあわせて行う必要があると考えております。

なお、地域の自治会や自治組織、ＰＴＡなどによる防犯カメラ設置を対象とした補助金交付事業につきましては、高知県警では既に高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金として実施されておりますので、不安、懸念をあげれば切りがありませんが、先ほどの公共施設等への設置と同様に研究課題とさせていただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔３番 西村泰一君登壇〕

○３番（西村泰一君） 了解いたしました。

続きまして、次に移ります。

野見湾の養殖小割を監視できるよう、監視カメラ設置の要望を地元養殖業者からお聞きをいたしました。赤潮等の潮流の変化、また、大雨のたびに発生する小割へのごみ流入の早期確認、不審船の監視、窃盗等の抑止にもつながるのではないのでしょうか。この監視カメラ設置について、どのような支援が可能か、農林水産課長にお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 赤潮などの海面環境の監視につきましては、水産多面的機能発揮対策事業で、目視によります監視の支援はございますが、カメラ等の機器導入については対象外となっております。

ただ一方、密漁対策につきましては、水産業競争力強化緊急対策事業で機器導入は可能とお聞きしております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔３番 西村泰一君登壇〕

○３番（西村泰一君） 大谷漁協の理事会でもこの問題が出ておりましたので、またあわせて要望されるというようなことでございますので、また対応のほう、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後の質問となります。

昨年１２月議会で、市がゆたか跡地を取得し、図書館、買い物弱者対策等に利活用できないかという、私は質問をさせていただきました。市長からは鋭意研究してまいりたいという、前向きな御答弁をいただいたのが記憶に残っております。先週の水曜日、議会開会日の終了後、図書館

を含む複合施設の整備についての議員協議会が開催されました。その中で、3つの候補地より検討した結果、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域内であるゆたか跡地を市が取得し、図書館を含む複合施設を新設するという方向性が示されました。3,000坪近くある形状のいい広大な土地、その中で一定本市所有の土地があるという特異性、周辺住民からの防犯面や景観面、また、側溝の管理の面等での危惧する声、買い物弱者対策等、総合的に判断され、このような方向性が示されたことは大変評価すべき判断であると思います。

今後、どのような施設整備をされるか、また、民間のお力もかりなければなりません。検討すべき課題もまだまだあろうかと思いますが、市長の所見をお伺いいたします。あわせて、今後のスケジュール等について、生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 中心市街地は少子高齢化が進む中、近年もスーパーや商店の閉鎖など、急速に空洞化が進み、都市機能が低下していております。高齢化率も40%を超え、防災対策や買い物に困っている方に対する対策など、都市機能の低下に伴い深刻な問題となっておるところでございます。

こうしたことから、立地適正化計画に基づくまちづくりの中核として、ゆたか跡地に図書館を中心とした複合施設を整備することを検討したものでございます。多世代の交流拠点とし整備することにより、都市再生と交流人口の拡大を目指すことを目標としております。この計画を実現するにはさまざまな問題がございます。今後は各関係者と整備に向け協議をしながら進めてまいることとしております。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 建設スケジュールについてお答えします。

今年度は図書館建設のための基本構想、建設構想策定の作業を進めており、今年度末までに策定する予定としております。その後、基本計画、実施設計を行い、令和4年度に建設工事に入り、令和5年度には完成させたいと考えております。

また、整備を行うための財源として、立地適正化計画の都市機能誘導区域内の用地で都市再生整備計画に位置づけ、交付金を活用することを検討しており、今年度中に建設概要を策定し、来年度6月までに国交省に申請し、令和3年度より事業着手できるようなスケジュールで取り組む予定としております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 市長から、また、生涯学習課長から御答弁をいただきました。このゆたか跡地への方向性、本当に地元住民も歓迎されるものであろうかと私は思います。

しかしながら、今市長もお答えになりましたが、今後ますます民間の力をかりなければならぬとか、いろいろなところでどこが入っていただけるのだろうかとか、民間への営業も含めたこともやっぱりしていかなければなりません。市長もお体が一つしかございませんので、地方創

生振興監、6月に帰られましたが、そういう能力の高い、市長の代役として営業ができる方、また、人事交流等の制度がありましたら、ぜひとも須崎に呼んでいただき、この問題、営業のトップとして解決をしていただきたい、早く進めていただきたい、そういう思いでございます。

そして、生涯学習課長からは見識高い、ふだんからおもてなしの心を持った課長さんだと私は思います。県内外からやはりお客さん、来られたとき、遺憾なくリーダーシップを発揮され、皆さん本当に喜んで帰られます。このゆたか跡地の問題も遺憾なくリーダーシップを発揮されますことを心よりお願いを申し上げまして、私の一般質問の全てを終了させていただきます。

○議長（大崎宏明君） 順次質問を許します。吉野さん。

〔1番 吉野寛招君登壇〕

○1番（吉野寛招君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、市長の政治姿勢について、今議会は楠瀬市長の2期目最後の定例会となります。市長は今期の任期があとわずかとなり、次を目指す決意を表明しているところですが、年明けの選挙結果が未定の現在では今議会での一般質問での来年度に及ぶ施策などについては答弁が空手形となつてはいけませんので、私からの質問はこれまでの政策の過程や現状の認識などを聞く程度のものにとどめることといたしまして、順次質問をいたします。

まず、市長は次の選挙で市民の負託を得れば、これまで2期8年間を総括した上で、実践すべき構想をすでに描いていると思います。この2期8年の総括の中で実践した政策が市民感覚との間に隔たりがなければ、楠瀬市政は悠久の流れとして市民の信頼と支援が次期政策の推進エネルギーとなることでしょう。

そこで、私は自分なりの感覚で楠瀬市政を振り返ってみますと、市長は超財政難という致命的な欠陥のある時期に市政運営の経験がない民間人として強い決意を持たれて、沈没寸前の泥舟のかじ取りを引き受け、楠瀬マジックと思える独自の手法を駆使し、財政を好転しながら前向きに積極施策を展開してきたことは自治体の市長として豊かな資質を感じるところで、多くの市民も異論のないところだと感じています。

また、政策が幅広く、力強く感じるのは、庁内での政策決定のあり方を職員に提案させ、課題の掘り起こしが的確にできることと、それらが実践に移され、結果を出しつつあるのは市長のタフさと外交センスから人脈づくりに成功していることに起因しているのではないかと感じています。

とはいえ、政策の全てがプラス評価というわけでもなく、マイナス要因も顔を出していることも感じますが、大きな失点になる前に修正していく必要があることについて指摘をしておきたいと思います。

それは、楠瀬市長になって生まれたものと失われつつあるものがあることです。

生まれたものの代表格は何と申してもしんじょう君や鍋焼きラーメンで地方創生という流れと産業活性を生み出していることですが、失われつつあるものは、漠然としていますが、地域魂とか、地域を支えてきた連帯感とか、昔かたぎの市民感覚といったものでしょうか。つまり、元気になるものと衰退するものとが顕在化してきた楠瀬市長の8年間であったような感じを受けるのですが、市長の8年間を振り返っての御所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 人口減少と少子高齢化は須崎市にも社会的な変化をもたらしていますのは御案内のとおりでございます。須崎市も一時期3万2,000人ぐらいの人口がいたわけですが、直近では2万1,000人台まで減少してまいりました。このことにより、人口規模をよりどころとしていた経済、あるいは、生活文化などが縮小しているのは事実であると思います。例えば、商店の減少、公共交通の衰退、企業の支店の撤退、地域のイベントやお祭りの減少などでございます。

8年前、市長に就任したとき、既にそのような流れは始まっておりまして、何もしなければこういった規模の経済は縮小の一途をたどるという危機感を持ったわけでございます。

しかしながら、須崎市の財政の厳しさや商圈としての大都市との位置関係を考えると、須崎の強みを伸ばすこと、人材育成を行うこと、何か一つ政策の新基軸を打ち出すことを念頭に政策展開をしてきたつもりでございます。

先ほど御指摘のあった、しんじょう君を中心としたシティプロモート事業、浦ノ内の海洋スポーツパーク構想、地域コミュニティ強化事業等で十分ではないにせよ、成果が出つつあるというふうにも考えておるところでございます。そして、そういった総合力の一つのあらわれとして、ふるさと納税の増加につながっていると考えておるところでございます。

全ての分野を底上げすることは至難のわざでございますが、須崎の特徴を生かし、それを中心にしてプラスのスパイラルをつくっていく。そんな意識で8年間のかじ取りをさせていただいたところでございます。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1番 吉野寛招君登壇〕

○1番（吉野寛招君） 次に、楠瀬市政に起因しているものではなく、人口減少や高齢化、価値観の変遷など、時代の流れの中から失われたものに気づき、残念に思うことがあります。

過日、民放のテレビで鳴無神社の番組を見ましたが、伝統の行事を地域の多くの方々によって守り続けていく姿が中心で、ちりへっぽと称して非日常の作法などが多いための苦勞が映し出され、この地域にはまだまだ住民力が残っているものと感心したのですが、番組の中で、以前は神踊りという珍しい踊りを奉納していたが、できなくなって久しい。受け継ぐものもわずかとなっており、復活は難しいようだという話がありました。

鳴無神社の神踊りは私は一度市の体育館で芸能祭として出演していたのを見て、その奇抜さに驚きました。また、グリーンピア土佐横浪のホテルのロビーに陶板画として大きく飾られていたのを思い起こし、不思議な魅力の伝統芸能が安易に廃れるのかと思うと寂しい思いがしたところでもあります。

市内では鳴無神社のちりへっぽや各地のおなばれや花取り踊り、太刀踊り、江島踊りなど、何かと続いているものがありますが、数少なくなってきたと聞いております。さらに、各地の年中行事や習慣など、廃れていったものは少なくありません。一度消滅した有形、無形のものを再生復活することは容易ではありません。

そこで、文化財などの保護を目的とした基金を設け、地域から廃れたものや廃れゆく懸念のある文化財に対して復活や保護の支援要請を積極的に受け入れ、住民の心のよりどころになったり、地域活動の活性やひいては観光資源に資するものなど、要件を定めて財政支援をすることがあっていいのではないかと考えます。

社会の変化が早い時代だけに、残さなくてはならないものを守るために、行政が手を差し伸べることに對して、市長の御所見をお伺いします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 鳴無神社の神踊りにつきましては高知県保護無形民俗文化財に指定されておりまして、旧暦の8月23日に鳴無神社秋祭りに境内で奉納されておりましたが、近年は踊り子の減少などにより行われていないと聞いております。

人口減少に伴い、同様のケースが全国各地でも見られ、これまで保存伝承されている地域の祭りなどをいかに守っていくかという課題に取り組む姿をテレビなどでも見かけるようになってまいりました。

大切な地域の伝統文化を後世に伝えていくことが非常に重要でありますので、関係者の皆様の御意見を伺い、必要な方策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1番 吉野寛招君登壇〕

○1番（吉野寛招君） 市長の答弁からは前向きに取り組む熱意が感じられ、今後須崎市が力強く進展していくものと期待しています。

さらに望みたいのは、近隣市町村との提携した施策であります。平成の合併が不調に終わった本市の人口は確実に減少していきます。一定の人口規模の行政圏域で、足りないものや余るもの、得意な分野とそうでないものなどなど、施策や補完し合うことも須崎市が熟成していくために必要ではないかと考えています。既に市税徴収や防災面など、広い圏域で実施されているものは成果が上がっていますので、さらに検討されることを願って次に移ります。

介護保険について、来年の国の予算で保険者機能強化推進交付金を現在の2倍程度に大幅拡充する予定という報道がっております。増額された予算は介護の予防や自立支援に取り組み、成果を上げている自治体に手厚く配分するとのようです。この狙いは団塊の世代が順次75歳以上になり、医療、介護費用の増加は避けられず、少子化と相まって大きな問題となることから、費用のかさむ重度の要介護者の増加を抑えることによって、国全体の介護費用を抑えることが目的です。さらに、ケアプランの有料化や自己負担増も検討されている中であって、保険者である市町村にしてみても、介護予防は保険料を値上げしないためにも取り組まなければならない大きな課題であると考えています。

本市の場合、包括支援センターが中心となり、介護事業所の協力を得て、要支援者が重度化しないためのケアを実施しているようですが、国の交付金が増額されることを機に、今後新たな対応を講じていく用意があるのか、長寿介護課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） お答えいたします。

保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた取り組みを支援することを目的としており、これを活用して、地域支援事業及び保健福祉事業を充実して、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防事業等に必要な取り組みを進めていくことが重要であると認識しております。

須崎市ではこれまでもこれらの事業に対して取り組んできたところでありまして、各地域で実施されております百歳体操や地域の集いなどの通いの場の推進のほか、生活支援、認知症対策事業など、現在進めております事業もさまざまございますことから、保険者機能強化推進交付金を活用して、まずはこれらをさらに充実させ、拡充していく方向で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1番 吉野寛招君登壇〕

○1番（吉野寛招君） 次に、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくにはその家庭と身近な地域の接点を密にし、さらに介護担当のケースワークが十分に連携して機能を果たす必要があります。市でこのことを担当するのは高齢者の相談事業を含めて包括支援センターですが、業務は市からの出向職員を含めた社会福祉協議会に委託して取り組んでいる状況です。ここでの業務で、将来に向けて医療と介護、地域と家庭の四位一体となって在宅介護を可能にするシステムづくりが求められています。今後の最大の目標は高知版地域包括ケアシステムを機能化することですが、県にとっても市も大きな課題ですが、中心となる包括支援センターを外部委託している中で、介護予防業務までは何とかできても、地域包括ケアの組織化までは困難が予想されるのですが、現行体制での介護業務の将来展望について、担当の長寿介護課長に御所見をお伺いします。

○議長（大崎宏明君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムは、介護保険の基本理念であります、自立支援を目的として、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制でございます。

その具体的取り組みを進めるために、現在、介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療と介護連携の推進、認知症施策推進事業などを進めているところでございます。

高知県版地域包括ケアシステムを機能させるためには、地域包括支援センターを初め、社会福祉協議会、介護事業者、地域の関係者の皆様との連携が欠かせません。また、さらなる連携強化のため、本年度につきましては須崎福祉保健所管内の5市町を3ブロックに分け、須崎市、中土佐町、津野町との3市町合同での関係者で組織する、地域包括ケア推進協議会を設置して協議を重ねているところでございます。

今後につきましては、さらに地域共生、地域の支え合いの実現に向けて、丸ごと相談の実現や高齢者も障害者も利用できるサービスの推進など、複合課題に対応できる包括支援や多様な地域

活動の普及、促進について検討することとしております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1 番 吉野寛招君登壇〕

○1 番（吉野寛招君） 次に、包括支援センターの業務委託について、所管課長の見解をお伺いしましたが、本市が業務の外部委託を始めてきた流れは数次にわたる行政改革大綱に沿って事務事業を効率化、簡素化を図ることの一環で実施してきたわけですが、このことにより、直営部門の職員数を減らし、人口の約1%を目標に小さな行政組織となってきました。楠瀬市政になってからも、今質問いたしました、包括支援センターを委託し、今後も保育所の統廃合による実質民営化やクリーンセンターも職員の退職に合わせて委託する方針だと聞いております。これまでの行政改革は民間の方々の意見も反映する中で大綱に基づき実施してきたもので、結果も成果も上がっていると感じているのですが、今後、市民の要求に応えることができない場合や介護保険事業の分野のように外部委託では将来に不安が見込まれる場合などは直営に戻し、責任を持って対応することも必要ではないかと思うのですが、市長の御所見をお伺いします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御指摘のとおり、須崎市では昭和60年12月に行政改革大綱策定以来、これまで事務事業の効率化、機構、組織の見直しを図るなど、行財政全般にわたり改革に取り組んでまいりました。

その中で、人口減少に対応する組織体制の強化を図るとともに、事務事業の外部委託や縮小など、見直しを図ってきたところでございます。

本市の包括支援センター業務は平成23年度から須崎市社会福祉協議会に委託して事業を実施してきておりまして、全国的には委託先として社会福祉法人や医療法人、NPO法人など、さまざまでございますが、約7割の自治体が委託による運営の状況にあります。

また、業務を遂行するためには社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員など、専門性のある多職種の人材が不可欠な事業でございまして、直営となるとこれらの人材を新たに確保する必要が生じることとなります。

地域包括支援センターの運営に当たりましては、運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しており、その業務運営につきましては須崎市として当事者意識のもと、密接に連携を図りながら高齢者の保険医療の向上及び福祉増進のための事業を実施しているところでございまして、委託方式で運営を行うことについて、基本的には支障はないものと考えております。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1 番 吉野寛招君登壇〕

○1 番（吉野寛招君） 介護保険制度は御存じのとおり、高齢化が進み、家庭介護の負担が大きくなってきたため、社会全体で支え合う仕組みとして2000年に始まったものでありまして、当時は家庭の中でも特に女性の負担が大きく、それをいかに軽減するかが時代の要請でもありまし

た。制度発足後から保険給付の内容が充実するにつれ、家庭でできることまで介護保険に丸投げする傾向になっていることを非常に危惧しております。以前は家庭と近所を含めた地域の力も合わせて高齢者を見守ることにより家庭とその近所に準家庭的な営みがあったのですが、介護保険がとってかわろうとしています。私はいま一度、介護保険の設立前に立ち返り、保険者は包括的な保険施策の運用を期待して次に移ります。

次に、防災について、台風１９号から学ぶことについて、ことしの台風シーズンで日本列島に影響を及ぼしたのは従来からの常襲地域である九州、四国から東に移った関東周辺に集中し、台風１９号やその後の大雨や甚大な風水土砂災害をもたらし、その実態がテレビの画像で詳しく映し出され、その後の番組で専門家から、被害の原因や防災対策が解説されたことにより、視聴者は防災知識として学び取ることができたと思います。

ここで得た教訓なり、知識を市民が実際の台風などの荒天時に行動して生かすには、地域でまとめた教育と、できれば訓練が必要ではないかと思しますので、市内全域にある自主防災組織で集团的自衛対応を話し合い、地域全員で共有しておくことが必要ではないかと考えます。

自主防は津波災害を想定して立ち上げたところが多いのですが、津波浸水とは別に、台風や集中豪雨による浸水、土砂災害警戒区域のハザードマップをもとにした地域の防災対策ができるよう、行政が手助けすることを願うものであります。

市はことしの台風１９号から教訓を生かした、風水土砂災害時対応マニュアルを作成し、全自主防に強力に働きかけ、確認等の作業をするよう要請すべきと考えますが、これらに対する御所見を地震・防災課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） お答えいたします。

本市は水防法におきまして、大臣や知事が指定する洪水浸水想定区域がございませんので、洪水ハザードマップは現在のところ存在いたしておりません。しかしながら、本年の豪雨災害を受け、国においては全都道府県における洪水ハザードマップの作成に取り組むとの動向もお聞きしておりますので、国や県から洪水に関するデータ提供を受けた場合、速やかに洪水ハザードマップを作成したいと考えております。

また、現在、県とともに土砂災害警戒区域の調査を行っておりまして、調査終了後、土砂災害に関するハザードマップを作成予定でございます。これらのハザードマップ作成後に自主防災会等に情報提供し、御協力をいただきながら防災対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔１番 吉野寛招君登壇〕

○１番（吉野寛招君） 次に、自主防から指導、助言の要請があった場合であります。

地域に長年住んでいる方々は台風や大雨など、多くの経験をしているのですが、近年経験したことのない、また、想定外の気象状況が発生していることから、自主防エリアの地形的な特徴など、過去のデータや資料なども教材として準備し、自主防からの要請に対し、積極的に地域に出

向いていく体制を整える必要があるのではないかと考えるのですが、地震・防災課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） 近年の自然災害はこれまでの我々の経験が全く通用しない状況で、全国各地で発生しており、その被害も甚大なものとなっております。

議員御質問のとおり、できる限り情報提供し、市民の皆様にはそれぞれの地域特性を十分理解していただき、自然災害から身を守っていただきたいと考えております。

現在も当課職員は夜間、休日を問わず、各地域の自主防災会や自治会等に出向き、防災に関するさまざまな活動を行っております。来年度、国の地域防災マネージャー制度を活用し、防災、危機管理に関する知識経験を有し、危機対応能力にすぐれた退職自衛官を配置していただけることとなっております。御指摘のように、当課の体制強化が一層図られるとともに、災害への危機対応、体制の向上にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1番 吉野寛招君登壇〕

○1番（吉野寛招君） 私が台風19号の被害状況をテレビの画面で見学したことは、暴風雨による災害はあらかじめ予知できる場所以外にも生じること、さらに、多様な被害の実態を見せつけられたことでありまして、安全を確保するには自治体に頼り切らないで市民みずからが考える行動が必要だと感じたところであります。とはいえ、須崎市からの防災情報は地域の特定情報となりますので、現在の防災無線に加え、切羽詰まった非常時にはサイレンによる注意喚起の方法を検討するなど、怠ることのない防災対策をお願いいたしまして次に移ります。

行政財産についてお伺いいたします。

まず、市が国の補助を受けて設置した押岡地区の源蔵広場にテニスコートができています。これまでここは利用するものが少なく、雑草の駆除に手を焼いていたところが、子供を含めた社会人のテニス場として活用されていることは潮田町の公共用地を開放しているところと類似した利用方法ですが、違う点は、源蔵広場は設置や利用方法が条例で規定されている点と、テニスコートをつくってしまえば、他の使用が極度に制限され、独占的な使用となることです。テニスコートの整備は使用者が自費で行ったと聞いておりますが、市がテニスコートの設置を認めたことについて、その経過を担当課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 源蔵ソフトテニスコートの使用につきましては、多ノ郷小学校横で行っていたソフトテニスコートが新保育園整備のため使えなくなるため、代替地として源蔵児童遊園内に整備したものであります。使用するに当たり、平成30年12月3日に公園を管理しております建設課に教育委員会から使用許可申請を行い、12月4日に使用許可されております。

教育委員会として使用許可されたソフトテニスコート部分を管理するため、これまで同様、須

崎市体育協会に管理を願い、須崎市体育協会に使用許可しております。

なお、この施設の整備については、平成30年6月議会に子ども・子育て支援課よりテニスコート移転事業費1,100万円を提案、承認され、整備を行ったものですが、事業費で対応できない部分や維持管理については須崎市体育協会に対応いただいております。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1番 吉野寛招君登壇〕

○1番（吉野寛招君） もともととは多ノ郷小学校北の土地開発公社用地を借り受けて利用していたところ、この用地が保育園の高台移転地となったことで、テニスコートの代替地としてこの広場に移ったということですが、源蔵広場の条例に定められている行政目的を持った財産を私的運動クラブに半ば独占利用させるということについて、行政財産を管理する立場の総務課長に御意見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） お答えいたします。

須崎市財産規則におきまして、公有財産のうち、行政財産に属するものについては、その事務を所管する各課等の長が管理すると規定されておりますが、総務課長は公有財産を総括することとなっております。行政財産全般にわたる管理等に対しまして必要な助言、指導及び調整する立場にありますことから、これまでの協議にも参加をしてきたところでございますが、この件に関しましては移転に係る経過や利用団体との協議、調整なども踏まえ、議論を尽くす中で現在での利用形態や管理等のあり方が決定されたものであると認識をいたしております。

また、私的運動クラブによる半ば独占利用との御指摘につきましては、市民や団体の間で誤解等を招くことがないよう、関係各位に丁寧に御説明申し上げ、御理解いただくことが大事であるというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1番 吉野寛招君登壇〕

○1番（吉野寛招君） 総務課長の見解は一定理解できたとしても、市民の税金も入れて購入した土地の活用ですので、納税者としての市民に説明してほしいと思います。

さらに、このテニスコートの利用について、テニスの競技者間で不満が生じていると聞いています。今回利用を許可された団体に別の団体が使用を願い出たところ、借り受けている代表者から拒否され、別のテニス団体は仕方なく市外のテニスコートで活動しているところです。この団体は一度は市にも相談したが、解決に至らず、遠方に行かなくても市内で競技ができる環境をつくってほしいと訴えているのですが、この問題はテニス競技の団体間の問題であって、双方の努力で解決すべきところですが、社会体育として体づくり、健康づくりの視点からも、また市有財産を使用していることから公平、公正な利用方法について、市が両団体の仲裁に入ることにについてどのように考えているのか、生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 源蔵ソフトテニスコートの使用につきましては、ソフトテニスでの使用を目的として整備いたしました。完成した当初には硬式テニスの方で使いたいとの話がありましたが、須崎高校が移転するに当たり、高知県と協議し、旧須崎高校のテニスコートを使用できることとなったため、了解を得、そこで活動していただいております。

その後、特に不満等の苦情をいただいておりますので、御了解願います。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1番 吉野寛招君登壇〕

○1番（吉野寛招君） 私はこのテニスコートの使用問題の相談を受けたとき、昭和50年代から60年代ごろにかけて実施してきた学校開放による各スポーツの施設利用のことを思い出したのですが、当時は小中学校のグラウンドと体育館を使用するに当たり、講習を受けた責任者がいる団体が秩序ある運用をしていたもので、時代は移ったとはいえ、スポーツ精神は変わることのないものですから、過去にも学び、よりよい解決ができることを願い、次に移ります。

次に、林業振興について、須崎市森林整備促進協議会についてお尋ねいたします。

新聞記事によると、去る10月28日に森林整備促進協議会を立ち上げたと伝えられています。設置目的は今後見込まれる森林環境譲与税の使い道を定めることのようにですが、立ち上げた動機はどうであれ、来年以降の森林整備に予算が付き、山の手入れが進んでいく方針になることについて、森林関係者は期待していると思います。

振り返ると、平成19年だったと思いますが、国が森林の特定伐採事業に大型補正を決めたとき、財政負担がゼロであったにもかかわらず、本市は準備不足から所定の手続ができず、この事業に手を挙げるができなかったことや、この年の林野庁長官が公務で須崎市を通過するに当たって、立ち寄り時間はあったのですが、視察していただく場所がなく、悔しい思いをしたことを考えると、やっと森林整備に腰を上げてくれたかとうれしく思います。

市の考え方は向こう30年間に人工林4,700ヘクタールの手入れや作業道の整備を進めていくようですが、具体的には現場や関係者からの意見を聞く中で、基本計画をつくると承知しています。

そこで、私は以前にも新荘川の瀬切れ問題について、一般質問で近年の異常気象が頻繁に起きる中であって、新荘川流域の森林整備を急がなくてはならないと申し上げましたが、森林環境は、海の環境に直結しているということを念頭に、整備の順序については水源涵養を保全するエリアを最初に着手してほしいと考えているのですが、農林水産課長の御所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 須崎市森林整備促進協議会の目的としまして、須崎市の森林政策の方針を設定し、計画的な森林整備の取り組み、森林の持つ公益的、多面的機能の増進を目的にしております。

議員御紹介の新荘川流域の森林整備につきましても水源涵養機能が発揮できる有効な森林であり、協議会の目的にもある公益的機能向上の必要性が高いエリアでございますので、現場の意見などを伺いながら有効な整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1番 吉野寛招君登壇〕

○1番（吉野寛招君） よろしく願いいたします。現在、地籍調査が進んでいますが、森林部の実地測量に合わせて人工林の実態調査を行い、ここで得られたデータをもとに森林整備の実施計画を変更、見直しを行っていけば、森林環境譲与税がより効果的に使われるのではないかと考えますが、建設課、農林水産課の両課にまたがりますが、農林水産課長に御所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 地籍調査が完了しました森林につきましては、間伐等も進んでおりますので効果は見込めるものと考えております。

また、従来の森林整備事業におきましても、境界の明確化事業によるデータ化も行われておりますので、山の条件や林齢なども精査しながら、効果的な活用を協議してまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1番 吉野寛招君登壇〕

○1番（吉野寛招君） 本市の約70％は森林でありますので、その秩序ある開発と森林資源の活用は本市の将来に向けて豊かさと発展の可能性を秘めているものと考えています。

今回設立した森林整備促進協議会が目的達成に向け、十二分に機能することを願って、次に移ります。

次に、道路管理の問題についてお伺いいたします。

大型の活魚運搬車の後ろを自家用車で通行していたら、車から白い泡状の液体をまき散らしていくので、もし泡状の液体が海水だったら自分の車のタイヤ周辺がさびないとか、洗ったばかりの車が汚れないとか、車を道路脇にとめたが、活魚運搬車が泡状の液体をまくことは許されるのかという話がありました。この後、何人かの人にそのような状態があるのか聞いてみますに、南地区と浦ノ内地区の県道が主で、一部市道も通っているようですし、長年続いているようですが、このような状態は法的に問題があるのか、市道管理を担当している建設課長にお尋ねします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えいたします。

大型活魚運搬車から排出される泡状の液体についての御質問ですが、液体は海水と思われますが、建設課が所管する市道では今まで苦情は聞いておりません。市道認定した道路の場合には道路法がかかってくると思われますが、道路の構造に少量の液体が悪い影響を与えることは考えにくく、道路管理者としては行政指導は難しいと考えております。道路を通行する車両のこととなれば、道路交通法の適用になると考えられますことから、須崎警察署に建設課の道路担当者から相談しますと、石や砂等などの車両を傷つけるような固形物ではないため、即時検挙することは

できないと回答をいただきましたが、ただ、同一車両が常時排出していれば警察のほうから指導はできると聞いております。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1 番 吉野寛招君登壇〕

○1 番（吉野寛招君） 活魚運搬車は本市の養殖業者から請け負っているようですが、運搬時の問題でせっかく持ち直している養殖産業が腰折れしてはいけないと思うのですが、一方で、通行している市民が不安な思いをしていることから、不要の液体を路上に落とさない改善策を講じることが必要と思いますが、運搬車両の改良対策について県とも協議して対応できないのか、建設課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えします。

活魚運搬車両の改良対策についてですが、県の須崎土木事務所の担当課とも協議をいたしました。同様の苦情を受けた事例はなく、先ほどと同様の答弁となりますが、道路構造に悪い影響を与えることは考えにくく、道路管理者としては行政指導は難しいと考えております。

また、道路を通行する車両のこととなれば、道路交通法の適用になることが考えられますことから、須崎警察署に相談していただければと考えております。

○議長（大崎宏明君） 吉野さん。

〔1 番 吉野寛招君登壇〕

○1 番（吉野寛招君） 私たちの生活に直結している道路は国、県、市、私道など、生活や目的に沿った形態を利用していますが、それぞれ多くの問題や課題があることは承知しています。

市道は住民の生活圏のごく近くにあるがゆえ、改善の要望が多く道路行政へのかじ取りは困難を伴うものと聞いております。しかし、そこは英知を結集して対応していただくことを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（大崎宏明君） 順次質問を許します。森田さん。

〔1 4 番 森田収三君登壇〕

○1 4 番（森田収三君） 私たちにとって水は命です。遠くアフガニスタンの地で医師でありながら荒野に用水路を引き、アフガンの大地を潤すという多大な功績を残した中村哲さんが凶弾に倒れ、亡くなりました。帰国する棺の先頭にはアフガニスタンの大統領が先頭に立ち、棺を担ぐ姿が昨夜放映されておりました。死を悼むとともに御冥福をお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして、順次質問をしてみたいです。

前段3人の議員により市長の政治姿勢について質問がございまして、重複するところもございしますが、3つの点について市長にお聞きいたします。

ことしの流行語大賞は日本中がにわかファンになった、そして、大熱狂したラグビーから出た言葉でワンチームでした。どこかの物産展かと思いきや、有権者への贈り物のカニ、メロン、そして、イクラやジャガイモ、トウモロコシ、そして、身の丈発言、安倍首相の妻、昭恵氏が桜を見る会に招待したお友達、こういった言葉が流行語大賞のベストテンに上らなかったことに私は

寒気を感じるどころです。私は何とんでもことしの流行語大賞は桜を見る会だと思うところ
です。第4次安倍内閣が発足してわずか1週間で2人の大臣が辞任、第2次安倍政権発足以来、閣
僚辞任は10人となりました。本当に笑えない話ではありますが、あと1人辞任すれば、サッカー
チームができる人数です。辞任すべき候補は何人もいるわけです。桜を見る会を安倍後援会の行
事化、ホテルニューオータニの前夜祭の会、こういったことを日本共産党の田村副委員長が取り
上げてから各メディアも連日報道し、大問題となっていますが、加計・森友問題のように知らぬ
存ぜぬでやり過ごすのでしょうか。

ことしは県議選、参議院選挙、知事選挙と続いた中で、投票率は県議選挙だけが50%を超え
ました。自分の1票では世の中は変わらない、税金を私的に流用しても怒らない、こういった国
民性でしょうか、お隣の香港では半年間にわたり、100万人規模のデモが行われているわけ
です。来年の1月には市長選挙が実施される予定であります。9月議会で市長は出馬を決意され
たわけですが、その中で一定推進できたものと不十分なものとに分けて述べられましたが、仮に3
選を果たしたならば、不十分だったとするものを具体的にどのように推進していくのか、お聞き
いたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 仮に信任いただいたといたしまして御答弁申し上げます。

9月の議会閉会日に申し述べました取り組みが不十分だったものが幾つかあるわけでござい
ますが、まず、その原因について分類をいたしますと、まず、財政的なものの理由で取り組みが不
十分であったと。2番目といたしまして、その取り組みを進めるための人員体制が追いついてい
なかったという理由で不十分であったということ。3番目といたしまして、制度、あるいは、現
状の把握が十分できていなくて、政策の推進力に欠けておったもの。4点目といたしまして、ま
ず先ほど大崎議員の御質問にも御答弁いたしましたとおり、PDCAのPの部分で時間を費やし
て、調査、研究段階であるもの。5点目といたしまして、市民の皆さんとの協働体制がまだとれ
ていなく、推進できていないもの等に分類されるところと考えております。

これらの分類の中の原因をしっかりと検証して対策していくと、その対策を財政計画の中で構築
をしていくということになっていくということでございます。

○議長（大崎宏明君） まだ質問中ではありますが、この際10分間休憩いたします。

午後 2時 3分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問を許します。森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 続きまして、消費税についてお伺いいたします。

10月1日から10%へ消費税率が引き上げを強行したわけですが、複数税率や景気対策とし

てキャッシュレス払いへのポイント還元などを導入したため、間違った税率での販売など、混乱が相次ぎました。消費税導入とたび重なる増税は深刻な貧困と格差をもたらしました。所得の少ない人ほど負担が重くなる逆進性については事あるごとに説明して、また、指摘もしてまいりました。国税庁、民間給与実態統計調査によると、年収が200万円以下のワーキングプアは13年連続で1,000万人を超えています。消費税増税は価格への転嫁が難しい、中小企業の営業を破壊します。東京商工リサーチの調査によると、2018年に全国で休廃業、解散した企業は4万6,724件と前年より14.2%増加しています。今回の税率引き上げでさらにふえることが予想されます。税率が引き上げられて2カ月余りが経過しましたが、税率の違いによる混乱や消費動向について、また、キャッシュレス決済等による資金繰りの悪化による倒産や廃業などが報じられているわけですが、これらの事態をどのように認識されているのかをお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 消費増税後の消費動向につきましては、軽減税率対象外品目を中心に、駆け込み需要の反動やキャッシュレス決済等の事業者への影響も一定あったものと認識をしておりますが、総じて大きな混乱はなかったものと認識をしております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 混乱はなかったようにという答弁でしたが、消費としては、聞くところによるとかなり落ち込んでいる。調査でもそういうふうになっているようです。この消費税に関する質問は市長就任以来、たびたび行ってきたわけですが、国民の血税を我が物顔に使っておきながらのこの10月からの消費税引き上げに怒りを持っての再々たになろうかと思いますが、お許しをいただき、続いて質問をしてみたいです。

9月議会の市長答弁では、消費税の引き上げについては、社会保障と税の一体改革において、社会保障の充実とともに財政健全化を図るとしていますが、果たしてそうでしょうか。消費税が導入されて31年間、社会保障制度はよくなるどころか改悪に次ぐ改悪の連続でした。厚生年金の支給開始年齢は60歳から65歳に引き上げられ、年金支給額を毎年削る仕組みであるマクロ経済スライドが導入され、老後の不安は増すばかりです。

医療もしかり、消費税導入前、1割だったサラリーマン本人の医療費窓口負担は3割となりました。国民健康保険の保険税は1.6倍へ急増しています。その上、安倍政権は75歳以上の患者負担を原則2割に引き上げることを狙っているのです。介護では2000年に新たな保険制度がつくられましたが、保険料がどんどん重くなる一方で、給付は縮小されていきました。安倍政権はさらに要介護1から2の人への生活援助なども保険給付から外そうとしています。

消費税の導入以来、一貫して口実とされた財政再建はというと、1989年の導入時に161兆円だった公債残高は、1997年の5%への増税時には258兆円、8%への増税の2014年には774兆円、そして、2019年、ことしですが、897兆円と歯どめを失ったようにふえ続けています。財政再建どころか、財政規律を緩め、財政破綻を招くのが消費税です。歴代政

権は財源は消費税で社会保障をと言ひ、増税を行ってきたわけです。際限なく消費税を引き上げることにはならないという市長は9月での答弁でしたが、さて、市長はこの財源をどこに求めようとしているのか、お聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 森田議員御案内のとおり、人口動態を見てみますと、団塊の世代が医療費、あるいは、社会保障の総額を引っ張っていつているというのはもう明らかでございまして、このままでいきますと、確か2025年ぐらいにピークを迎えるということで、今回消費税と一体改革ということで消費税増税がなされたわけでございます。

そういう中で、やはり負担する、支える側の若い世代等が非常に人口的に割合が少ない状況になっておりますので、総合的にやはり年齢にかかわらず、一定の応分の負担ができる方には負担していただくというのが国の基本的な考えだというふうにも認識をしております。そうしますと、それでは、年金生活者であるとか、非常に経済的に苦しい方をどのように救済していくかと、これは保険制度の中であれ、社会保障の中であれ、そういう議論がなされるべきであるというふうにも考えておまして、そういった一体改革の中で一番苦しいこの10年間をやっぱり乗り切っていかなければならないのではないかとということと、やはり一つはこれは国が言っておことですが、一つ一つの経済成長の中で税収自体を上げていくという取り組みをもっともっと我々としては期待をしておるわけで、その中ではやはり地方創生、地方に活力をつけていくという政策がなければなかなかこの現状では日本全体の税収が上がっていかないんじゃないかというふうにも考えておるところでございまして、そういったものを総合的にやはり組み合わせて改革を行っていくべきではないかというふうにも考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 答弁いただいたわけですが、税収は伸びていかない、これは言えることだと思うんです。市長とは丸っきり逆の考えであります。私たち日本共産党は、税率3%で消費税導入が強行されたその日から一貫してこの悪税の廃止を求めてきました。31年前橋本政権下で強行された3%から5%への増税、安倍政権下での5%から8%への増税で、その暴挙を厳しく糾弾、同時に消費税をきっぱり廃止する運動を呼びかけ、応能負担の原則に立った税制改革、国民の所得をふやす経済改革で消費税を廃止する展望も開けてくるという立場を表明してまいりました。消費税増税で成長できなくなった日本を救う道は不公平税制の是正しかないと考えerわけであります。市長就任時には消費税は反対だというような答弁もございました。退任された前高知県知事も就任時には消費税には反対しておりましたが、退任直後にはこの消費税に賛成という立場をとっているわけです。最初に立ち返って、この悪税である消費税廃止という考え方に戻る考えはないのかをお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御案内のとおり、国の税制のあり方というのはやっぱり租税3原則、ある

いは、水平的な公平、垂直的な公平、直間比率、いろんな角度から検討されて決まっていくものだというふうにも認識をしております。

そういう中で、不公平税制という表現をとられておりますが、何を持って不公平というのか、例えば、大企業減税がなされておるということと、消費税増税を持って不公平ということが言えるかどうかということではないかというふうに思っております。

政策として、例えばグローバル化した経済の中で、大企業が立ち向かっていく、あるいは海外からの投資を呼び込むというような側面をどう評価するか、そして、広く、薄くという負担の方法、これをどう評価するかということで、この評価が変わってくるものというふうに思っております。いろいろな御主張があつてよろしいかと思しますので、今後ともこういう議論は大いにやっていくべきであるというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 広く、薄くと言われましたが、薄くても払えない、こういった低所得者にとっては本当に悪税としか言いようがありません。そのことを申し上げ、次の質問にまいります。

おひさま保育園の開園に当たって、3点ほどお聞きしたいと思います。

新保育園の園全体の定数には余裕があると、そのように聞いているわけですが、クラス別では定員を超えていると、そのようにも伺っているところです。このことは全体として保育士が不足している、こういったことに要因があるのではないかと、そのように考えるところです。希望する園児がせっかく開園したおひさま保育園に入園できない、こういったことになれば、開園に水を差すのではないかと、そういうふうにも考えるところですが、保育士の確保、こういった対策について、状況についてをお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 保育園の入所につきましては、先月に募集を行いまして、現在希望の園別に集計をしているところでございます。保育園は園ごとに定員がございまして、その全体枠をもって募集をしておりますが、議員御案内のとおり、年齢別によつてのクラス定員もございまして、保育園の定員内でもお受けできない場合もございます。

今回の募集は特に新園のおひさま保育園が開園になるということで、応募の状況が読めないことから、募集期間を前倒しさせていただくとともに、ことしは待機児童も出たことから、通常の希望の園を第3希望まで出していただくことにあわせて、申請書により保育の必要性を数値化して、利用調整をすることとし、その旨を保護者の皆様に周知してまいりました。このことから、今後正確な集計をした後、法律に基づいた保育士の適正配置をした上で、保育協会に保育士を配置していただき、定員を超した場合は利用調整による優先順位をもとに調整し、第2、第3希望の御案内になろうこともあろうかとは思います。

特に、ゼロ、1、2歳の低年齢児童につきましては、育児休暇中や求職中の方につきましては保育をお受けできないケースが出てくる可能性もございます。

保育士の確保につきましては、保育協会に御努力いただき、ことしも数人の職員を採用していただいております。今後も引き続き臨時職員も含め、雇用についてお願いしてまいります。

市といたしましては、保育士確保のため、新たな政策も含め、検討しているところでございまして、できる施策を今後とも進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔１４番 森田収三君登壇〕

○１４番（森田収三君） 須崎市では保育士の保育園への定着率が他の自治体に比べて低い、こういったことを耳にしたことがあるわけですが、実態としてどのようにつかんでいるのか、その点を。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 保育協会の保育士の件かと推測いたしますが、特にそういう事実は確認できておりません。私からは保育協会に対しましては、働きやすい環境づくりとあわせて保育士の確保をお願いしているところでございます。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩します。

午後 ２時３２分 休憩

午後 ２時３３分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問を許します。森田さん。

〔１４番 森田収三君登壇〕

○１４番（森田収三君） 先ほどの保育協会等にいろいろな策を講じて保育士の確保という答弁もあったわけですが、やはり賃金面など待遇の改善や働きやすい職場環境、これが保育士を確保する最大の条件じゃないかというふうに思うところです。定着率が悪いといったような認識はないとおっしゃれましたが、今は本当に情報社会といいますか、SNSですか、あれを使ってこの自治体はこういった給与体系よとか、こういった職場環境よとか、そういった情報が交わされているやにも聞いているわけです。具体的にどういったことを目標にして保育士を確保するのか。当然少子化が進む中ですが、それ以上に保育士が足りない、これが今の現状ではないでしょうか。第３希望までの保育園児募集ということですが、せめて第３に漏れても保育の必要のある方は市外の保育園へ通わせることはないような、こういったことを目指すためにも保育士の確保は絶対条件ですが、その具体的な方策は何かないのか、今後長期的に見て、保育士をどういうふうに育てていくのか、あるいは、優遇制度を設けて須崎市の保育士をつくっていくと、こういったことが重要になってくるのではないかと思います。そのあたりを答弁願います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 森田議員、ほとんどおっしゃいましたけども、そのような具体策についま

して、子ども・子育て支援課長から答弁させていただきます。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） まず最初に議員からありました、いわゆる待機児童をつくらないというお話がございました。これにつきましては、ことし、今この11月末現在で待機児童は9人ございます。その9人の方につきましては、実際にその対象の方、親御さんですけど、そちらのほうは育児休業中、育児休暇中の方、あるいは、そういった求職中、仕事を求めている方とかいう形になっていまして、実際に本当に御両親、皆さんがお仕事でどうしても困っている方という形にはなっておりません。

今後もしそういう形をとりまして、利用調整という形を先ほど申しましたが、これにつきましては実際に保育の必要性がどれだけ高いかということで順番にやっていきますので、本当に必要な方については当然保育をさせていただきたいと考えております。そのためにも保育士確保のためには須崎市としまして、できることはやっていきたいと考えています。

その一つの方策としまして、保育士を確保のために保育士資格取得のための奨学金を貸与しまして、須崎市で保育士として勤務していただくことで返還の免除をさせていただくと、そういったことや、あるいは、保育協会等に採用されました方につきましてお祝い金を出すといった形でそういう方たちの今整理に向けて調整をいたしております。

このことも含めまして、また、給与面も先ほどお話がございましたけど、給与につきましては保育協会も須崎市に準じるという形でお願いしまして、その分につきましては市から補助金も出していますので、そういうことも含め、市ができる方策を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 了解いたしました。よりよい保育環境を目指すために全力を尽くしていただくよう、要望いたしまして次に移ります。

当面する課題として、観光振興についてお聞きいたします。

一般社団法人須崎市観光協会の設立についてであります。当初は10月ごろを目途に設立するんじゃないかというふうなことを聞いておりましたが、いまだ立ち上がっていないということですが、期待も大きいわけです。現在までの取り組み状況と、市から出向している職員が今どのような役割を担って、この設立準備に当たっているのか、お聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 須崎市観光協会におきましては、市内の観光案内、パンフレットの作成を初め、宿泊施設の案内など、観光全般の窓口を担っております。また、現在は教育旅行におけます民泊事業の取り組みは関西圏の中学校で高い評価を受けて、年々受け入れ数が伸びてきておりまして、今後におきましても観光協会の事業の柱として継続されていくことと期待をしております。

しかし、現在の観光協会の体制は、事務局長と係員の２人体制でございまして、そのほか幅広い観光事業の充実という点で組織的に厳しい体制であることから、平成３０年８月１６日に商工会議所と元気創造課において、観光協会のあり方検討会を開催し、観光促進に係る窓口の一本化、サービス及び利便性の向上、教育旅行のブランド化、インバウンドの促進等を目指すため、新たな組織運営、体制の必要性を共通認識とし、一般社団法人化に向けた取り組みを進めることとなりました。

現在、法人化に向けた取り組みを行う中で、市の担当職員につきましてはまずは社団法人化に向けた組織づくり、事業計画の策定や方向性の確立のための諸準備を進めておるところでございます。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔１４番 森田収三君登壇〕

○１４番（森田収三君） 続きまして、前議会で提案いたしておりました、先ほどの観光振興についてと関連しますが、民泊修学旅行の受け入れ、これの具体化と観光スポットの図面化を急ぎ、流入人口の増加を目指す。これは具体的に言うと、例えば、修学旅行生が現地へ来て、案内をする。１日中遊ばせるのは一人の家だけでは大変だということで２人、３人のお家に頼む。あるいは、３時間なら３時間の間、どこへ行って、現地を楽しんで体験していただくか、こういったものを地図化するというような内容なわけですが、こういったものをどのように目指していくのかを市長にお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） ９月議会におきまして、森田議員から御提案をいただきました、民泊を伴う教育旅行の受け入れ拡大につきましては、新たに一般社団法人として発足いたします、観光協会におきましても大きな柱の一つとしての取り組みであると認識をいたしております。

そのためには、何と申しまして、受け入れ家庭数の確保が必要となりますことから、柔軟性を持った受け入れ方法の導入等も含めまして、受け入れに対する不安感を少しでも軽減する必要があると考えております。

また、訪れていただいた生徒の皆さん方には須崎でしか体験することのできない思い出に残る新鮮なメニューが提案できますよう、季節ごとの自然体験や農業体験情報等の集約に努め、観光協会とともに流入人口の増加を目指した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔１４番 森田収三君登壇〕

○１４番（森田収三君） 修学旅行生が春、５月、６月でしょうか、この時期に集中しているわけですが、流入人口をふやすためにも観光協会が設立した暁には、やはり秋とか、そういう周年を通じて修学旅行を受け入れる、そういった体制もつくっていただければいいかと、このように提案をしておきます。

オリンピック事前合宿の後のよこなみオートキャンプ場や大島親水公園などを観光資源として捉え、その集客等、今後の見通しについてどのように考えているのか、所見をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 本市では現在市立スポーツセンターを活用し、海洋スポーツの推進やスポーツツーリズムの推進を目的とした須崎市海洋スポーツパーク構想に取り組んでいます。

この構想に基づき、ハードではシーパーク大島の整備や1,000メートルカヌーレーン、坂内管理棟の整備等を行うとともに、ソフトでは新たに東京オリンピック事前合宿の誘致や海洋レジャー体験、COMODO URANOUCIなどの開催にも取り組み、風光明媚な浦ノ内湾に多くの皆さんが訪れていただけるよう、交流人口の拡大に取り組んでおります。

御質問のオリンピック事前合宿の後のよこなみオートキャンプ場や大島親水公園などを観光資源として捉えた集客等の今後の見通しにつきましては、施設を利用し、引き続きオープンウォータースイミング大会やドラゴンカヌー大会などの海洋スポーツ大会の充実や体験活動の拡充、スポーツ合宿の誘致に取り組むことといたしております。

また、観光協会や元気創造課とも連携し、釣りがかだや大島親水公園等の活用、広報活動、おもてなしの充実にも取り組み、さらなる交流人口の拡大を目指してまいりたいと考えております。

そのほかにもさまざまな活用が可能と思われますので、引き続き地元の皆様や関係団体等とも協力し、浦ノ内湾のさらなる活用促進に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） よこなみオートキャンプ場に面した、どこでもいいわけですが、浦ノ内湾の一部分を仕切って、巨大な釣り堀場にする。要するに、湾に網を引いて、魚が逃げないようにするということですが、浦ノ内湾、今、魚がかなり魚種がよみがえっております。山崎技研さんの協力といいましょうか、ありまして、クロダイ、あるいは、グレ、こういった稚魚も放流されていて、また、近年、キスゴもかなりの量釣れるようになってきているわけです。こういった湾を仕切って、坂内の公園にあるカヌーを使って、これに乗って釣り体験をすると。釣り師というのはいろいろ釣りを目的とする、釣果を目的とする方と、ファッションを楽しむ、こういうふうに分かれるわけです。私はどちらかというと釣果のほうなんです、そういうふうに分かれるわけで、こういったカヌーを使った釣り大会、こういったことを催して、スポンサーを募り、また、釣り具店の協力をも得ながら、こういった大会を催す、こういったことも流入人口の増加につながるんじゃないかというふうに思うわけです。土佐市のある貸し船屋さんでは若い方がインターネットを使って今多くの釣り客が貸し船を利用して、浦ノ内湾内外でたくさんの釣り客が今、訪れているのが実情であります。こういったことを検討してみないのか、お聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 浦ノ内湾の一部を仕切ったの巨大釣り堀を設置してはどうかという御質問についてお答えをいたします。

浦ノ内湾では、湾内の養殖業者の方々におかれまして、数十年来、釣りがかだの営業が行われており、全国的にもクロダイ釣りの名所として釣り客の注目を浴びているところでございます。

現在では、高知県漁協深浦支所が事務局となり、浦ノ内湾釣筏渡船振興会を組織され、県内有名旅館との連携やホームページでの釣果情報の発信、並びに須崎市周辺の観光情報等も掲載することで、県内はもとより、県外客の本市への集客機能も担っていただいております。

また、これに加えまして、昨年から養殖業者の方が運営する、釣り堀の営業も始まっており、県内の人気スポットとして、各種メディアで取り上げられた実績もございます。

議員御提案の湾内の一部を仕切っての釣り堀設置については、高知県漁協深浦支所並び浦ノ内湾釣筏渡船振興会の皆様の御意見も伺いながら、可能性の検討をしてみたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 次に、観光資源としての横浪スカイライン、ここの景観が非常に悪くなっております。特に浦ノ内湾を望む景色なのでありますが、樹木の伐採は、今から7年くらい前に大がかりに行われましたが、その後手つかずの状況で、せっかくの油を湖にまいたような浦ノ内湾の展望が望めない、こういった状況にあるわけです。こういった景観を作業するには県の公園であるわけですので、許可が要るわけですが、こういったことに地元だけではなく、多くの市民のボランティアの参加をいただくと、例えば、港が見える丘公園、今殺風景なわけですが、市民の皆さんはあそこへ花を植えたいとか、そういう要望もあるわけです。須崎駅をおりて、城山を見ればきれいな花が咲いている、こういったことでやはり美しい須崎を売り出していきたいというような意見もあるわけです。多くの方は行政にもいろいろ要望するわけですが、行政からボールを投げれば受けてくれると、こういうのがやはり市民との交流を深める手だてではないかと考えるわけです。こういったことで、ボランティアを募るなどして、横浪スカイラインの美化を行わないのか。そして、浦ノ内には運動公園はあるわけですが、多くの今大会、あるいは、競技等が行われておりますが、子供連れも多く見られる中、遊具が一つもないわけです。浦ノ内は公園としてそういう遊具のある公園が1カ所もない。こういったことを以前にもとり上げたわけですが、公園に遊具を設置する考えはないのか、御所見をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 横浪スカイラインは1973年12月に開通して以来、高知県の観光名所の一つとして、また、須崎市を代表する絶景ポイントとして本市を訪れる方々を魅了しております。この横浪スカイラインでは、年間を通じて浦ノ内地区住民会議の皆様方を初め、市民の皆様、または、市内事業者の皆様の御協力により、公園や沿道の清掃活動が行われておりますことにこの場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げるところでございます。

さて、このスカイラインも開通から40年以上が経過し、幾度かの伐採を経ているとはいえ、沿道の樹木の成長によりまして、せっかくの美しい景観が楽しみにくい状況となっており、訪れた方からは、樹木の伐採をしてもらいたい旨の御意見も伺っているところでございます。

森田議員御承知のとおり、横浪半島は県立自然公園に指定されていることから、景観維持のた

めの伐採がどの程度まで可能なのかなどについて県とも協議を行いながら、景観の回復を図りたいと考えております。

次に、遊具を備えた子供が遊ぶことができる公園を設置する必要があるのではないかとのお尋ねについてでございますが、現在、浦ノ内地区において市が管理する公園には、根間崎公園、これは浦ノ内中学校の西の山がありますが、遊具は設置されておりません。子供が遊ぶことができる遊具の設置をする必要はあると考えておりますが、根間崎公園以外の場所で遊具が設置できる場所がないか、検討していきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 根間崎公園という言葉が出まして、非常に懐かしく思ったわけですが、ほとんど今訪れることのない公園となっておりますので、ぜひほかの場所を検討していただきたいとそうふうに思います。

近年、浦ノ内ではさまざまなイベントが開催されるようになり、交通アクセスの向上が今まで以上に求められているわけです。そんな中、県道須崎仁ノ線の整備促進、とりわけ鳥坂トンネルなど、トンネルの整備が急がれるものと考えられ、先日浦ノ内地区住民会議において、浦ノ内の県道をどのような順番で整備していくのかを、県、市の建設課と協議の上、優先順位を決定というか、住民会議の中では優先順位を決めたところなのでありますが、このことしの相次ぐ集中豪雨によって、市道しかり、非常に道路が傷んだ状態になっているわけですが、この交通アクセスについてももちろん地元が積極的に陳情もしてまいります。たびたび申し上げておりますが、県に対し引き続き粘り強い整備促進の要望を続けるべきと考えているわけですが、所見をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 県道須崎仁ノ線の整備促進につきましては、現在行われております、出見工区の工事の完成が近づきまして、今後どのような方向性で須崎仁ノ線整備を促進していってもらうかを定める時期に来ており、この間、市と浦ノ内地区の地域住民との間で意見交換、協議をし、地元として重点的、優先的な整備箇所の要望とある一定の方向性が決まったとお聞きをしております。

今後におきましては、その決まった方向性に基づき、市、地域住民が一丸となって県に要望してまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） ふるさと納税についてお聞きいたします。

ふるさと納税制度の一部変更の後、須崎市への寄附者が昨年の6割程度となっているように伺ったわけですが、現時点での市への寄附者、あるいは、寄附額についての状況をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 本年度のふるさと納税の受け入れ状況につきましては、去る12月5日現在2万6,553件、4億5,723万5,800円となっておりまして、対前年同時期比では、件数で67.4%、寄附金額で77.4%程度となっております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 予想以上の制度改正による落ち込みではないかというふうに思うところです。一定ふるさと納税の返礼品として、各方面に認知されてきたこの地場産品を今後とも継続的に販路の拡大や売り込みをしていくためには、当然個々の事業主の力が必要であるだろうし、工夫も要るわけですが、なかなか誰しもがこういったことには長けているわけではないわけです。行政として何か手助けできる、こういったことができないのか、この点についてお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） ふるさと納税の返礼品として、全国各地に発送されている本市の地場産品について、一部の寄附者様からは前回頼んだ商品が非常に気に入ったので、再度申し込みたいというお声や、直接購入したいので連絡先が知りたいなどといったお問い合わせをいただくことがございます。

このような反響を事業者の皆さんと共有し、リピーターの増加、そして、固定客としての確保につなげていくことは寄附の返礼品としての枠を超えた着実な販路拡大の方策であるものと考えます。

そのための手法として、例えば、返礼品の送付時に直接購入の申し込みはがきを同封することや、手書きのメッセージを添えることなど、小規模な事業主様にも取り入れやすい方策を提案してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） ふるさと納税についての2問目については時間の関係で割愛いたしまして、最後の質問に移ります。

市長就任後最初の議会だったか、2回目だったかちょっと記憶が定かではございませんが、私が提案したアンテナショップ的なものを検討して、先ほど言ったふるさと納税品とか、須崎の地場産品を売り出していく、こういった店舗を展開していく、また、検討していく考えはないのか、お聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 森田議員御指摘のとおり、市の直営形式としてのアンテナショップの設置

には至っておりませんものの、本年度、民間事業者にすさがすきさ産業振興補助金を御活用いただき、大阪府内と高知市内にそれぞれ1店舗ずつアンテナショップ的な機能をあわせ持った店舗が開業したところでございまして、当面はこれらの事業者との連携により、須崎市の魅力を発信してまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 以上で質問を終わります。

○議長（大崎宏明君） この際10分間休憩いたします。

午後 3時 6分 休憩

午後 3時16分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次質問を許します。高橋立一さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 通告に従いまして質問させていただきますが、通告にございました、防災対策について絡む質問については、通告の段階でちょっといろいろありまして、結局質問にのせなかったという経緯がございます。必然的に1問に対する質疑の時間が十分にとれるようになりましたので、御用意いただいております答弁に幾ら盛っていただいても構いませんので、もう一盛り、二盛りのよい答弁をいただきたいというふうに思います。それがなされないと、私のほうに関連再質問で盛らないかんようになりますので、ぜひその点をよろしくお願いしたいと思います。

まず、会計年度任用職員制度についてお伺いいたします。これまで何度も問うてきましたこの制度についてですが、6月定例会において市長答弁で述べられた最終期限である本定例会に、関連する条例改正案が提案されております。4月実施に向け、まずは大枠が示されたところだろうと思います。今後はさらに、実際に運用していくための規則等を定めていくことになろうかと考えるところであります。以前にも述べたように、ともすれば臨時職員不足に陥るという最近の傾向の中で、処遇の整備・改善は避けて通れないことであります。条例改正提案を機に、本腰を入れてこのことに取り組んでいくべきだと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高橋議員御案内のとおり、今議会で上程させていただいております条例制定及び関係条例の一部改正で、職員の任用から勤務条件や処遇まで全て規定できるものではございませんので、年明けの公募に向けまして、現在実際に運用していくための規則等を含め、細部を詰める作業を行っているところでございます。

これまでの各課等における臨時的任用職員の業務内容や勤務状況などにつきまして、所属長や担当者ともヒアリング、協議を実施するとともに、近隣市町村との情報交換や連携を図りながら

作業を進めておりまして、法改正の趣旨を踏まえた制度運用が図られるよう、しっかりと取り組みがなされていると認識をいたしております。

○議長（大崎宏明君） 高橋立一さん。

〔１０番 高橋立一君登壇〕

○１０番（高橋立一君） まさしく年明けに向けてのお言葉がございました、細部を詰めていると。また、近隣との、ある意味均衡も含めたことだろうというふうにお伺いいたしました。

それで、最初に問いましたように、この処遇の整備改善という点ですが、改めて何をもってどうなのかというのはなかなか定義づけるのは難しいかも知れませんが、その点を意識しながら、先ほど言われた話し合いとか、協議とか、そういったことを進めていくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 改善という形のものについては給料でありますとか、勤務時間でありますとか、休暇等、それら総合的に判断をいたしまして、改善につなげていくというような考えのもと、話を進めていきたいということでございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋立一さん。

〔１０番 高橋立一君登壇〕

○１０番（高橋立一君） 承知をいたしました。しつこく何度も今現在でも臨時職員の方々には大変呼びかけても来ていただけない状況もあるということも踏まえながら、処遇改善は必要じゃないかということを言わせていただけてきた経緯もございますので、これを機にという言い方が本当は正しいかどうかわかりませんが、であるからこそという意味も含めて、本腰を入れて、処遇の改善を十分していただいて、いい人材が、よりよい人材が須崎市のほうへ来ていただけるようお願いしたいというふうに思うわけであります。市長が言われたように、給与面もそうですが、この制度については休暇であるとか、雇用の年限、あるいは、空白期間についての問題とか、さまざまあるだろうというふうに思いますが、そういった面も総合的に考えて、処遇改善ということだろうと思いますが、そういう御認識でよろしいでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほどそういう内容の御答弁を申し上げたつもりでございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋立一さん。

〔１０番 高橋立一君登壇〕

○１０番（高橋立一君） そのように認識をいたしました。

それで、１月前の１１月１２日の参議院の総務委員会では、社民党の吉田忠智議員から、期末手当を支給するかわりに月例給を下げる、また、月例給を下げるために勤務時間を短縮するというような事例が聞かれると、これは全国の自治体でということでございます。総務省の基本的な考え方はどうかという質問に対しまして、公務員部長から、財政上の制約のみを理由として、新たに期末手当を支給する一方で、給料や報酬を削減することは適切でないと考えているという答

弁がされております。

また、自治体への財政措置についての質問には、総務大臣から必要となる経費について、地方財政計画にしっかりと計上して、適切に財源を確保してまいるつもりであるという答弁がっております。この答弁は、非常に重いものであるというふうに思います。答弁に対する政府の責任は当然のこととして、同時に自治体の果たすべき責任もまた重大であります。市長の考えをお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 初めに、会計年度任用職員の給料、報酬等に係る財政措置が地方財政計画の歳出に計上されていない現状におきまして、財政上の制約を全く考慮しないこととして、運用に係る制度設計を行うことは非常に厳しい状況であることにつきましては一定御理解も賜りたいと考えております。

高橋議員御案内の参議院総務委員会におけます総務大臣及び公務員部長からの答弁につきましては、法改正の趣旨を実現するためにしっかりと意思表示がなされたもので、財政措置に向けて前進が図られたと考えておりますが、スケジュールや財政措置の方法、規模、要件等もまだ不透明でございますので、財政措置を見込んだ制度設計及びスタートには慎重にならざるを得ないところでもございます。

しかしながら、年明けの公募につきましては時間的な制約もあることから、年内を目途に改善を前提とする中で、総務省からの助言に基づきまして、本市の実情に合わせた制度設計となるよう、総合的に検討、判断を行うことといたしております。

また、運用開始後におきましても、状況に応じましては、必要な見直しは可能であると認識をいたしておりますことを申し添えておきますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（大崎宏明君） 高橋立一さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 総務省のほうも伊達や酔狂にこんな答弁をしたわけではないと思いますし、確かなものだろうというふうに私は信じておるわけでございます。であるから、全国の各自治体のほうもそれに呼応した制度設計をしていかなければならないというのが当然のことだろうというふうに思うわけでございまして、市長の答弁の中で言われた部分、やや予防線を張ったようなところもありますが、それはそれとしても、先々見直すことも含めての御答弁がございました。その部分、非常に納得いく部分でございます。ぜひそうは言いながら、見直すこともできるから、今これでええというふうな決め方じゃなくて、先を見越しての部分もある程度必要じゃないかというふうに思います。ただ、財政措置がどうなるかという部分も先ほど市長が言われたようなちょっと不安もあるというのは現実だろうというふうには思いますが、そこも中庸をとるじゃないんですけれども、何とか悪くないねと言われるような制度設計をぜひしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本年度始まりました幼児保育の無償化のときもそうでしたが、国からの詳細な制度設計の情報提供が非常に遅く、例えば、副食費の負担の問題に関しましても、最終的に国が進めた政策に対して地方自治体が負担するというような、我々からすると逆転現象が起こったわけございまして、今回のこの件につきましても当然待遇改善ということは大事でございまして、やはり地財対策のしっかりした情報をまずはいただきたいというところが一番でございまして、その前に制度設計をしなければならなくなる可能性もあるわけございまして、その場合はやはり後段での見直しというものも視野に入れて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋立一さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） この質疑に関していえば、なかなかそれ以上の答弁は難しいかと思いますが、私といたしましては、先ほどの質問にも関連するわけですが、そのあるときのベストを私は探っていただきたい、それが全てでありまして、到底不可能なことをそのときに決めても、それはもちろん話にならないわけですが、何度も言いますが、そのときのベストをなるべくやり探っていただいて、決めていただきたいというのが私の考えであります。そういうことで、市長、よろしいでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） ベストということでございますが、いろんな角度から見られて、いろんなベストがある可能性もございますので、それはそれで中で先ほど言いましたとおり、やはり後段のことも考えて進めていくということになろうかというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋立一さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） もっと言うと、後段のことも踏まえながらのベストということでまた頑張っていただけたらなというふうに思います。これはもう質問はいたしません。

この質問に関して、多分4度、5度と私、本当にしつこく毎議会ごとぐらいに質問させていただいたわけですが、一人の職員、あるいは、臨時職員、今度の制度の会計年度任用職員に対することだけでなく、当然市全体に与える公共サービスの問題、あるいは、ほかの産業への一定の影響を含めた本市の労働人口の維持、あるいは、拡大、そういったことも当然関連してくることでございますので、ただ、市役所の問題ということだけではないというふうに私は捉えております。実際、要はさいは投げられたと言う状況かもしれませんが、物理原則で言えば、もう後はさいころが地面に落ちるだけかも知れませんが、一方で、地面に落ちて、出目がわかるまでさいころの仕事は終わりませんので、ぜひ今虚空にあると、さいころが虚空にあるというふうに私は思っておりますので、この虚空の議論の中で、先ほど来言われた十分な議論を果たしていただけたらというふうに思います。

次の質問に移ります。

段々の議員の方々も質問をされておりましたが、須崎市総合計画についてお伺いをいたします。

本定例会には新たな須崎市総合計画が提案されております。その中で、第1部、第2章、計画

策定の趣旨の基本方針で、本市の課題に対応するための一つの考え方として、SDG s の理念や視点を取り入れて計画を策定すると述べられております。昨年の3月定例会において、SDG s について質問した私としては、我が意を得たりという思いがございます。そのとき確か、佐々木議員も3月議会、同じときに質問されていたというふうにも記憶しておりますが、そのときの質疑で市長は、SDG s の考え方を取り入れることは、地方創生を推進していく上でも重要なことである。今まで須崎市がやってきた取り組みの中にも既にSDG s 的な考え方で進められておるという政策もあると思っている。それを例えば、先進モデルとして国に対して出して、それを磨き上げていくというようなことは可能であるというふうにも思っており、いろいろとお知恵をいただきながら施策を展開していきたいと答弁されました。今回の記述は、まさに答弁を実践へと向けたものであります。改めてこの取り入れるということについて、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 持続可能な開発目標でございますSDG s は、経済、社会、環境にかかわる広範な課題に行政、企業、市民など、全ての関係者が取り組んでいくものでございます。

また、国においては、あらゆる人々の活躍の推進や健康長寿の達成など、8つの優先課題を設定するとともに、SDG s の推進は地方創生の実現に資するものであるとし、連携させた取り組みを推進しております。

次期須崎市総合計画におきまして、このSDG s の理念や視点を取り入れることについてのお尋ねでございます。

SDG s では誰ひとり取り残さないを理念とし、この理念を実現させるため17の目標が掲げられており、このSDG s の目標であります、住み続けられるまちづくりをや、全ての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなになどが共通した方向性であること、また、何より持続可能なという根幹が本市が目指すまちづくりの考え方そのものであるとの認識のもと、次期総合計画における5つの基本理念として取り入れたものでございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋立一さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 特に目標とされている17の目標があって、その17の11番目ですか、住み続けられるまちづくりをというところが自治体にとっては一番このSDG s のうたっているところの中では深く関連していくというか、取り組みの中に取り入れることかなというふうなことも思っておるところでございます。

確か前回、質問させていただいたときはまだこのSDG s についての認識をなされていない自治体というのがかなりの自治体数があるということを言わせていただいたと思いますが、直近のこの秋のアンケートで、これは学校法人先端教育機構、SDG s 総研なんですが、それによりますと、回答の78%が既に取り組んでいる、または実施検討中であると、合わせて78%ということございまして、この間に随分と認識も深まって、実際に取り組むも始めておる自治体もふえておるということございました。先ほど言いましたような目標の中の11番目の項に関する

部分について、恐らく、各自治体も敏感に反応されて、そういったことになってきたのかなというふうに思うわけですが、市長が言われましたように、非常にグローバルな視点も持つものではございますが、であるからこそ、この自治体の細かいサービスであるとか、取り組みであるとか、そういったことに生かす部分もうたわれておりますので、ぜひ生かしていただいて、取り組みを進めていただきたいというふうに思うところです。

その他の質問に入ります。

図書館の整備について伺いをいたします。

これも段々お話がございましたが、定例会開会の後に議員協議会において、新図書館の整備について生涯学習課から説明を受けました。主に候補地の選定が中心の説明であり、計画の端緒についたばかりで、昨年12月から都合3回行われたワークショップでの議論も踏まえつつ、これから本格議論に移っていくことと思います。昨年の12月定例会での私との質疑で教育長は、本の数で言えば多いほどえいと、面積で言えば広いほどいいんだろうというふうに思いますけれども、必ずしもそういう図書館が市民の皆さんにとって居心地のいい、使いやすい、あるいは市の文化的な基盤としてすぐれたものになるということとはイコールではないのではないかとというふうに考えておまして、さまざまな現実的な制約がある中で、ソフト面での充実を図っていくことによりまして、よりよい図書館づくり、あるいは、市民の皆様に愛される図書館づくりというものを目指してまいりたいというふうに考えておりますと答弁されました。愛される図書館ということは、市民の皆さんに歓迎されるものであるということであり、できてよかったと思われるものであろうと考えます。今現在、教育長の考える新図書館像はどんなものか、当然、理想と現実があり、特に財政面での制約もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

△時間延長

○議長（大崎宏明君） 間もなく定刻となりますが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 御答弁申し上げます。

昨年12月議会で私が答弁申し上げましたのは、やっぱりソフト面での充実を図り、できるだけ多くの市民の皆さんに御利用いただける図書館という意味で、広く市民の皆さんに喜んでいただけるものということで申し上げたところでございます。まさに議員御指摘のように、歓迎されるものということでございますので、なるべく夢を語ってみたいと思いますので、お聞きいただきたいと思います。

具体的には、蔵書数をどの程度にするのかというのが一つキーにはなるわけでございますけれども、そうしたもののプラス求められる機能、それを果たすのに十分な広さがあること、あるいは、本の貸し借りはもちろんでございますけれども、レファレンスサービスの提供でありますとか、市民の皆さんの要望に応えられる蔵書の確保というようなことがまず一義的に大事な要素となるだろうというふうに考えております。

さらには、こうした本来の図書館整備の条件を満たすとともに、人口減少や少子高齢化がいわ

れる須崎市におきまして、図書館が人を介して、多世代の交流できる場として、生活支援の場と一体となって市民の皆さんの心の拠点としての機能を果たせるような施設とすることができれば、大変すばらしいものができるのではないかと。さらにはその結果としてより多くの皆さんに御利用いただけて、喜んでいただけるものになるのではないかとこのように感じているところでございます。

また、昨年度、ワークショップを行いまして、市民の皆様からさまざまな図書館に対する御期待をお聞きいたしておりますので、それは大切にしていける必要があるというふうに認識をいたしております。さらには、須崎を知る拠点としての役割、郷土資料でありますとか、市が保管する美術品や文化財を展示できるスペース、そうしたものも必須の条件であるというふうに考えております。

さらに、その上でございますけれども、高齢者や子供や子育て世代が集えて、くつろげて、憩うことのできるスペースを持った施設という御意見を多くいただいております。そうした複合的な町の拠点として、市民の皆様の生活の支えになるような図書館というものが生まれると大変うれしなというふうに思っているところでございます。

こうしたさまざまな御意見を踏まえまして、図書館を中核とする複合施設として、整備をする方向性、現在検討いたしておりますので、そこに多くの人が集い、人の流れが生まれ、にぎやかさが生まれる施設ということを考えてみたいというふうに思っております。

そのためには、まだまだ市民の皆さんの御意見を十分にお聞きする必要があるとございますし、その上で市民の皆様に満足いただける心の拠点としての施設、交流の場としての施設というコンセプトを大事にしながら、今後議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、高橋議員御指摘のとおり、現実的な制約はさまざまございますので、こうした夢を広げられるいっぱい広げた上で、順次整理をする、そして、実現に向かって取り組んでいくというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋立一さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 随分と広げていただいたというふうに思いました。最初に教育長のほうから、この際ということ言わせていただくみたいな感じやったので、当然今現在の偽らざる図書館像ということだろうと思います。

ただ、私、愛されるということとか歓迎されるというのは、やっぱり同時に豪華で大きくて蔵書があつていろんな機能が充実していてということはもちろんそれはすばらしいことだと思うんですが、一方で、やっぱり例えば随分豪華なものができたね、こんなもの建てよって須崎、大丈夫と言われることは必ずしも歓迎されることとはイコールではないと私は思っております。そういう意味で言うと、先ほどの私も問いましたし、教育長のほうからもありました、制約の面、それはもうかなりリアルな話として捉えていかなければならないというふうに思うわけで、そこを先ほど言われた図書館像に対して当然リアルな現実をどうそこでバランスをとっていくか、ということになるだろうというふうに、先ほど教育長も言われたと思いますが、ということだろうと思いますが、その部分を、こうやったらええ、こうやったらええということをどこかで取捨

しなげなければならないところも出てくるだろうというふうにも思うわけですが、そこでも先ほど言いましたように、歓迎されるということの視点ですが、私が言いましたように、あんまり身の丈以上のものをこしらえても、本当に歓迎されるのかなという思いもありますので、その点も踏まえて、改めて教育長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 御指摘のとおりだというふうに認識をいたしておりますので、これは人によりまして感じるところは違うのかもしれませんが、私にとりまして、恐らく高橋議員にとりましてそうだろうと思えますけども、必ずしも豪華な空間が居心地のいい空間であるというふうには決してなりませんので、愛されるものということはイコール親しみやすいものという意味でもござろうかというふうにも思っておりますので、そういう意味からも当然のことながら、身の丈に合った施設であり、なおかつ居心地のいい空間であり、なおかつ使いやすいというようなこと、もろもろがうまく形になったら歓迎されるんだろうなというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋立一さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 前回、教育長に図書館の質問をしたときに、これからの図書館、一定の付加価値とか、特性、そういったものが要るんじゃないかというふうなことも私述べさせてもらいましたし、実際そうであろうかなというふうに、特に、どれくらいお金がかかっているかはつきりわかりませんが、例えば、梶原の図書館なんか結構メディアでも、特に、隈研吾さんが設計されたということもあって宣伝もされておりますし、非常に特徴的で、かなりお金も使っているんだろうとは思いますが、そういった金銭的な部分だけでなく、教育長も言われたとおり、ソフト面での充実で特徴を出していくとか、付加価値を出していくとかということもそれは不可能ではないというふうにも思いますし、本当に身の丈に合った、しかし、喜ばれる、愛される図書館づくりというのは非常に知恵出しをせないかんのかなというふうに改めて思いました。基本のところはやはり言われたことを押さえながら、本来ならば質問者の議員のほうがこれもやれ、あれもやれと言うわけですが、むしろ余りにも教育長が広げ過ぎたので、私のほうが大丈夫かというふうに心配をしている状況でございます。理想も含めての御答弁だったというふうに私は捉えておりますが、そこをやっぱ単なる折衷案ということじゃなくて、お互い建設的な意見を交わす中で、いいもの、これがいいんじゃないか、これがいいんじゃないかということを話し合いながら、ぜひ新図書館建設に向けて取り組んでいただきたいというふうに思いますが、それよろしいでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 高橋議員御指摘の点を十分踏まえながら、全力を尽くして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋立一さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 何回にもなりますが、決して毎日、毎日フランス料理のフルコースを食うというふうなことが必ずしも幸せではございませんので、そういった意味で何回も言いますが、須崎市にふさわしい図書館づくりを目指していただきたいというふうに思います。

早くも最後の質問になりましたが、運転免許証の自主返納について、市長にお伺いをいたします。

近年、高齢者の交通事故が増加し、運転免許証の自主返納についての議論が高まっています。私の周りでも更新をしない、あるいは、自主返納をしたという人が何人かおられます。私の身内にもおるわけですが、高齢だから絶対返納すべきとまでは私は申しませんけれども、社会的な問題として、特に家族の間では積極的に話し合いをすべきだとも思うところでもあります。自主返納をする人に対しては、全国の自治体でさまざまな支援サービスが展開されており、高知県内でも同様であります。しかし、本市においては私が見たデータの限りでは、これはことしの1月時点のデータでございましたが、その後、ちょっと更新されたデータも見ましたが、その時点では某めがねチェーン店が協賛店として1店あるだけで、ほかの自治体と比較しても充実しているとは言いがたい状況でありました。今後、何らかの支援策を自治体として、市として、行政として考えていくことはできないか、市長にお伺いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高齢者の運転免許証の自主返納に対する支援の現状といたしましては、商店や公共交通、タクシー会社などの民間事業者によるサービス提供が行われておりますが、須崎市内では高橋議員御案内のめがね店のほか、J A土佐くろしおの2つの事業所となっております。

また、須崎市といたしましては、運転免許自主返納支援事業といたしまして記念品を贈呈しておりますが、運転免許証返納により生じる不便さや日常的な需要に対して対応できる支援策となっていないとの意見もございますことから、当該支援事業につきましてまだ結論には至っておりませんが、これまでも担当レベルや移動手段確保検討委員会等でも協議、検討を行ってきたところでございます。

以上、御案内させていただきました現状では、自主返納につながる取り組みといたしましては不十分との感は否めませんが、自主返納に対するサービスや支援はあくまでもきっかけづくりであり、その枠を超えて拡充を競うようなものではなく、高橋議員御案内のように、何より御家族での話し合いが大切であること、返納した御本人、御家族の皆様が返納してよかったと実感できることであると思いますので、啓発や機運の醸成につながるような施策をどのようにすればよいか、いま少し勉強もしてみたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋立一さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 市長のおっしゃるとおり、ある意味本末転倒になってはいけないことだろうというふうに思います。競争みたいになってもおかしいものだろうというふうに思うわけです。

それで、この間うち人づくり広域連合の議会広報の研修がございまして、その講師で、あれ

は埼玉県の町の職員の方が来ておりまして、その方が講師だったんですが、広報の講義なんですけれども、その広報の講義の記事の中に自主返納の方に対して1万円還付するというのが偶然示されておりました。ちょっと私もびっくりしたわけですが、市長の論をいただければ、1万円をどういう形にしる還付するというのが本当にいいのかというところも私も思いますが、例えば、そういう町もあると。町とはいいいながら、須崎市よりは人口規模はあるわけですが、そういうところもあるのでありまして、市長が言われたように、それぞれの自治体で交通支援であるとか、生活支援、交通支援というか、移動支援ですね、そういったことを図っている高知県内の各自治体もございまして、福岡の例もちょっと私引っ張ってきたわけですが、本当にあらゆる面で、特にやっぱりコミュニティバスでの回数券であるとか、福祉タクシーであるとか、そういったことへのサービスというのが結構されておるような状況であります。何度も言いますが、競争になり過ぎてももちろんいかんわけですが、やっぱり本当に必要なもので支援するということは私はあってもいいんじゃないかというふうに思います。市長が言われたように、これからの議論だろうというふうに思いますが、市民の皆さんの意見もお聞きになられて、ぜひ取り組んでいていただきたいというふうに思います。

単に運転免許を返納するというだけではあるけれども、やっぱり断腸の思いで返納される方もおられるし、家族に説得されて渋々返納される方もおられるだろうというふうに思います。それはそれぞれであろうというふうに思いますが、免許を返納するということは非常に人生にとっても大げさではなく、一大事件だろうというふうに思うわけございまして、私はそれまで運転によって、例えば、市長に御縁の深い、例えば、タクシーの運転手さんをやっていたと、あるいは、運送業をやっていたということはそれで仕事をされて、いろんな面で社会に貢献されてきたということもございまして、仕事じゃなくても、家庭で子供さんやおじいちゃん、おばあちゃんを運転免許を持っているお父さんが積んでいくことによっていろんな家庭の中の循環ができてきたという歴史も、どの家でもあるだろうという意味でいいまして、感謝と慰労の意味を込めてぜひこの支援サービスをやっていただきたいというふうに思いますが、最後に市長、改めていかがでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほども御答弁申し上げましたが、現状の須崎市の記念品の内容につきましてはそういう趣旨ではちょっと外れておるかなとも考えておりますので、今後とも検討委員会等で検討させていきたいと思っておりますし、あといろんなことが考えられます。一つあるのは、公共サービスの提供した場合、もともと免許証は持たれていない高齢者の方との不公平が生じないとか、逆の面も議論しなければならないという側面もございまして。

あと、違う観点から、ことしの市長会におきまして、高齢運転者の事故防止についてサポカーやサポカーシステム導入の補助について、県のほうからも補助制度を創設していただきたいというような要望も出しておりまして、返納するほうは、先ほども言いましたとおり、便利さを放棄する、あるいは、主体性を放棄するわけございまして、それをどうやってサポートしていくか、これは行政だけではなかなか難しいので、家族や地域も含めて、あるいは、公共交通等のこ

とも出てくると思いますので、そういったことを一体化させて取り組んでいかなければならないというふうにも考えておるところでございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋立一さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 解決すべき点、課題というのは確かにあろうかと思います。そういった不公平感の部分はあると思いますし、ただ、私は先ほど言いましたように、社会的に貢献された、あるいは、家庭での利用で家庭が立派な家庭を築いて、須崎に安住していただいている、定住していただいているという方もおられるということは、私は、例えば、スポーツですばらしい成績を残して、その方に対して表彰をする、あるいは、褒めたたえるということとそんなに私は変わらないことではないかというふうには、ちょっと広げ過ぎかもわかりませんが思うわけで、ぜひそういった部分も含めて、支援サービスをこれから検討していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

11日の議事日程は、一般質問、議案審議及び委員会付託であります。開議時刻は午前10時。本日はこれにて延会いたします。

午後4時00分 延会

第459回須崎市議会12月定例会会議録

議事日程

令和元年12月11日（水曜日）午前10時開議

第 1. 一般質問

第 2. 市議案第44号 須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について

第 3. 市議案第45号 須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

第 4. 市議案第46号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 5. 市議案第47号 須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

第 6. 市議案第48号 須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

第 7. 市議案第49号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について

第 8. 市議案第50号 須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

第 9. 市議案第51号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）について

第10. 市議案第52号 令和元年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第1号）について

第11. 市議案第53号 令和元年度須崎市スクールバス特別会計補正予算（第1号）について

第12. 市議案第54号 令和元年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

第13. 市議案第55号 令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

第14. 市議案第56号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

第15. 市議案第57号 令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

第16. 市議案第58号 令和元年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）について

第17. 市議案第59号 公共施設等運営権の設定について

第18. 市議案第60号 須崎市総合計画の基本構想の策定について

第19. 市議案第61号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第20. 市議案第62号 監査委員の選任について

第21. 陳情の付託

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

出席議員

1 番 吉野 寛招君
 3 番 西村 泰一君
 5 番 西山 慶君
 7 番 柿谷 悟君
 9 番 土居 信一君
 11 番 海地 雅弘君
 13 番 豊島美代子君
 15 番 大崎 宏明君

2 番 佐々木 學君
 4 番 大崎 稔君
 6 番 松田 健君
 8 番 高橋 祐平君
 10 番 高橋 立一君
 12 番 宮田 志野君
 14 番 森田 收三君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
 会計管理者兼会計課長 中谷 卓也君
 企画政策課長 國澤 豊君
 元気創造課長 西森 茂幸君
 地震・防災課長 岡本 憲仁君
 市民課長 馬場 砂織君
 健康推進課長 森光 澄夫君
 農林水産課長 楠瀬 晃君
 住宅・建築課長 小野修一郎君
 水道課長 宮本 文彦君
 学校教育課長 北川 洋子君
 海洋スポーツパーク構想推進監 高橋 孝典君

副 市 長 横畠 浩治君
 総 務 課 長 梅原健一郎君
 プロジェクト推進室長 奥田 史雄君
 人権交流センター所長 久万 敏幸君
 税務課長兼固定資産評価員 北川 幸一君
 長寿介護課長 吉本加津代君
 環境保全課長 嶋崎 貴寿君
 建設課長 里見 浩志君
 福祉事務所長 井上 幸一君
 教 育 長 細木 忠憲君
 生涯学習課長 西田 功君
 子ども・子育て支援課長 中山 明君

事務局職員出席者

局 長 小野 昌司君
 主 監 濱田 尚己君

次 長 池田知佐子君

午前10時 開議

○副議長（森田收三君） これより本日の会議を開きます。

15番、大崎宏明さんより、申し合わせにより、本日午前中、欠席の届けがっております。

日程第1 一般質問

○副議長（森田收三君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。佐々木學さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） おはようございます。済みません、そんな力んでるわけではないですけど、改めて、皆さんおはようございます。

12月議会通告に従いまして、6番手で一般質問を行わせていただきます。

高知県政は、尾崎前知事の後継としての濱田新知事の時代に入り、大きく動き始めました。共感と前進の、そしてPDCAをしっかりと回しながら、成果にこだわる県内政治の新しい局面を生かしつつ、どのように市民生活の満足度を高めていけるか、市政の一端に携わる者として、大きな責任を感じているところでございます。

須崎市議会に4期目の役割をいただきまして、今議会ではや2年目に入ります。また、楠瀬市政2期目の最後の議会でもございます。須崎市政は来年1月の市長選へ、現職の楠瀬市長が課題山積の市政の発展へ、全責任をもって3期目の挑戦の意思を明確にされました。私自身、これまで笹岡市政、そして楠瀬市政に、市民の声を代弁して一般質問等、全力で取り組んできた経緯からも、さらに全力で市民の声を市政の主役にし、須崎市に住んでよかった、住み続けたいと市民の皆様が心から実感していただく須崎市政発展を目指して、今期も全力で質問をさせていただきたいと思います。

昨日の議論と重複する部分もございますが、改めての答弁をよろしくお願い申し上げます。

最初に、市長の政治姿勢についてでございますが、昨日の西村議員との質疑で2期8年の取り組みを踏まえ、今後公債費を15%台、基金を50億ぐらいにとの方向性も示されました。その上で、12月定例会の提案趣旨説明において、実質公債費比率については前年と変わらず17.3%となっており、公債費の償還が依然として高どまりを続けていることから、今後も財政調整基金及び減債基金を取り崩しての財政運営となる状況が見込まれるとの判断を示しております。

これまでの長い、過去長い市政運営の経過の中で、市民の生命・財産を守るための公共工事等によるインフラ整備の自治体負担が大きく積み残されて形成されてきた大きな公債費について、その根本的原因を究明して、国の抜本的な救済を仰ぐことについて、市長の所見をお聞きします。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。御答弁申し上げます。

実質公債費比率及び公債費残高の現状に関しましては、佐々木議員御指摘のとおり、安全・安心のまちづくりや市民サービス向上のため、行政の責任において、整備すべきインフラを初め教育施設や文化施設等の整備に要した経費に対する財源として起債を充当してきた結果にほかならず、自主財源の確保が厳しく、経常経費の割合が大きい本市のような自治体にとりましては、必然とも言えるものでありますので、当面の財政運営や将来負担への影響に十分配慮した計画的な運用が図られることが重要であると認識をいたしております。

とりわけ、過疎地域指定となりました平成22年度以降は、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される過疎対策事業債を積極的に活用することとともに、行政改革大綱において起債発行額と公債費償還額の差額を定めて、公債費残高の低減を図ってきたところでご

ざいまして、平成30年度単年度決算では、実質公債費比率15.6%と改善されてきたところでございます。

また、地方自治体の行財政運営は、中長期の財政計画のもと、経営の視点をもってみずからの責任において取り組むべきものでございまして、救済を仰ぐということではなく、今後も国の責任において講じるべき施策や財政措置につきましては、市長会を初め、あらゆる機会を通じまして、しっかりと要望してまいりたいと考えております。

○副議長（森田収三君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 市長として、そういう総合的観点からの御答弁であったと思います。私が質問の趣旨として、例えばこの津波防波堤にしろ、それからこの長い海岸線にしろ、市内に入り組んだ二級河川ですか、県管理の河川にしろ、こういった地勢条件下でどうしても公共工事に頼って、一つの市民の命を守るためのインフラ整備が、特にそういった観点の中で、自治体負担が大きく形成されてきた長い歴史があるわけでございます。

こういった点を、特に、この前、まだ選挙前に市長室でちらっとそのことを濱田さんにもお伝えすると、そういった地勢条件下の自治体が力を合わせてそういった点も国に申し入れをしていくことも一つの可能性のあることですねというようなコメントもいただいたわけですが、例えば、隣の土佐市なんかは、仁淀川、これ一級河川で国の直轄ですね。それから新居海岸等も国の直轄で行われているわけですね。だからそういった他自治体と比較して云々ではないですが、この須崎市の持つそういう地勢条件をしっかりと客観的に分析して、今後さらに温暖化、それから海面上昇、こういった兆候が既に、ことしの台風19号でもそういったことが一つ大きな要因ではないかと言われておりますし、今後の大きな地球環境を考えたときに、こういったことも視野に入れて取り組んでいく視点が大事ではないかという意味で質問をさせていただきました。

SDGsの議論も大きく行われておりますが、持続可能性をどう高めていくか。これはやはり地球環境をしっかりと見据えながら、大きくそれに影響を受ける地勢条件にあるわけでございますので、切り口がこの公債費の話から始まったわけですが、そういう地勢条件もしっかり、緊張感をもって受けとめて、こういった観点から質問させていただいたということでございますので、その点、ちょっと話があちこちしましたが、趣旨はわかっていただいたと思いますが、そういった観点から、市長もちょっと答弁いただけたらと思いますが、よろしくお願いします。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 全国の自治体、地勢条件が全て違うということでございまして、それに対して、その地域地域に合った防災対策、あるいは道路建設であるとか、インフラ整備をして、今までしてきたわけでございます。

国の支援を見ますと、やはり一定の基準を設けて、その基準の中で交付金なり補助金なりを支出すると。その残りを県と自治体が負担して、自治体負担分を起債とすると。起債が当たらないものもございしますが。そういうことで今までの公債費が積み上がってきておるということでございまして、過去の分につきましては、なかなか前笹岡市長時代に、高金利の借りかえという

非常に大きな仕事をされたわけですが、それぐらいの救済措置ぐらいしかなかったのかなど。過去の分についてはです。これからの分につきまして、これから多分、国土強靱化ということがクローズアップされて、災害対策、もっともっとやっていかなければならないといったときに、今佐々木議員御指摘のそういう地勢条件の重みをどのように基準に反映していくかということになるかと思しますので、その点は先ほども申しましたとおり、市長会等を通じて、具体的な提案として挙げていかなければならないというふうには思っております。

○副議長（森田収三君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 市長から答弁いただきました。そういう今市長のおっしゃる観点からも、やはり濱田新知事がまさにそういった意味で地方行政にかかわるプロでございますので、さらに尾崎前知事の我々地方を大事にする視点から、まさに共感と前進でございますので、そういった点も知事ともしっかり情報共有しながら前へ進めていただきたいなと思しますので、よろしくお願ひします。

次に、地方創生並びに地域の活性化というテーマで質問を展開させてもらいたいと思います。

特に経営環境の厳しい中での中小・小規模事業者支援は、市民の雇用や個人所得の確保、そして須崎市税収等からも市政の大きな課題であると考えます。9月議会での私の質問に、市長はもう一步踏み込んだ本市の中小・小規模事業者支援の強化については、行政の体制から考えていく必要があり、行革の絡みもあるので、一度検討させていただきたいとの答弁であったと思います。

今議会提案の須崎市総合計画においても、商工業の振興について、商工会議所等と連携し、地域経済の活性化に結びつけるための施策を行うとしております。

そこで、中小企業支援を所管する元気創造課の現体制における、次の3点、すなわち、これまでの取り組み、そして2点目として現状認識、そしてこの市長の思いや今後5年間の須崎市総合計画の商工業の振興についての方針を踏まえて、今後特に現在の元気創造課として、中小・小規模事業者への特段の支援のあり方について、元気創造課長の所見をお聞きます。

○副議長（森田収三君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 中小規模事業者支援に関する取り組みの経過や現状、今後の方針等についてお答えいたします。

まず、これまでの取り組みといたしましては、すさがすきさ産業振興計画の中に位置づけられました各種の事業展開に対し、補助上限額を300万円、補助率を総事業費の3分の2以内として事業者支援を進めてまいりました。

人口減少に伴う地域内での購買力の低下や後継者不足に関する不安感の増大など、市内小規模事業者にとって厳しい経営環境の中、事業者の皆さんが求めるニーズを丁寧に把握しながら、一層効果的でタイムリーな行政支援をお届けすることができるよう、総合計画に示した方針に沿いつつ、商工会議所や金融機関等との関係機関と連携を密にし、小さな事業アイデア等にも耳を傾け、きめ細かに対応してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（森田収三君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 元気創造課のいわゆる教科書どおりの御答弁をいただいたわけですが、もう少し元気創造課長としてこれまで、例えば商工会議所、それから市内のそれぞれ小売りの方とかいろんな方と、元気創造課長として取り組んできた経緯もあると思います。そういった何かエピソードと、例えば中小企業の方から商工会議所にいろいろ要望に行って、また銀行さんからお借りしたいとかそういった中で、そうしたら行政として何ができるんだろうと、そういった問題意識を持ってこれまで取り組んできたと思いますが、そういった御自分の思いを率直にちょっと述べていただけたらと思います。

○副議長（森田収三君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 総論の答弁になったという御指摘もいただきましたけれども、各論の部分については、先ほども申し上げましたとおり、銀行でありますとか、会議所さんと連絡をとり合って、本当に必要とすべき対応を迅速に行えるように努めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○副議長（森田収三君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 元気創造課長と率直な議論をさせてもらいたいんですが、ちょっとお時間もないのであれですけども。総合計画の中には産業振興として農林水産業の振興、また商工業の振興、雇用の創出であるとか、こういったところは各課とのある程度重複してる部分もありますが、やはり元気創造課、ふるさと納税であったり、それからしんじょう君の所管であったり、多種多様にわたる所管する部門でございます。その中でやはり一つ、一応川上、川中、川下とある一つの産業なので、やはり川下の部分、本当に販売戦略とかいろんな取り組み、ふるさと納税でも小企業の皆様が販売戦略の部分で非常にふるさと納税を活用して、大きく活性化していることは十分認識をしております。その上で、小企業の皆様もグループ化して、より情報共有して頑張っていこうという取り組みも民間の中で始まっているようにお聞きしております。

こういったチャンスをしっかり行政として情報キャッチして、民間の方とも連携を深めていく。こういったところを課長として、やはり市長、また総合計画の思いを受けて、より元気創造、西森課長さん、能力は非常に高いと思います。余り枠をつくらずに、どんどんどんどん市長に意見提案をして、こういうチャンスが今どんどん、楠瀬市政の中で芽生えてますので、そのところをどう育てていくか。ここは課長、また現場の皆さんの取り組みですよ。このところひとつぜひ、元気創造課長、すばらしい人材やと思いますので、さらにこれから力を発揮していただきたいなと思います。

それでは次の質問に移らせてもらいたいと思います。

幼児教育・保育の無償化など、教育負担の軽減を含む全世代型社会保障の財源確保のための10月の消費税10%開始に伴う、1、プレミアム付商品券の目的や制度、利用期間や申込期限を再度改めて確認するとともに、2点目、対象となる世帯及び世帯数、そして現在対象の世帯の申し込み数とプレミアム付商品券を購入されて利用している世帯数について、対象の世帯に対して、

現在プレミアム付商品券を購入して利用されている世帯の割合、そして今後、３点目、いまだ利用していない対象の世帯にどのように周知徹底し、このプレミアム付商品券の利用の拡大を図っていくか。また５点目として、プレミアム付商品券を利用できる事業所数や代表的な事業所について、元気創造課長の所見をお聞きます。

○副議長（森田収三君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） プレミアム付商品券事業は、消費税の税率改正に伴う家計負担の軽減、また地域における消費を喚起するとともに、下支えすることを目的として実施されており、その対象者は、住民税非課税者で一定の要件に該当される方及び３歳未満の子供を養育されている方であります。

本市における対象数等につきましては、住民税非課税対象として４，５７９人、子育て対象が３７７人と把握しており、現時点で非課税対象者からの申請、決定数が４９２件、全体の１０．７％、子育て世帯分では７２５冊のチケットを販売しておりますことから、全体の３８．５％が引きかえられております。なお、対象者への周知につきましては、今月の市広報にカラーチラシを折り込み、各御家庭にお届けしたほか、１２月中をめどに個別の御案内を送付できるよう準備を進めております。

次に、利用可能な事業所についてでございますが、店舗数は４９店舗となっており、スーパーやコンビニ、ドラッグストアを初めとしてさまざまな店舗等に御登録をいただいております。

最後になりますが、商品券の申請期間は来年１月末まで、チケットとの引きかえ、購入期間は２月末まで、チケットの使用期間は３月末まででございます。以上です。

○副議長（森田収三君） 佐々木さん。

〔２番 佐々木學君登壇〕

○２番（佐々木學君） 非常に利用としては低調であるなというふうな実感でございますが、ただ、そういった実態を踏まえて、しっかりと通知に踏み切ったということは一定評価させていただきたいと思います。

最初から非課税世帯の皆様に通知を、高知市等でも行っていたわけですので、より今後、市民に寄り添う積極的な取り組みを、またこれを一つの反省材料として進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

４点目といたしまして、全国的また全市的なこれからの大きな移動手段確保の一つのアプローチである本市の乗り合いタクシーの事業化について、昨日の質疑もございましたが、改めて質問をさせていただきたいと思います。

公共交通を補完するため、多ノ郷北部地域の予約型乗り合いタクシーを導入し、３路線で運行を目指す取り組みについて、課題を検証して、解決して、今回実施に踏み切れたと聞いております。

お聞きしたい点は、まず１点目、困難な課題を克服し、今回の事業実施に結びつけた経緯、そして今後の具体的な事業実施へのスケジュールなど、あわせて２点目としまして、差し迫る中山間を抱える本市の多様な地勢条件を有する須崎市全域に対する移動手段の確保に、どのように道

筋をつけていくのかについても、直接の所管である企画政策課長に所見をお聞きします。

○副議長（森田収三君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） お答えいたします。

多ノ郷北部地域での予約型乗り合いタクシー事業につきましては、昨日の大崎稔議員の御質問にも御答弁申し上げましたとおり、参入予定事業者において許可申請書が提出されましたので、事業開始に向け準備を進めているところでございます。

今回、事業実施に向けた説明を行う中、市内の事業者においても例外なく乗務員不足や乗務員の高齢化など、厳しい現状を目の当たりにし、改めて少子高齢化などによる働き手不足を実感いたしました。そういった状況の中ではありましたが、事業の趣旨を理解していただき、事業開始に向け、前進することができました。

今後のスケジュールにつきましては、国から書類審査に2カ月から3カ月の期間を要するとお聞きをしておりますが、早期に事業を開始できるよう準備を進めていき、改めて地域の皆様へ周知を図っていきたいと考えています。

また、市内全域の交通政策につきましては、JR、路線バスなど公共交通を基本に、この多ノ郷北部地区での予約型乗り合いタクシー事業を実施、検証し、御意見もお伺いする中、それぞれの地域の実情やニーズを十分に踏まえて検討していきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（森田収三君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） このたびの予約型乗り合いタクシー導入に向けた経緯の中に、やはり事業者の乗務員の確保の困難さ、そして高齢化、こういったことも大きな要因であったとのお話でございます。

それを何とか克服して申請ができましたということで、あわせて今後、この移動手段の確保にどのように道筋をつけていくかという質問でございますが、企画政策課長の立場としての答弁であったと思いますが、やはりもう一步、今回の取り組みの中で一つ一つ課題を検証しながら発展させていくという考え方だろうと思いますが、なかなかこの高齢化と人口減少がどんどん進んでいくわけですので、これはもう時間との競争になるわけですね。本当にそういう意味で、今回、一つ事業実施ができましたけども、次の段階で本当にそれがどうなっていくかというのは、ある面予測できますよね。これまで実証実験もやってくる中で、なかなか難しい面がある。このところをもう一步、予見可能性といいますか、やはりもうちょっと他市の状況とかそういったことも聞き、よりこれをやりながらもう一步、積極的な取り組みを進めていくことが大事であると思いますが、この辺のところ、企画政策課長、そういった観点から再度お聞きしたいと思います。

○副議長（森田収三君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） 今回、この多ノ郷北部地域の予約型乗り合いタクシーにつきましては、議員御案内のとおり、実証実験を行った中での取り組みでございますけれども、先ほど来お話もありますように、例えば浦ノ内の横浪半島であるとか、地勢の条件がそれぞれ地域によって

違いますので、今回の取り組みを実施して、その検証の中でそれぞれの地域の実情に応じた対策、昨日の大崎稔議員の御質問にもありましたように、タクシーチケットでの対応なども踏まえて、それぞれの実情に合った対策を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（森田収三君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） それでは次の質問に移ります。

須崎市公共交通の大きな柱でもございます市営バスの利用拡大の見通しについて、お聞きしたいと思います。

これまで、公共交通の市営バスが市民の移動手段としての利便性を高めて、広く利用拡大をしていただくため議論を重ねてまいりました。そして、市民のための利便性向上のため、具体的にはバス料金の低減やバス停をふやしたり、広報等による周知にも努力してきたわけでございます。しかし、市民の皆様の利用拡大になかなかつながっていないことは誰もが実感しているのではないかと思います。

私も市民の皆様から多数お叱りや提案をいただいておりますが、そこで、大切な市民の交通手段である市営バスを市民の皆様の思いに寄り添う観点から、市営バス利用拡大するため、市民のニーズを具体的に把握することが必要であると思います。そしてそのニーズに地道に応えていく双方向の作業が大切であると思いますが、企画政策課長の所見をお聞きします。

○副議長（森田収三君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） 市営バスにつきましては、これまでJRの駅への接続、病院や大型量販店への乗り入れなど、ルートの変更を行う中、利用者の利便性を高めるため、平成31年4月から民間の路線バスとルートの同じ区間における5カ所の停留所を同じくし、より使い勝手がよくなるよう工夫もしてまいりました。

また、市営バスを含む路線バス自体、バスの乗り方や乗降場所も知らない方が多く、バス利用に向けた周知が課題の中、具体的な乗り方などを示した須崎市中心部のバス路線図を作成し、利用者増の取り組みも行っており、人口減少が進む中ではありますが、市営バスの利用者数は前年度以上を維持しており、一定の効果はあっているものと考えております。

一方、本定例会に提出しております総合計画の策定に当たっての市民アンケート結果では、公共交通への取り組みの満足度が低く、交通政策の充実に向けたさらなる取り組みが求められていると認識しておりますので、議員御指摘のとおり、具体的なニーズを把握する必要があると考えております。

調査の時期やどのような方法で行うかなど、これからの検討となりますが、何らかの方法で市営バスを含めた公共交通に対するニーズをつかみ、施策につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（森田収三君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 前向きな御答弁いただきました。しっかり取り組んでいただきたいし、私

自身もそういう例えば老人会の皆さんとか、旧市街のおひとり住まいの御婦人とか、さまざまなニーズがございます。そういったこと、調査としてしっかり把握して、具体的施策に反映していただけることはありがたいことであると思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、昨日の議論にもございました幼児教育・保育の無償化の質問でございますが、改めて重複する点もありますが、よろしくお願いします。

まず、国の幼児教育・保育の無償化の施策は始まったわけでございますが、社会が、国が、責任を持って、宝である子供を育てる施策の趣旨の重要性は言うまでもありません。これまで楠瀬市政にあっても、第2子の無償化や中学生までの医療費の無料化など、いち早く厳しい財政運営をやりくりしながら、将来の子供の幸せ実現を視野に、多くの子育て支援の充実に取り組んでまいりました。

その上で、このたび来年度からの須崎市子ども・子育て支援事業計画が子ども・子育て会議の皆様のご御苦労によってでき上がろうとしています。その際のアンケートや子ども・子育て支援事業計画の内容や、同計画策定に至る経緯について、できる限り明確にさせていただけたらと思います。そして詳しく、そして市民にわかりやすく、子ども・子育て支援課長の所見をお聞きます。

○副議長（森田収三君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） お答えします。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法第61条で、市町村が国が定める基本方針に即して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等業務の円滑な実施に関する計画としまして、子ども・子育て支援事業計画を定めることとされております。

このため、本市でも平成27年3月に、第1期子ども・子育て支援事業計画を策定しましたが、計画期間の最終年の5年目を迎えまして、現在、第2期の計画策定に向けまして、子ども・子育て支援会議で議論をいただいたところでございます。

この計画策定に先立ちまして、平成30年12月におきまして、小学6年生までの子供を養育している保護者の方に、意識調査アンケートを実施いたしました。教育・保育の利用意向や保護者の就労状況など、家庭の類型を把握し、子育てにかかる意識や須崎市の子育て支援に関する施策への御意見等を調査いたしました。

アンケート結果から見える課題としまして、子供が気軽に集うことができるスポーツ施設や公園、また小中高生が放課後や長期休業中に利用できる居場所を拡充することなど、子供の発達段階に応じた居場所の提供、また児童虐待、いじめ、不登校など、児童の安全を心配する声も多く、危機管理への取り組みが求められておりました。ほかには、私用や急用事に、子供を一時的に預けられる施設へのニーズが高く、ファミリー・サポート・センターなど不定期に利用できるサービスを求める声が多く聞かれました。また、必要なときにいつでも受診できる小児医療体制のニーズも多く上がってきております。

そのアンケートの結果を踏まえ、10月に第1回子ども・子育て支援会議を開催し、第1期計画における達成状況、第2期計画の案を説明し、委員の皆様よりさまざまな御意見を頂戴いたし

ました。中でも、保育士不足による待機児童の解消への取り組みにつきまして、計画に反映すべきではないかとの御意見も頂戴いたしました。

今回の会議では、そういった御意見を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画の案をお示ししまして、さらに具体的に御意見をいただけますよう準備を進めている次第でございます。

この子ども・子育て支援事業計画の策定の目的は、幼児期における学校教育・保育や地域の子育て支援につきまして、保護者の利用意向や今後の利用希望を調査し、必要量を見込み、そしてそれに応じた方策を計画に定めることとなっております。

須崎市におきましては、議員御案内のとおり、15歳までの子供の医療費の無料化や、第2子以降の保育料等の無償化など、子育て支援施策を進めてまいりました。今後も子供や子育て世代に優しいまちづくりを目指しまして、子育て支援のサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（森田収三君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 詳しい御説明、わかりやすかったです。

次の質問ですが、これまでの本市の第2子以降の保育の無償化やこのたびの国の幼児教育・保育の無償化の施策の影響もあって、保育の質の確保、特にゼロ歳児から2歳児までの保育についてニーズの増加とそれに対応する保育士の確保に課題があることは、大きな課題として他自治体においても共通性があると思われまます。

本市においても9月議会における高橋祐平議員のゼロ歳児の待機児童への質疑で一定明らかになっており、さらなる保護者のニーズに対応するため、特に保育士人材の確保など、保育の質の確保や課題の検証と解決への取り組みが急がれると思います。昨日の議論もございまして、かなり重複すると思いますが、子ども・子育て支援課長の所見をお聞きします。

○副議長（森田収三君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） お答えします。

須崎市では、他の市町村と同様に出生率が低下している中、保育園の利用につきましては、平成29年からの第2子以降の無償化の政策に合わせましてニーズが高まってきてまして、2歳児に至りましては9割以上のお子さんが入所されております。この状況につきましては、10月からの国の施策であります幼児教育・保育の無償化も合わせまして、ここしばらく続くと考えております。

保育士1人が保育できる人数は法律で決まっております、4・5歳児につきましては1人につき30人の保育ができますものの、1・2歳児に至りましては1人につきまして6人の保育となっております。このため、佐々木議員御指摘のとおり、ニーズはあるものの、低年齢児、これにつきましては十分な対応ができてない面もあり、途中入所の希望者には入園をお待ちいただいております状況もございます。

現在、保育園につきましては、吾桑保育園以外は須崎市保育協会に運営をお願いしているところで、保育士の確保のために採用もしていただいているところでございますが、応募者も少ないと

聞いております。数十年前までは保育士は子供の憧れの職業で、その仕事につくことが大変難しいという時代でしたが、現在では労働人口が減少する中、この希望者につきましても同様の状況でございます。

須崎市では給与面につきましては必要な水準を確保するため、補助金を出して対応させていただいております。合わせまして、9月議会でも答弁させていただきましたが、保育士になりやすい環境づくりのために、保育士資格取得のための奨学金を貸与し、須崎市の保育士として勤務していただくことで返還を免除することや、また保育協会等に採用された方にお祝い金を出すというような、そういった制度を来年度に向けまして検討いたしております。

また、保育士の質の確保につきましては、県や市が開催します研修会に参加していただきますとともに、引き続き保育協会にお願いしまして、園長、主任に対しまして、研修等の開催をし、働きやすい職場の構築と、職員の質の向上に取り組んでいただいております。今後とも引き続き努めていただきますようお願いしてまいりたいと考えております。正規雇用、臨時雇用、問いませんで、保育士の確保につきましては喫緊の課題でございます。議員の皆様、そして市民の皆様のお知恵と御協力をいただきまして、確保に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○副議長（森田収三君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） この特に保育の質の確保、保育士人材の育成という観点から、その処遇改善が一つの大きなポイントであると思いますが、なかなか処遇について、須崎市の保育士の皆様の処遇が、例えば他市に比べてどうなのかということを考えたときに、これ、内容、私自身もお聞きして、決して遜色のない、例えば給与面等については、遜色のないものであるんだということは実感しておりますが、それがなかなか周知というか、理解していただけない。また、保育士人材確保の面では、やはり保育園の中での若手の保育士さんをどう育てていくかという観点であったり、保育士はやっぱり子供さんの保育環境としての一番の質の向上でございますので、そこら辺のところしっかりまた取り組みを進めていただきたいと思うわけですが、このことに関して、この10月からスタートいたしました幼児教育・保育の無償化につきまして、これ全国的課題でございますので、公明党は11月から全国の国と地方の議員が現場に足を運びまして、その効果や課題を利用者と事業者から聞き取る実態調査を展開をいたしております。私も、事業者や利用者にアンケートをお願いしております、いろんなお声を聞いております。

そして、この実態調査に関しましては、具体的には11月11日から12月20日までの日程で、全国の国会・地方議員が取り組んでおります。中間報告として、11月30日までの回答を集計をいたしまして、このたび6日に報告をいたしておりますが、利用者4,037件、事業者2,448件の合計6,485件の回答を得ました。既に12月6日時点で、約1万4,000件にのぼる回答をいただきまして、その中間報告を発表したところでございまして、その内容を参考になると思いますので、今後の質問にも反映する意味で、少々御紹介させていただきたいと思います。

まずは、その利用者の約9割が、幼児教育・保育の無償化を大きく評価をいたしております。

そして、教育負担の軽減を感じているとの回答が7割近くにのぼっておりまして、全体として約9割が評価をされていると。

そして、特にそういった中で、今後取り組んでほしい政策について、何点かそのアンケートから上がっておりますので、御紹介をさせていただきますと、中間報告ですが、保育の質の向上、これが47.5%、ゼロ歳児から2歳児の無償化の対象拡大、これが37.8%、待機児童対策が34.1%、給食費の軽減、これが32.7%、障害のある子供の教育・保育の充実、これが28.2%、医療的ケアを必要とする子供への支援の強化等々でございます。

この保育の質の向上については、保育士の絶対数が足りていないという問題が大きなこういった課題の要因と考えますが、引き続き処遇改善などを進め、保育士の確保に国として進めていきたい。これに関しては、地方の保育士が、福利厚生などで条件のよい都心部に流出してしまうという課題も多く聞いて、このアンケートから浮き彫りになっております。

そしてこの実態調査では、事業者の皆様からは、事務負担がふえたという声も少なからずいただいている。そして、公明党としてそうした声も真摯に受けとめ、幼児教育・保育の無償化の流れを逆戻りさせないよう、施策の充実・改善に取り組んでいく大きな材料としていくことにいたしておりますが、こういったアンケートを踏まえて、国会では既に衆参両院の予算委員会などで実際の数字に基づく質疑を行い、安倍晋三首相からは、政府としてもこうした調査結果をしっかりと受けとめ、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に向けて引き続き取り組むといたしております。子ども・子育て支援課長の答弁にございましたように、この楠瀬市政下で本当に全国に先駆けて取り組んできた流れ、大きく国の流れになってきているということを実感をいたしますが、その中でやはりこの保育士、特に保育の質の向上、これに対してはこの須崎市の取り組みも大きくまたアピールしながら、国を動かしていく取り組みが必要であると思いますので、今後とも市長一つよろしくをお願いします。

続きまして、次の質問に移らせてもらいます。

防災・減災のテーマで南海トラフ巨大地震が今後30年以内に発生する確率は70%から80%へと見直されておりまして、より緊迫した事態が想定される中、新たに導入された南海トラフ地震臨時情報を生かしての防災対応に対する取り組みは、私たち須崎市民にとっても、被害を大きく軽減する上で大変重要な取り組みであると思います。制度の中身や国や県の取り組み、そして今後の須崎市の取り組みについて、市民にわかりやすく丁寧に、地震・防災課長にお聞きします。

○副議長（森田収三君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） お答えいたします。

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ周辺で大きな地震や地殻変動など、異常な現象が観測された場合に気象庁より発表されます。例えば、南海トラフ沿いの東側、東海地方などで地震が発生し、本市が位置する南海トラフ沿い西側でも地震が続発する後発地震の可能性が高まった場合に発表されます。

臨時情報が発表された際は、後発地震に備え、国や県・市などからの呼びかけに応じて、日ご

ろからの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとっていただきます。また、本市は後発地震発生に伴う津波に備え、事前に避難することでより安全性を高めることができる地域である、住民事前避難対象地域を指定いたしました、指定地域は、安和、新荘、須崎、多ノ郷、南、浦ノ内のうち、津波の浸水が想定される地域でございます。

国におきましては、臨時情報が発表されても経済活動はとめず、通常の生活をするようにとのことでございまして、津波の心配のない場所にお住まいの方や、地震が発生してもすぐに近くの高台等の避難場所に避難可能な方は、事前避難の必要はございません。高齢者の方やすぐに避難できない方など、少しでも不安のある方は、市が指定する避難所に1週間程度の事前避難をお願いいたします。

臨時情報は、不確実性を持つ情報でございまして、発表されても必ず地震が起こるとは限りませんが、市としましては、この情報を十分に活用し、災害リスクに対して防災対応を行い、市民の皆様の安全確保につなげたいと考えております。以上でございます。

○副議長（森田収三君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） まさに須崎市の地勢条件、この厳しい地勢条件を、こういった国の制度を先取りしながら、市民の安全・安心につなげていっていただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

最後の質問ですが、昨日も大崎稔議員との議論がございましたが、私もこれまで何回か副市長と議論を重ねてまいりました。一定区切りをつけて、具体的な利用計画策定へ向けて議論を展開したいと思います。

須崎高校の空き校舎の利用計画をテーマに、平成29年に副市長、委員長、企画政策課を事務局とする第1回の委員会が行われたと認識をいたしております。その委員会の、まず設置要綱や第1回委員会の内容、そしてこれまで行われていなかったが、今後の同委員会による須崎高校の空き校舎の、まず1点目、利用計画にかかわる内容や、2点目、県教委との協議の枠組み、3点目、利用計画策定の期限等について、副市長の所見をお聞きします。

○副議長（森田収三君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、須崎高校の利活用を検討するために、平成29年に、庁内に高知県立須崎高等学校校舎等活用検討委員会を設置いたしております。その設置要綱では、旧校舎及び敷地について、市としての必要性や活用方法を検討することとしておりまして、副市長を委員長として、企画政策課長をはじめ、6人の課長を委員として組織するということを規定しております。

これまで、平成29年の2月に1度開催をしております。その時点での活用案や総合高校において引き続き使用する施設の確認、また若手職員の人材育成研修の中で、この空き校舎の活用策が検討されておりましたので、その政策提言を受けた上で、検討を進めていくことなどを確認しております。

その後、若手職員によるプロジェクトチームから、子育て支援の拠点や交流拠点などの政策提

言を受けたところですけど、新しい図書館の候補地の1つとして須崎高校が挙がったことから、その方向性を見ていく必要もあり、検討委員会やプロジェクトチームによる検討を一旦ストップした状況となっております。

そうした中で、このたび新しい図書館の整備を、須崎高校とは別の場所で進めていくという考えとなったことから、これから検討委員会による協議・検討を再開し、プロジェクトチームの案と融合させながら、利活用案を取りまとめて、県教育委員会との協議・調整を進めていきたいと考えております。その中で、昨日の大崎稔議員の御質問にも答弁いたしましたとおり、シルバー人材センター等の団体の事務所なども、一つの機能として検討していきたいと考えています。

利活用計画の策定の期限ということですが、これについては特に決まったものはございませんが、幾つかの団体から事務所等としての要望もいただいているところですので、機能や活用範囲なども含めて、できるだけ早期に取りまとめていきたいと考えております。

○副議長（森田収三君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 御答弁いただきました。なお確認をしたいことですが、やはり設置要綱の中でも、若手の職員やまた課長職6人以上というお話も聞いております。また検討委員会の委員長でもございますので、やはり委員長として一定期限を決めて、いつまでに何をするか、このところをやっぱり明確にした上で動くべきではないかと思います。その辺のところぜひ、それとやはり県から来ていただいておりますので、県教委との太いパイプもあると思います。そのところを、やはり須崎市の事情もしっかり認識し、こういう形で利用を進めたいとか、一つのそういうきちとした前段階の打ち合わせもあってしかるべきやと思います。

それともう1つは、須崎高校の校舎、広大な建物・敷地です。それにまだ須崎総合高校もグラウンドも使わないかん、それからまだ完全に建物建ってないので備品も置いている、そういった状況の中で、建物一つ一つをきっちと須崎市と全部何をどうするんだ、利用計画を立てるということとはなかなか厳しいと思います。

計画の立て方として、例えば用途別であったり、全体で須崎市としてこの空き校舎をどのように活用していくんだと、こういった大きな目標を立てて、そして用途別とか、そのような考え方をしっかりと早期に県教委に明確にした上で、そしたら必要なところはこういうふうにしていきますよと、こういったところを明確にさせていただきたい。もうこの一、二年の質疑では本当に前進してませんので、こういった流れをそのまま続けていきよったらおおごとだと思いますよ、市民の皆さんの大きな怒りを買うと思いますので、その辺のところを、副市長もう一步踏み込んだ答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（森田収三君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 前回に引き続き、今回もちょっと御指摘を受けたわけでございますけど、この前もお話ししてきましたとおり図書館ですね、核となる施設が、この動きがどうなるのかというところを、これを抜きにして機能について検討するということにはならなかったもので、今回まだちょっとその動きが鈍かったというところがございます。

今後、議員の先ほどの御指摘もありましたことから、確かに用途別であるとか、あとは運動施設とかどうするんだとか、そういったことも分けて、ちょっと切り分けて考えていきたいと思っていますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（森田収三君） この際、１０分間休憩します。

午前１１時００分 休憩

午前１１時１０分 再開

○副議長（森田収三君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

順次質問を許します。宮田志野さん。

〔１２番 宮田志野君登壇〕

○１２番（宮田志野君） 発言通告に従い、質問いたします。

昨年議員になってから初めての質問が、図書館建設に関するものでした。昨日は、教育長から新図書館に寄せる熱い思いを聞かせていただきました。新図書館建設に向けて歩みが始まったこと、本当にうれしく思っています。新図書館と図書館環境についてお聞きいたします。

新図書館の建設予定地は最終決定でしょうか、また最終予定地と決定された経過についてお尋ねいたします。候補地の３カ所はどういう視点で決められ、またなぜゆたか跡地を最終予定地とされたのか、誰がどういった方法で決められたのかお尋ねいたします。市長お願いいたします。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 新しい図書館の建設予定地の最終決定ということでございますが、まず想定しております新しい図書館の面積が、駐車場の部分を含めて最低でも４，０００平米以上が必要であると見積もっておりまして、これを須崎市の現状の、ＤＩＤ地区というのが須崎市なくなったわけでございますけども、人口密集地帯と言いますか、その周辺でそういう４，０００平米以上の土地ということで見たところ、ほぼ限られてくるということでございました。

それに加えて、立地適正化計画というものを策定しておりまして、それを加えた中で今後の須崎市の町のあり方等を勘案をいたしまして、須崎高校跡地そしてゆたか跡地、そしてＪＲ須崎駅という３カ所を候補として検討してきたところでございます。そしてその３カ所を比較検討した結果、ゆたかの跡地は現状でも市の所有とする土地もございまして、こちら市中心市街地におきまして、一定規模以上の形状のよい用地がまとまっておりますし、整備するに当たりましては自由度が高く、仮に複合施設として整備する場合も、都市再生の拠点とすることができるということで判断したところでございます。

そこで、１１月２６日に庁内で組織いたします須崎市立図書館整備検討委員会で、ゆたか跡地を最終予定地にすることが適当であると判断されましたので、今後その方向で取り組んでいくこととしております。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔１２番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 新図書館の案については、開会日の議員協議会で初めて聞きました。今まで、市民の方々から「図書館はどうなっちゃうがやろうか、どこにできるがやろうか」と心配の声が寄せられていましたが、検討委員会で話し合っていますので、少しお待ちくださいという答えをしていました。私たち議員は、どこになるかということを見守っていたわけですが、どこになるかという話し合いをこの3カ所でされているということは存じませんでした。やはり私たちもどこになっているかということを知って、一緒に議論をしていきたくったなということが一つ思ったところです。

新図書館建設のワークショップに私も参加しましたが、浸水地域でない高台につくるべきだという意見がありました。しかし利便性を追求するならば、やはりゆたか跡地、私はそこも望ましいと考えております。しかし貴重な財産、せっかくつくった施設でも、「そんなところにつくったら、津波でいかなるやか」という声も市民の方から聞かれました。もし市民の方が「そこではだめだ、やはり高台で守らなくてはならない」という声が多く寄せられる場合、またお考えを改めることはございますでしょうか。市長御答弁をお願いいたします。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 2つの観点がございます、まず高台整備、現在着手しておりますけども、このスケジュールでいきますと、なかなかここ3、4年で高台がすぐできるというわけではございません。

高台整備する反面、じゃあ低地の利用をどうするんだという、このまちづくりで必ず出てくる問題がございます。その中で、私たちは立地適正化計画ということで計画づくりをして、いわゆる災害に強いまちづくりということを大きなテーマとしております。これは須崎市におきます宿命でもございまして、それに打ち勝つようなまちづくりをしていくということでございます。

仮にゆたか跡地で図書館を建設するということになった場合、今、基本構想と建設構想を策定しております。そういう災害リスクを見据えた上で、じゃあどういう図書館をつくっていくかという観点で、そういう構想が上がるはずでございますので、まさに須崎市の自然条件に適合した図書館の構想ができるのではないかというふうに思っております、現在ゆたか跡地で建設していくという方針を変更するつもりはございません。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） ぜひ市民の合意を得て、その場所に建設できるようにまたしていかなければならないのではないかと私も思います。

それで、次の質問に移ります。

土地購入費、解体費、複合施設の建設費、事業費、総合の金額、予算は幾らでしょうか、生涯学習課長にお聞きいたします。

○副議長（森田収三君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） ゆたか跡の用地につきまして、土地購入費につきましては、今後具

体的な協議を行うこととしておりますので、現時点ではお答えできません。

また解体費用は、建物の状況を十分に調査した上でないと、解体費用はわからないのが現状です。

建設費用につきましても、図書館部分のみならず、市民の交流スペースや会議室、文化財の保存場所、その他民間利用のスペースなどがありますことから、面積については、庁内及び市民の皆様に意見を聞きながら協議していくこととしております。このため、現時点では総事業費の予測という形で申し上げることは困難であります。今後、具体的な用途や面積のめどがついた段階での答弁とさせていただきたいと思います。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔１２番 宮田志野君登壇〕

○１２番（宮田志野君） 大きな予算を伴いますので、ある程度の金額を出して検討していくことが望ましいのではないかと思います。土地代金、坪単価幾らか、アスベストを含む鉄筋のコンクリートの建物の解体費は坪幾らかとか、そういう計算をある程度はできるかと思いますので、ぜひ早急にそういう計算もしてもらいまして、予算を考えていただくのがいいかと思いますので御提案いたします。

他の自治体の例をちょっと見てみました。今、建設が準備に入っています香美市の新図書館ですけれども、総事業費が１３億円で、蔵書数が大体１０万冊ぐらいという予定で行っているということです。これはもちろん予定ですので、また金額は変わってくるかもしれませんが、この金額を大体須崎市とするとしたら、国の補助ももちろん受けられますので、この半分近く受けたとして、大体８億円ぐらいは必要ではないかと私はと思いますが、いかがでしょうか、生涯学習課長お答えください。

○副議長（森田収三君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 香美市のことが出されております。県内の各市部での状況についても、ある一定調べてはおります。現在、香美市が整備計画を行っているということ、また土佐市の方が完成しまして、来年度には開館するということでございます。土佐市については、蔵書数を１３万５、０００冊ほどで準備するというところでお聞きしております。

そういう状況もございますが、費用の面につきましては、ある一定の予測、図書館部分だけで考えると出せるとは思いますが、図書館部分のみならず、先ほども説明しましたように、それに付随する複合施設分などがあり、民間関係の施設の利用ということで、いかに事業費を安く抑えるかということも考えておりますので、現状では予算規模についてはお答えできないのが現状でございます。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔１２番 宮田志野君登壇〕

○１２番（宮田志野君） そうかと思いますが、やはり多額の費用を伴いますので、でも計画を進めていったら、どんどんどん建設費や予算が膨らんでいったという事例もございますので、そういうふうにならないように、ある程度一定の金額を設定して、この金額以上のものにならない

いというようなお考えも持っていただくことも大切かと思いますので、御提案いたします。

次の質問に移ります。

今後、新図書館の施設及び設備について、市民からの意見どのように聞かれていけますか。
今後のスケジュールや方法、回数などについてお聞きいたします。生涯学習課長よろしく願い
いたします。

○副議長（森田収三君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 図書館整備につきましては、昨年度実施しましたワークショップで、
参加者の皆さんから、館内のバリアフリー化や職員体制の確保、郷土資料の展示などという御意
見とともに、読み聞かせのスペースや飲食のできるスペース、また高齢者や子供の利用しやすく
集える場所など、多世代が活用できる施設にしてほしいとの御意見をいただきました。

本年度は、基本構想・建設構想を策定する上で、ゆたか跡を最終予定地としたことを含め、ワ
ークショップの実施や、読み聞かせの会などの図書館利用者の関係者、また複合施設設備として
いかにまちづくりに活用していくのか、それとともに児童生徒の意見など、幅広くヒアリングを
実施する予定です。

来年度につきましても、実際の図書館整備に向けての基本計画を策定する中で、広く市民の皆
様の御意見をお聞きしてまいります。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） たくさんのワークショップの計画をされているということは、この表の
中にも書いておりますけども、市民のみんなで作った図書館という意識を持ってもらうために
は、やはり市から地域に出て行って説明をして回る、直接住民の方の声を聞き、こんなふうにし
てほしいということを、ぜひそういうことも御検討いただきたいと思いますので、よろしく願
いいたします。

次の質問にまいります。

新図書館の運営はどのように、市の直営にするのか民間委託とするのか、その方向性について
と、開館時間や休館日、職員の体制・人数をどうするのかお聞きいたします。生涯学習課長願
いいたします。

○副議長（森田収三君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 新図書館の運営につきましては、現在白紙の状況でございます。現
在の図書館から広くなることで、職員数はもっと必要であるでしょうし、閉館時間の延長につ
いても御意見をいただいております。

新図書館の運営につきましては、具体的な用途、面積等が決定したのち、関係団体とも協議し
て決める問題であると考えております。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） この前に行われたワークショップの中でも、ここにも書いておりますけれども、やはり職員体制を充実させることは大事だとか正規職員でという声、本当に多くありますので、ぜひ正規職員で、市の図書館として、市の財産として運営していただくとように要望いたします。

次の質問です。

新図書館の利用者をふやすために、駐車場の確保、また路線バスの交通手段の充実が求められると思いますが、対応についてはどのようにされるのでしょうか、生涯学習課長お答えください。

○副議長（森田収三君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） ゆたか跡につきましては、市有地を含め、約1万2,000平米の用地であり、十分な駐車場用地を確保できるものと考えております。

さらなる交通手段の充実の話ですが、広く庁内的な議論が必要でありますので、今後の検討課題とさせていただきます。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） そうですね、駐車場は本当に確保は十分できると思います、してほしいと思います。それとバスの利用ですけれども、例えば私の上分から町まで往復しますと、バス代が1,000円以上かかります。この本当に1,000円というのは、大きい負担になると思います。例えばワンコインで行けるような、500円で1日市内を移動できるとかいう回数券などをつくって、利用しやすくなるとかいう方法もまた、これは通告しておりませんので、私からの提案です。また御検討いただけたらと思います。

次の質問にいきます。

現在の学校・保育園・公民館など、公共施設の蔵書数どのくらいでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

○副議長（森田収三君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 学校等の各施設におきます蔵書数ということでございますけれども、まず市立図書館が、本年3月末時点でございますけれども3万6,768冊、保育園が保育協会分を含めまして、9園で約2万1,500冊、小中学校13校で約7万9,900冊、公民館7館で約6,200冊、その合計が約14万4,285冊ということになっております。

さらにこれとは別に、日本で一番子どもたちが本を読むまちをつくる会の皆様方が、この14年間で寄贈していただいた冊数が約3万8,600冊ございまして、それが保・小・中及び関係箇所でございます。

日本で一番子どもたちが本を読むまちをつくる会の皆様方に対しましては、改めてその高い志に敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。これらを合計いたしますと、御指摘の全施設で10万冊以上の冊数があるというふうに考えております。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 学校とか保育園では結構な蔵書数、本当に日本で一番子どもたちが本を読むまちをつくる会とかまねきねこの会も、学校や保育園にずっと寄附を行ってこられて、本当にこの民間の方々の努力によって須崎市は支えられてきたんだなと思って、私はびっくりしました。とてもありがたいことだと思います。

しかし公民館での蔵書数が余りにも少なく、貸し借りをしている方もほとんどいないのではないのでしょうか。社会教育法における公民館の目的に、第20条、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとありまして、第20条の目的達成のために、項目3のところで、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ることとあります。しかし今の市の現状では、この法律は守られていません。公民館の図書の利用は全くといっていいほど機能していないのではないのでしょうか、それらをも含めまして、市全体での図書館環境整備についてどのように考えておられるか、御所見をお伺いいたします。

○副議長（森田収三君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 須崎市の学校や公民館には図書室がありまして、児童や地域の皆さんの利用があります。須崎公民館につきましては、図書館併設ということで余り置いてないんですが、ほかの公民館につきましては、図書室を完全に完備いたしまして、地域の皆さんの御利用もあっております。

今後、図書館整備の際には、新たな図書館システムの構築も必要でございます。また図書館と地域をつなげ、現在行っている巡回図書の充実を図るなど、さまざまな工夫をして、幅広く活用していただくことが重要であると考えております。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 多少は貸し借り、借りて読んだりとか利用されているとは思いますが、やはり私のイメージする公民館での図書館利用の冊数、利用頻度からいうと、全然少ないと思います。

新図書館に12万冊の蔵書を目標とされていますが、果たしてそれでいいのか、私も本が好きですので、選べる本が多ければ多いほどそれはいいと思いますが、例えば1カ所に集めてしまうと、災害が起こりましたら一遍に貴重な資産を失われてしまいます。特に古い文書、もう二度とつくることができない、手に入れることができないような文書は、例えば津波のこない場所に移動させるとか、あと公民館や自主組織で新図書館の分館としての機能を持たせて、公民館にもある一定の本を置いて、公民館でも貸し借りをして、例えばシステムを入れて、そこに本館で借りてもその分館で、公民館などで返すことができるとか、そういう利便性を高めることも、利用率を向上させるためにはいいのではないかと思います。

社会教育法には、住民のこの公民館について、住民の教養の向上へとつながると私は考えると

ころです。これらのことに対する御所見を、生涯学習課長お伺いいたします。

○副議長（森田収三君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 図書館と公民館をいかに結びつけるかということでございます。先ほども言いましたが、図書館システムをいかに構築するかということで、公民館との連携なんかもできていくと思います。現在オーテピアにつきましては、市町村の図書館と連携をしながら、オーテピアの本を地元の図書館で借りたり返したりすることができております。また整備に向けて、システムの構築のほうも考えながら、行っていきたいと考えております。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔１２番 宮田志野君登壇〕

○１２番（宮田志野君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。この総合計画の中にも、図書館サービスの充実にして検討していく必要があると明記されておりますので、ぜひ市民にとって充実した図書環境ができるように期待しております。

次の質問に移ります。

夏休み期間のプール開放についてです。９月議会でも質問いたしましたが、今年度の夏休み、多ノ郷小学校と浦ノ内小学校でプール開放がありませんでした。来年度の夏休みの学校のプール開放について、どうなっているのか把握されていますか、学校教育課長にお伺いいたします。

○副議長（森田収三君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） お答えいたします。

小学校における夏休みのプール開放につきましては、それぞれのＰＴＡが主体となって行われていることから、基本的には各校ＰＴＡが毎年協議され、開放の有無を決定しています。

来年度につきましては、時期が近づきましたら各校で協議されるものと認識しておりますが、この御質問を受けて多ノ郷小学校に確認をいたしましたら、そちらのほうでは、昨年度の協議で、令和２年度は開放しないという決定をしているというふうにお伺いしております。他の学校については、現時点で未定でございます。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔１２番 宮田志野君登壇〕

○１２番（宮田志野君） プールの閉鎖は、開放を望む保護者・児童にとってはがっかりするところでしょうが、仕方がないというあきらめの気持ちを持っている保護者や子供さんも多いと思います。しかし子供たちにとって、長い夏休みの間に健康な体づくりをするために、やはり夏休みのプール、私は大切だと思います。ＰＴＡにお願いしてそれでできないということは、私は市がそういう状況をそのままにしておくというのは、非常に問題だと思いますが、それについてはどうお考えでしょうか、お答え願います。

○副議長（森田収三君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） お答えいたします。

学校任せにしておくのはどうかという御質問でしたけれども、現時点でPTAが主体となっているというやり方についてまだ検討しておりませんので、今のところ現状のままでいかせていただきたいと思います。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 今、仕事をされている保護者の方はほとんどだと思います。子育て世代は働かざるを得ない状況、今、大変に忙しい毎日を送っています。

そんな中で、本当に保護者の善意だけに頼る、全てボランティアで運営しようとするということについて、私は無理があると考えます。やはり高知市の場合は、須崎と同じように保護者が運営しておりましたが、重大な事故が起きたことによって、やはり責任の所在、運営自体をどこがするかということを明確にしなければならないということで、高知市の教育委員会が主体となって、PTAに委託するという形で今話し合いがされています。そしてまた、要綱やガイドラインもつくろうとしていますので、やはり須崎市でもそういった例を見習っていくことはできないでしょうか。学校教育課長お答えください。

○副議長（森田収三君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） お答えいたします。

各学校では、今のところ事前に教職員並びに保護者を対象に救急法を受講をして、プール開放に備えております。御指摘のとおり、まさにPTAの協力がなくては実施できておりません。改めまして、PTAの皆様の御協力に感謝を申し上げたいと思います。

なお御質問の点について、高知市の例を出していただいたんですが、高知市が主体となっても、委託先はPTAでございます。PTAがなかなかボランティアで難しいということであれば、委託をしても、そのあたりは人員確保というのは難しいのかなというふうには思っております。

マニュアルづくりということですが、現在は運営が各PTAとなっておりますことから、各校での対応となっておりますので、来年度以降もこの運営に変わりがないということで、御理解願いたいと思います。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 高知市の場合はPTAに任せてますけども、資格を持った監視員を雇うこともできるというふうにもありますので、そういうこともやはり考えていかなければ、本当に子供たちに学校は、今、勉強勉強といって、学力テストの成績を上げることに一生懸命になっていますけども、私は子供にとって楽しみを持てるような学校、学校に行ったら勉強だけではない、プールで遊ぶ楽しい思いもすることができる、やはりそういう環境をつくっていくことが私は教育行政の役目だと思いますので、ぜひこの今後の夏休みのプール開放について、全校でできるような取り組みをしていただきたい、議論をしていただきたいと再度お願いして、この質問は終わります。

次の質問に移ります。

通学路・避難道の防犯灯、誘導灯についての通告をしておりましたが、通学路の防犯灯については、質問は3月議会に行います。

そこで避難道の誘導灯についてお聞きいたします。12月1日に行われました市内一斉避難訓練に私も参加しました。そこで参加者から、「夜だったら暗くて見えんね」と声が上がりました。私の地域では避難場所への誘導灯はありません。災害が夜間に起こった場合は、暗くて足元が見えなくて危険だと感じました。市内の避難道でも、誘導灯のついていない場所があると考えますが、市内の避難場所の数と、誘導灯の設置数はどのくらいでしょうか、地震・防災課長にお伺いいたします。

○副議長（森田収三君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） 避難場所につきましては、地域の高台や市役所、学校、公園等の公共用地、避難ビルなどを含め178カ所、誘導灯は155基でございます。以上でございます。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） そうしましたら、この差の23カ所で誘導灯がついてないということになりますか。今後この場所について、誘導灯をつけていってくださる御予定はございますでしょうか、地震・防災課長にお尋ねいたします。

○副議長（森田収三君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） お答えいたします。

差し引き23カ所でございますが、23カ所についてないというわけではございませんでして、民間の事業者等から御寄附いただいて、事業者様がここに付けたいというのが重複している場合もございますので、ついてない場所はもう少しございます。

また、誘導灯が現在ついていない箇所は、津波浸水区域外にある避難場所が中心となって、ついてない箇所がございます。今後、早期整備したいとは考えておりますが、私ども限られた予算の中では、避難路の整備をまず優先して、そのあと誘導灯の増設をしていきたいと考えております。

ただ、昨年も民間の事業者様から、12基の誘導灯を御寄附していただいております。歌手の方で、超有名な方ございまして、議員の皆さんもお名前を言ったらわかると思うんですが、ここでお名前を申しますと、いろんな自治体から寄附をしろということになりますので、我々ただける基数が減りますので、また個別にお名前はお知らせしたいとは思いますが、ということで、来年度も今のところ20基ぐらいをその方にはお願いしております。

そういう民間の御寄附もいただきまして、できるだけついてないところにつきましては設置したいと考えております。以上でございます。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 安心して避難ができるように、ぜひ設置をお願いいたします。

次の質問に移ります。

有害鳥獣の被害対策についてです。高知県によりますと、鳥獣被害について県の被害額の推移、平成24年度の3億6,000万円をピークに下がってきて、平成30年度は1億3,900万円と、県全体ではかなり減少しているということですが、私の実感としましては、市では年々増加傾向にあると実感があります。といいますのは、この議員になって1年ほどですが、いろいろ地域を回ってまして、十数カ所でイノシシの被害にあっているところを見ました。皆さん年々ひどくなっていると、口々に話をされています。

そこで、市の有害鳥獣による被害額、どのぐらいか把握されておられるのか、またそうした調査を市ではされているのか、農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（森田収三君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） お答えします。

過去3年間の、市内の有害鳥獣によります農作物の被害額といたしまして、平成28年度が90万9,000円、平成29年度が84万4,000円、平成30年度が84万8,000円となっております。この被害額につきましては、有害捕獲許可申請時や現地での聞き取りによるもので、詳細な調査は行っておりません。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） そうしたら、先ほどの県の金額も、まだまだ調べられていないということの認識でよろしいでしょうか。農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（森田収三君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 先ほどの御質問ですが、県にもこの数字を報告しております。なお、詳細な被害額等につきましては、県の指導も仰ぎながら行っておりますので、現状としましては、今あります捕獲のときの申請時と、現地での聞き取りというふうになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） その被害の調査というのは、確かに私も難しいと思います。一人一人聞き取りをしていかないといけませんし、そのデータを積み上げていくというのは難しいと思いますが、現在鹿によってヒノキの皮がはがされて、山がかなり荒れているということを私は聞いております。皮をはがれたヒノキは腐っていくということで、ただでさえ山に価値がなくなってるのに、そのヒノキそのもの、木自体もまた価値がなくなるとすれば、本当に負の財産ともなりかねませんが、そういう被害の実態を調査して、何らかの対策をするべきではないかと私は思いますが、農林水産課長、どのようなお考えでおられるのか、御所見をお伺いいたします。

○副議長（森田収三君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 先ほど質問ありました人工林、木の被害ですけども、現在須崎市内で、そういうヒノキの被害というのは報告はまだ上がっておりませんので、今後報告が出てきた場合には、対応もしていきたいというふうに考えます。以上です。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔１２番 宮田志野君登壇〕

○１２番（宮田志野君） 実際その報告、私は受けたわけですから、私たちが調べてまた報告していく、議員としてもそういう仕事もしていきたいと思いますので、またその際にはよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

有害鳥獣による被害があった場合に、市に捕獲の要請ができることは余り知られてないと思います。というのも、猟師さんに伺いますと、イノシシが出た場合、餌がなくなるまで大体２、３日そこに出没して、次のところへまた餌場を求めていくということで、そこにいるうちに猟をすれば、結構確実にとれる可能性があるということですが、被害に遭われた方は大体柵を、もちろん市の補助とか国の補助によって柵がされるわけですけども、その捕獲に対しての意識が余りないというふうに私は感じました。そのような市民への周知、どのようにされているのでしょうか、農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（森田収三君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 有害鳥獣の捕獲につきましては、須崎市有害鳥獣被害対策協議会の構成機関でありますＪＡ土佐くろしお、須崎地区森林組合、市内猟友会等をはじめ、高知県鳥獣対策課によります広報等で周知されているものと認識しております。

また、ＪＡ土佐くろしおにおきましては、鳥獣被害対策の相談窓口も設置されており、専門員も配置されております。市でも、来月号の広報に、野生鳥獣によります被害防止について掲載する予定でございますので、閲覧いただき対策くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔１２番 宮田志野君登壇〕

○１２番（宮田志野君） 広報はやはりちゃんとされているということですが、私たちも含めてもっと知らせていかないといけない、どういうふうにすればいいのかっていうことを知らせていく必要があると認識いたしました。

次に、鳥獣被害の駆除した場合の報奨金は幾らでしょうか、また対象となる有害鳥獣の種類、金額の拡充はできないでしょうか、農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（森田収三君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 有害鳥獣による農作物等への被害を軽減するための捕獲駆除に対します補助としまして、４月１日から１１月１４日までの禁猟期間に限り、須崎市有害鳥獣被害対策事業でイノシシ１頭につき７、０００円、カラス１羽１、０００円を補助しております。また、

国の事業であります鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業で、イノシシ、鹿の成獣それぞれ1頭につき7,000円、幼獣に1,000円を継ぎ足して補助を行っております。

なお、今年度からは11月15日から翌年の3月31日までの狩猟期間におきましても、市の単独予算で補助するようにしており、周年の補助制度に拡充しております。

○副議長（森田収三君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 近隣の自治体で比べると、本当に報奨金が少ないという声をよく聞きまして、津野町に問い合わせてみましたところ、イノシシの成獣、幼獣とも狩猟期でも1万円、成獣は禁猟期で1万7,000円、鹿は狩猟期2万円、禁猟期では2万8,000円と余りにも差があるのではないのでしょうか。やはり、鹿も出て被害が起きてますので、そういった対策をすることも私は必要だと思います。

それから、津野町はハクビシンも捕獲の報奨金2,000円出しておられます。また、猿は群れがありますことから3万円、町独自で負担しております。そういったことを今後、須崎市としても検討していただくことを要望いたします。

次の質問に移ります。狩猟者の人数はどのくらいおられますか、また担い手をふやすことが必要ではないでしょうか、農林水産課長にお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 市で把握しております市内で狩猟者登録をされている方の人数につきましては、わなの免許登録が56人、銃の免許登録の1種、2種合わせて42人であり、昨年度の捕獲許可申請を交付した件数が55件で、延べ264人が許可を出しております。

なお、担い手の課題につきましては宮田議員も御承知のとおり、狩猟者の高齢化等もありまして大変厳しい状態ではございますが、免許取得にかかります費用の補助でありますとか各団体への働きかけなど、狩猟者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（森田収三君） まだ質問中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問を許します。宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 狩猟者もなかなか結構な人数がいるということでしたが、狩猟者の仕事は本当に大変で、とっていただくことをありがたいと思っています。しかし、若い人に引き継ぐためには、やはりそれなりの報奨金を出すことが必要ではないのでしょうか。そうして、やりがいを持ってもらうことが若い人がやることにもなると思いますので、ぜひいろいろお考えいただけたらと思います。

有害鳥獣対策についての著書で、農研機構近畿中国四国農業研究センター鳥獣対策緊急グループリーダーの江口祐輔さんによりますと、鳥獣対策は猟友会に駆除を頼んだり行政支援で柵を設けたりするだけではなく、農家自身が対策の担い手として自覚することが大切で、そこで成功するか失敗するか農家の意識で分かれるということが書かれています。

対策の鍵は、集落を動物にとって魅力のない場所にできるかどうかで、専門家からいろいろな学んで対策を打ち出していくこと、そうしたことで島根県の三郷町では高齢の農家や女性、狩猟者を巻き込んだ集落ぐるみの活動を始め成果を上げていて、イノシシ肉の周年販売を実現している、御存じかもしれませんがこういう全国での成功の事例を学ぶこともやはり大切ではないでしょうか。

今、浦ノ内で処理施設の建設進められていますが、これにしても市民の皆さんと色々な議論をしながら有効に活用できるように進めること、そして行ってくださることを提案いたしまして次の質問に移ります。

補聴器の助成についてです。補聴器が高いという声を何人もの人から聞きました。補聴器の購入費用、どのくらいかかるかお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） お答えいたします。

補聴器の購入費用についての御質問ですが、補聴器は精密機器でありまして、その機能やデザイン、また使う方の聞こえの程度のほか、既製品かオーダーメイドであるのかなど種類も多く、その価格につきましても数万円から数十万円など大きく幅があるようでございます。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） ことしの3月20日に、共産党の大門実紀史氏が参議院財政金融委員会での補聴器購入の助成補助制度をつくるように麻生大臣に求めているところで、大体平均の価格15万円ということであります。私も聞いたところによりますと、ものすごい安いもので数万円からで、それでは全然聞こえにくい、いろんな雑音までとってしまうので大体片耳30万円、両耳で60万円のそれがいいということを何人もの方から聞きました。本当に高く、私そんなに補聴器がするのかってびっくりしまして、私の車より高いのではないかと本当に驚いたことですが、加齢による難聴は病気でないので保険の適用外になっていますけども、動脈硬化は加齢による病気の一つですよね。動脈硬化は保険の対象になっているのに、加齢による難聴はやはりならないってなってるので仕方ありませんが、そこを言っても何ともなりません、やはり今、高知県のほうでも加齢による難聴の補助制度を国に求める意見書が可決されました。自治体によっても、自治体独自の補助制度を設けてるところがあります。補助制度の創設を国に求めていくこと、それか市独自の補助制度を創設することはできないでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） お答えいたします。

須崎市では現在、障害者自立支援法に基づく補装具給付として身体障害者手帳が交付された方への助成はございますが、高齢に伴う難聴の方への補助制度はございません。

現在、加齢性難聴者への補聴器購入助成に対しましては、国・県ともに補助制度がないこともありまして、県内では補聴器購入助成事業を行ってる市町村はございません。ただ、全国レベルでは独自で助成事業を行ってる自治体はございます。

須崎市独自での助成となりますと、一般財源での予算措置となることやその制度設計のこともありますので、国及び県の動向や他市の状況を見ながら精査する必要があると考えております。

なお、先ほど議員御案内のとおり、本案件につきましてはことし6月に高知県議会から国に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が提出されているとこのことでございます。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） やはり、高齢化社会を迎えるに当たって、加齢性による難聴の方はこれからますますふえていくことが予想されます。一生懸命これまで社会を支えてこられた方ですので、そういう方に不便、不都合があってはならないと私は考えます。人の話が聞けなければ、人と会話することがおっくうになります。会話するほうもいらしたり会話が成り立たなくなったり、本当に人間関係も悪くしてしまうこともあります。本人は本当に多分、ものすごい苦しみを味わっていると思います。難聴が認知症を併発するという報告もあります。

先ほど全国でも補助金を出しているということで、数千円から3万円とか6万円という補助金を出している自治体もあります。私は、須崎市もやはり高齢者に優しい持続可能な市をつくるためには低所得者に対してでもせめて1万円、もし100人申請させたとしても100万円です。そんなに多額な金額ではないと思いますので、やはり全国に先駆けてこういう取り組みをしていただきたいと思います。

総合計画の中にもありますが、保険医療施策の推進、健康寿命の延伸のために住民一人一人が住みなれた地域でいつまでもいきいきと健康に暮らすための健康寿命の延伸、そのためにはみずからの健康に関心を持ち、継続的に健康づくりができるように支援するための環境整備が必要です。

まさに、この補聴器の助成制度、それに当てはまるのではないのでしょうか。改めて、市からの補助ができないか御検討をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（大崎宏明君） 順次質問を許します。豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 通告に従いまして、質問をいたします。

最初に、市長の政治姿勢についてであります。

市長選挙に関しましては、段々の方々から質問が続いています。改めて、市長選挙における公約をお聞きをいたします。

いろんな方がこの問題を質問するときに言われておりますように、次に市長になられたときはという前提で続けてまいります。

去る9月議会閉会日の挨拶で市長選出馬をされた際に、8年間の総括について少し具体的に触れました。その中で、これまでの取り組みが不十分だったものとして次のように述べられました。取り組んではいるが不十分なものとして、給食センター整備、市民の皆さんの健康づくり、自主防災組織のソフト面の活性化などなどを上げられまして、これらをさらに前に進める決意も述べられました。そのうち生活弱者対策、若者定住対策について具体的にどういった取り組みを考えられているのか、あわせてお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、3期目に臨むに当たっての公約は何かという御質問でございます。

11月に次期選挙に臨むための政策パンフレットを作成をいたしまして、48項目の目標設定をいたしております。それは今のところ、支援者を中心に配布をさせていただいておるところでございまして、時間の関係上、全部ここでお知らせするのはどうかと思いますので、概略のみ御報告をさせていただきます。

一口で言いますと、まだまだ道半ばの財政再建を確かなものにしつつ、安全・安心・活力ある須崎を目指すというのは大きな項目でございます。

一つの指標といたしまして、須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、人口におきましては2025年において2万人台をキープ、これは任期後になりますので2024年においてもやはり2万人台をキープさせておくということになろうと思っております。そのために、出生率を1.64以上に向上させていくと。そして、2025年に社会増減のプラスマイナスを均衡させるという目標がございますので、それに向けて取り組んでいくということで3つのテーマを上げておりまして、安全・安心を創ると、そして地域を創ると、そして産業を創ると、この3本柱においてそのような目標を達成していきたいということで、安全・安心に対して具体的には例えば防災対策、今までは発災前の防災対策でございましたが、今後は発災後の防災対策も含めた対策をやっていくということ。そして健康づくり、これも大きな柱にしていきたいことをうたっております。そして、おくれてきた小中学校の給食の実施であるとか、環境対策といたしましては廃プラスチック対策、そしてごみの再資源化等々、そして共生社会の実現ということで、外国人とかLGBTの方々との共生というふうなことを目標にさせていただいております。地域を創るという観点におきましては、地域自主組織をさらに展開していくこと、そして須崎プロモーション事業、現在やっておりますがこれの世界的な展開、芸術のまちづくりをもっともっと進めていくということ。そして、整備といたしましては、港湾、高台、図書館、そして須崎仁ノ線を整備すると、そして小中学校の統廃合、ICT教育あるいはトイレの洋式化の推進等々をうたわさせていただいております。3つ目の産業を創るということにおきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に須崎版の産業振興計画が吸収される予定でございますので、その着実な

進展をさせていくと。そして須崎魚市場の改修、農業基盤の整備、林業整備促進協議会を中心とした林業の活性化、観光協会の法人化による観光コンベンションの活性化、A I人材の育成、ホテル誘致、海洋スポーツパーク構想の推進等々をうたわさせていただいておるところでございます。

ホームページをつくっておりませんので、チラシで選挙戦を通じて、あるいは集会等で公約の発表をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、9月議会での不十分だったものをどう進めるかと、その中で生活弱者対策、そして若者定住対策というお問い合わせでございます。

まず、生活弱者対策といたしましては4点あるかと思っております。生活困窮者対策、そして災害時の要配慮者対策、それらを含む包括支援の体制、そして最近存在が大きくなってきております後見人制度をしっかりさせていくと、この4点の中で生活困窮者対策におきましては、現在でも社協の中の「ほっと」が相談窓口として相談を受けて、個別支援計画を作成していつてるところでございますが、今後におきましては本日の新聞にも出ておりましたとおり、ひきこもり対策、8050含めて若年層も含めてひきこもり対策をこの中に盛り込んでいかなければならないというふうに思っております。それには、民生委員さんとの連携の強化等々が当然必要になってくるというふうに考えております。

そして、災害時の要配慮者対策でございますが、これも緒に就いたところございまして、今後におきましては地震・防災課、長寿介護課、福祉事務所、とりあえずこの3課と県と連携して個別計画の作成を進めていきたいということでございます。

包括支援のあり方につきましては、65歳以上の高齢者の方の相談、現在でも1,500件ぐらいお受けしておりますが、これをやはり体制を強化していくということが必要であろうかと思っております。あるいは、見守り体制、今民生委員さんが弁当の配食等をさせていただいておりますが、介護サービスまでつながらない方の対策をどのようにしていくかということが一つテーマでございますので、包括支援のあり方としてこのあたりを検討していかなければならないと思っております。今行っております認知症カフェ等の充実も当然行っていくということでございます。

最後に、後見人制度につきましては現在までの申し立て実績が昨年8月から10件ということで徐々にふえております。今後、このような問題がかなり顕在化してくるのではないかと考えておまして、このあたりもしっかり体制を組んでいきたいというふうに思っております。

もう一点、若者定住対策でございます。この対策につきましては、まずは先ほども言いましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略須崎市版でございますが、これを着実に実施して総合的に須崎市の魅力を上げていくことが大事であると思っております。

その中で、今後取り組もうと思っておることにつきましては、やはり安価な住宅の提供等、働く場所としてシェアオフィスであるとかチャレンジショップこれを実現していくこと。そして若者が働きながらいろんなことができる。例えば海洋スポーツであるとかそういうアクティビティの充実と、須崎はこんなことがあるよという情報発信の強化をしていきたいということ。そして付随して子育て、育児環境の充実を図っていくというようなことで、総合的に若者定住対策をと

っていきたいというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 次に、当面する課題についてであります。

今るる御答弁いただきまして、それらの御答弁もいただいたことが私がこれから総合計画の中で質問しようとしていることについて、多分に触れられているなというような思いもいたしておりますけれども、なお、私の主張といいましょうかそれもありますので、総合計画についてという項目を立てて質問をいたします。

今回のこの総合計画策定に当たり、住民の満足度を高めることが須崎市の未来へとつながっていくと認識をし、新しいまちづくりの方向性を明らかにするとされています。そして、基本方針にSDGsの理念や視点を取り入れて策定するとあります。

SDGsは持続可能な開発目標で、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択されたものです。2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標で、日本政府は実施指針の中で地方自治体にも各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たってはSDGsの要素を最大限反映し、達成に向けた取り組みを促進するよう求めています。

SDGsの理念は、誰一人取り残さないということとされています。誰一人取り残さないまちづくりとは、本当に希望の持てるまちだと思います。

地域づくりで言えば、高齢になり、たとえひとり暮らしになってもいろんな方の支えで安心して住みなれた地域で暮らせる。学校教育で言えば、わからないことがあれば先生たちが寄り添ってくれ、丁寧に教えてくれる。いじめなどで苦しんでいるときには安心して相談でき、親身になって解決に取り組んでくれる。経済的に厳しくても支援などがあり、希望と尊厳を持って暮らせる。誰もが人権を尊重され、自分らしく生きられる等々、想像をすれば今後に希望が持てます。しかし、現実とはなっていない面が多々あり、日々の買い物が思うようにならない。外出しようにも交通費がかさむ。保育園へ行かせたいが遠くなって送迎が大変。周りは空き家がふえ、耕作放棄地が広がり、集落に元気がない。農業を子供に継いでもらいたいこれで生活できる見通しがなく、土地が荒れてどうしたものかと悩んでいる等々、何となく周りから取り残されているような状態が多方面に広がっているのが実態ではないでしょうか。

誰一人取り残さない理念で、全般的に取り組みがなされれば素晴らしいですがなかなかそうはなりません、これからの市政において具体的にどういった施策、取り組みに反映しようとされているのかお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御質問の趣旨で、誰一人取り残さないということで具体的にはいろいろあるんですけども、基本的には行政側が総合計画の中で、行政が例えば言葉としてサービスのものでも誰一人取り残さない制度をつくっていくというのはセーフティーネットを引いてももちろんのことなんですけども、やはり地域づくりとか先ほど言われた農業の問題、耕作放棄地の問題等々を解決するためには、やはり地域コミュニティを強化しながら、その中で行政施策も一緒になっ

てやっていかないと、なかなか一方通行で誰一人取り残さない体制をつくるというのは非常に困難ではないかなと感じておるところでございます、これは非常にざっぱな総論でございますが、その中で総合計画においても皆さんとの協働ということもうたっておるはずですし、個別計画の中でも地域自治組織の取り組みで、地域に応じた課題を地域で解決していくということがやはり誰一人取り残さないところに近づいていくのではないかなというふうにも考えておるところです。

そのほか人権の問題等々は、これは啓発をしていく以外にないわけでございます、これは粘り強くそういうことを取り組んでいくということでございます。

SDGsが17の大きな目標を立てておりますが、それに応じた自治体として。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩します。

午前 1時24分 休憩

午前 1時25分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、答弁をお願いします。

○市長（楠瀬耕作君） 17の目標にSDGsの目標に応じた自治体に期待される取り組みというのがございますので、これらを総合計画の中でうたい上げて、個別計画に落とし込んでいくということを既にやりつつありますので、ぜひ、そのあたりを一緒になってやっていただければというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 前段でいろんな、一番最初の市長の政治姿勢の中でいろんな取り組みを今後やっていきたいという中では、相当具体的にさまざまなものに触れられております。私は、一応計画というのを見て通告をしておりましたので、もしかしたら具体的にこの事業についてはこんなふうにして特に力を入れてやりたいというような御答弁があるかなというふうに期待をいたしておりましたけれども、そういうことじゃないですか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） このSDGsに対応した、例えば貧困をなくするという目標に対しましては切れ目のない自立支援、子供や家庭への支援、就労等の自立支援がこれに当たるかなと思っておりますし、全ての人に健康と福祉をとというようなSDGsの目標の中では健康寿命の延伸、安全・安心に産み育てることができる環境整備などが自治体のほうで当てはまるかなというふうに思っております。それぞれ読み上げると結構なものがありますので、全て17のSDGsの理念をもとにいろんな形で反映させていきたいというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 時間も限られていますから、その思いといひましようかそれは受けとめました。

それで、この計画の中に大人のひきこりの項目は書かれていませんでしたが、市長のほうからはその問題にも触れて御答弁がありましたので、要するに本当にいろんな問題、多岐にわたりますけれども理念としては市民をとっても大事にする、市民一人一人を取り残さないという取り組みというもの重要であるということが、この計画策定によってお互いが再認識をしたのではないかというふうなことではとても意義があることだというふうに思っております。

総合計画の内容について2点だけお聞きをいたします。

防災・減災に向けた取り組みのうち、自然災害への備えに関してです。近年の自然災害は大型化する台風や豪雨で全国各地に甚大な被害をもたらしています。災害により長期の停電、断水などで関連する被災者が出る危険性も改めて知らされました。防災について再検討するという認識が、行政にも市民にも求められているのではないかと考えます。

そこで、大型化する自然災害に関して特筆があつてよいのではないかと考えますが、御所見をお聞きをいたします。また、このような大規模災害は急速に進む地球温暖化が原因と言われており、世界の若者たちが気候変動への行動を起こし、権力者が具体的な行動を起こすよう求めています。待ったなしの状況です。また、プラスチックごみの廃棄による生物や環境汚染問題にも関心が高まっています。自分たちのできることから早急に取り組むよう、市民全体の動きになるよう強調する必要があるのではないかと考えますが、取り組みの意向をお伺いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 須崎市総合計画につきましては、市政運営におけます最上位に位置づけられた計画でございまして、まちづくりの基本的な方針や考え方を示すとともに、その掲げた方針に基づき、各分野においてまちづくりを進めていくための指針となるものでございます。

したがしまして、御指摘の防災に関しましてはこの総合計画の基本方針に基づきまして近年の豪雨災害等を踏まえて、須崎市地域防災計画の内容に反映させたいと考えております。

続きまして、地球温暖化対策等につきましては、総合計画の基本方針を踏まえまして須崎市地球温暖化対策実行計画において、再生エネルギーの導入や省エネルギーの推進を強調しております。またプラスチックごみの問題につきましても須崎市一般廃棄物処理基本計画において、ごみの適正処理及び再資源化の推進を掲げることで、それぞれの取り組みを推進することといたしておりますので、引き続き、市民全体の動きになるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 本当に基本的にこの地球温暖化の問題については、権力者が具体的な行動を起こすようというふうなことで求めているわけですし、これはとてもその国のあり方にかかわることでありまして、そういうところがちゃんとした行動を起こさないといけませんけれども、しかし私たち市民もこういったことに関心も持ってお互いに取り組みを進めていくと、そういうことも重要だというふうに私は思っております。そういったことが、こういった大型の自然

災害を引き起こさない方向に行くというふうに考えておりますので、市民の皆さん方の取り組みが進むようなことを要請をしておきたいと思います。

次に、学校統合計画についてであります。

学校適正配置計画の検討資料が示されています。これは生徒、児童数のみに基づいて検討・議論されています。実際の統廃合計画は浸水地帯など防災の観点、地域づくりの観点なども考慮されなければなりません。小規模教育、複式学級の意義、また小中一貫校の教育的効果やデメリットなど、多角的に検証・議論することが重要です。また、特認校などさまざまな学校形態があります。地域住民含め、十分な議論ができるよう環境づくりがとても重要です。

その意味からも、統合計画決定の時期を前もって定めるべきではないと思いますが、お考えをお聞きをいたします。また、保育所統合の進め方に一部見られましたように、保護者への説明会にとどめ、地域住民には全くと言っていいほど説明がないままで結論を出したようなやり方は決してすべきではありません。これは行政不信を招きます。

近年、学校は学校運営協議会、地域本部など学校運営に地域住民の力をかりる仕組みを取り入れています。保護者とともに地域住民にも同時に並行して説明をしていく必要があると思いますが、あわせてお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） お答えいたします。

現在、統合計画の案を策定中でありますが、議員御指摘のとおり適正配置計画は児童生徒数のみに基づくものであって、防災の観点というのは入っておりません。統合計画の案では、防災の観点も含めて検討する必要があると考えておりますが、地域づくりの観点につきましてはもっと広い視野から総合的に考える課題であると考えております。

また、統合の時期についてはある程度のめどは定めるべきだと考えております。統合となりますと、学校に対する愛着や小規模校で満足しており、統合の必要性を感じないなどの意見があるかもしれません。さまざまな御意見を頂戴しようと思っておりますが、そんな中、教育委員会としましてはこの統合により、よりよい教育環境の確保と教育活動の充実というものを目指していることから、実効性を持たせるという意味で時期は定める必要があると考えているところでございます。また、説明につきましては保護者・PTAのみならず地域の方にも説明していく所存でございます。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 本当に持続可能なまちづくり、つまり持続可能な地域づくり、それはそれぞれのこの地域にあって、保育園があって学校があってそこに地域があると、どうしてもこんなんなくなってくるわけですね、だから子供の数も減ってきたという現実はあるけれども、しかしやっぱりそこは何とも言えないところもあると思うわけです。いろんな努力によって、地域に人がふえるというようなこともあるかもしれない、だからそれが地域の皆さん方がいろいろと自分たちの地域をどうするかということを考えていくことになってまいりますから、やっぱり防災

の観点は考えないといけないというふうに課長今言われましたけれども、どうしても地域づくりの観点というものも全て取り除くということでは、やっぱり私は成り立たん問題じゃないかなというふうに考えているところでございます。

ここから先、ある程度の時期を定めるということもこれも重要とは思いますが。これはある程度であって、やっぱりそこら辺の議論の様子等々も見ながらやっていく必要もあるというふうにも思っているところでございます。

それであと1点お聞きをしたいですが、保護者を含む地域住民から例えば特認校など、特色ある学校づくりへの希望が出された場合などは、それらを尊重して検討するお考えがあるのかどうかをお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） お答えいたします。

特認校につきましては、統合とはまた別の観点で特色ある学校づくり、そしてそこで子供たちを育てたいという学校づくりという意味では、教育委員会としては認めていきたいと思っております。ただし、特認校であるから統合計画からは外すという考えではございません。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） いずれにしても、これから本当に地域として例えば統合、その学校が受け入れるほう、なくなるほうじゃなくて、そういう地域も含めてやっぱり学校のあり方とはどうあったらいいのか、どうあるべきか。申し上げましたように小規模教育、複式学級の意義、また小中一貫校の教育的効果やデメリットなど、本当にこれを機会に多角的に検証するということが私たちにも求められている、もちろん行政側に求められているというふうに思います。こういうときにも本当に子どもの権利条約にあるように、子供にとって最良は何かということだと思うんです、私は。子どもの権利条約に基づく学校づくり、このように思っております。そのことはどうでしょう、子どもの権利条約に基づく、いろんなものがあるわけですけどもこの子供にとって最良のものを提供すると、それこそ理念なんですけれどもこういう考え方に沿って統廃合計画というものは進めていくべきというか、私の主張に対して課長の御所見を賜りたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） お答えいたします。

学校教育課長としての所見ということですが、統合計画をつくっていくにおきまして一番に考えているのは教育環境の整備であるとか、子供のためということを考えてやっております。ですから、子どもの権利条約ってということではないんですけれども、あくまでも議員がおっしゃったとおり子供にとって小規模、複式学級、小中一貫そういったものがいかにメリットがあるかいかにデメリットなのか、そういうこともあわせながらよりよい教育環境を整えていきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔１３番 豊島美代子君登壇〕

○１３番（豊島美代子君） 来年から、再来年から変わるとかそういう問題じゃありませんから、また一緒に私もこの議論もしていきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に進みます。公共下水道等の運営に関する契約についてであります。

浜松市に次いで全国２番目に公共下水道等に運営権を設定する契約書の議決を求める議案が提案されています。この問題については、何度となく質問をし、６月議会に詳しく質問をいたしました。今議会、正式に契約を結ぶ議案が提案されましたので、６月議会の時点で明確になっていなかった点などについて何点かお聞きをいたします。

まず、須崎市と契約を結び運営権を持つ相手企業の詳細をお聞きをいたします。あわせて、実施契約書では業務を第三者へ委託することが可能となっていますが、そういう意向をお聞きになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 答えいたします。

仮契約の相手先は株式会社クリンパートナーズ須崎、代表取締役社長は村上雅亮様でございます。村上様は、株式会社N J Sの代表取締役社長を務められており、みずからが社長に就任されております。

次に、株式会社クリンパートナーズ須崎に出資する構成企業の５社の概要でございますが、株式会社N J Sは日本を代表する上下水道のコンサルタント会社、株式会社四国ポンプセンターは県内大手のポンプメーカーの高知県内の一次代理店でございます。日立造船中国工事株式会社は日立造船株式会社グループのグループ企業で、ごみ処理施設の運転管理を得意分野としております。また、株式会社民間資金等活用事業推進機構、通称P F I 推進機構は政府と民間銀行７０社が出資して設立された資本金１００億円の政府系金融機関で、P F I 事業の出資や融資を行っております。株式会社四国銀行は、議員も御案内のとおり高知市に本社を置く地方銀行でございます。

次に、役員は社長を含め取締役３人と監査役１人、会計監査人１人で構成されており、会計監査人以外は構成企業から選任されております。また、須崎市内に常駐する社員は技術管理者を含め１０人体制となる見込みとなっております。

会社の設立日は本年１１月２０日、住所は須崎市西崎町３番１０号でございます。

なお、資本金３，０００万円の構成企業の出資額は、株式会社N J Sが１，６２０万円、株式会社四国ポンプセンターが１，０２０万円、日立造船中国工事株式会社が１８０万円、P F I 推進機構及び株式会社四国銀行がそれぞれ９０万円となっております。

以上が仮契約の相手先の詳細でございます。

次に御質問いただきました第三者委託の件ですが、本事業は業務内容が多岐にわたっておりますので、株式会社クリンパートナーズ須崎だけでは全ての業務をこなすことは難しいと聞いております。第三者への業務委託の詳細は、契約成立後に協議を進めてまいります。効率的に業務を進める上でも必要なことと考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） クリンパートナーズ須崎と契約は結ぶということです。それで、今会社の形態、規模等々を詳しく御答弁ありました。しかし、そこでやっぱり非常にすぐれた日本有数のコンサルタント会社だったり技術会社だったり大きな代理店だったり、してもやっぱりそこから具体的な業務が第三者へ委託されるということになってまいるわけです。それらについては契約が成立してから詰めていくということでありますけれども、そのところについてはいえば業者を信じるしかない、契約相手の業者を信じるしかないということになってまいりますけれども、ここについては当然クリンパートナーズ須崎が責任を持つというわけですが、今後においても信頼に足る、具体的にこの技術に携わるところになってまいるわけですから、そのあたりについては確証があるということでしょうか、課長の見解をお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 先ほどお答えいたしましたとおり、契約は第三者委託をする場合には協議がありますので、その中で検証していきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） では、そこはぜひよろしくお願いを申し上げます。

リスク分担を明確にしておくことは非常に重要でございます。そしてまた、これはとても基本的なことです。しかし、契約書には曖昧さを残す言葉が使われがちです。例えば、施設への流入水の量が著しく増加した場合とか水質に著しい変化が生じたときなどでありまして、著しいとはどういった範囲なのかなど問題を引き起こす余地を懸念するところであります。

リスク分担を定める規程で第三者に損害を及ぼした場合、市と運営権者の責任範囲に曖昧さがあり、市が不利な状況でリスクを負うのではないかと受けとめますが、リスク分担は明確になっているのかお聞きをいたします。

そしてまた次に、住民の支払う使用料に関して、市と運営権者が協議できることになっており、使用料の引き上げになるのではないかと6月議会で質問いたしましたところ、課長はそういうことはないと答弁をされました。これに変化はないのか確認をしておきます。

5点目として、運営権者が市職員の派遣を要請した場合には、両者は協議するとなっています。要請があれば派遣することもあり得るのか、この3つの点について、4つかなお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えいたします。

流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化についての御質問であります。この案件が発生した場合、水質事故として県を通じて国土交通省に報告が義務づけられているもので、全国で

は毎年2件から5件ほど発生しております。

国土交通省が毎月公表しております下水道セーフティーネットによりますと、流入量の著しい増加とは道路工事等で道路を掘削中に現場作業員が誤って汚水管を破損し、地下水が汚水管を通じて処理場に流入するような場合であり、流入水質の著しい変化とは工場から誤って大量の油が汚水管に入り処理場に流入したり、研究施設から適正に処理されていない薬品や試薬の廃液等が処理場に流入したり、また医療施設からワクチンの培養液が滅菌処理されずに処理場に流入したりすることです。

本事業のリスク分担につきましては要求水準書にも記載しておりますが、運営事業者に起因する第三者損害は事業者の責任となることが明記されております。また、緊急時におけるリスク管理につきましても、今後策定を進めます運営事業の業務継続計画（BCP）の中で明確化を図ってまいりたいと考えております。

次に使用料金のことですが、6月議会でも答弁しておりますが、下水道料金の引き上げはないものと考えております。

次に、市職員の派遣を要請した場合に派遣するのかという御質問ですが、民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律、通称PFI法第22条第4項でコンセッション事業を円滑に進めるために運営事業開始後、初期の段階において専門的ノウハウを有する公務員を退職派遣できることが規定されており、第22条でその内容を含む契約を締結しなければならないとされております。本運営事業の仮契約におきましても第8条でその内容を規定しておりますが、現時点では市職員の退職派遣要請は受けておりません。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） その点ですが、派遣要請は今受けていないということですが、要請ができると、運営権者のほうができるということになっておって、そういった場合はその両者が協議するというふうになっているわけですが、今後こういうことが実際にあり得るのかどうかお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 答えいたします。

この仮契約時の8条に基づく協議がありましても、限られた人員で業務を行っていることから職員を派遣することは難しいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 本当に須崎市の技術職員が少なくなってきた、そういったような背景からこういったコンセッション方式を採用するわけですし、そういったことから考えても市の職員が行くということは全くおかしいことだし、この項目は本当に削除していいじゃないかというふうに思うところですが、これはどうでしょう、この項目を削除することについてはどうでしょう、課長。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 先ほど御説明いたしましたとおり、法律で入れることとなっておりますので、項目をのけるつもりはありません。

なお、協議になっておりますので実際派遣をするかどうかといえなかなか難しいと、そういうふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 今後において、この項目を削除することをぜひ検討していただきたいというふうに要請しておきます。

次に附帯事業、任意事業の提案が運営権者からされているのかをお聞きをいたします。

もう一つ、現在、公共下水道の加入者のうち、使用料を滞納している世帯があると思います。また、今後も未収になることは考えられます。使用料の徴収は上下水道と一緒に市が運営権者から委託を受けて行うとなっていますが、時効などが来て市が損失を被るようなことはないのかお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

○建設課長（里見浩志君） お答えします。市のホームページで事業提案書の概要版を公表しており、その中にも附帯事業、任意事業の概要が記載されております。例えば、附帯事業として下水道管渠内の空間を研究機関等への貸し出しや、終末処理場の命名権売却、任意事業として、国内外からのDHSシステムの見学者誘致や市内でDHS単体の生産、これは特殊なスポンジを容器に詰める作業になりますが、が提案されております。具体的な提案は、運営事業開始後に提案があると考えております。

続きまして、下水道使用料につきましてですが、下水道の使用料につきましては、供用開始当時から水道課に委託しておりまして、下水道使用料も水道料金の滞納と同様に水道課で毎月取り組んでおり、給水停止措置を行いながら徴収率の向上を図っております。運営事業の開始後も同様に運営事業者及び建設課から水道課に委託を行うことになっておりますことから、現況と変わらないように徴収できると考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 次の項目です。

市とこの業者との契約期間は20年間となっています。しかし、事業期間の延長は市と運営権者両者の協議で合意すれば可能となっており、最長24.5年を超えることはできないとあります。契約期間は実質24.5年と見るべきであります。課長にお聞きしますが、事業開始日から24.5年経過した後も、同一の会社と契約することはあり得るのかをお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

○建設課長（里見浩志君） お答えいたします。

その時点の状況にもよりますが、株式会社クリンパートナーズ須崎との再契約の可能性はある

と考えております。ただ、運営事業の終了までに再度、事業者を公募し、プロポーザル方式により運営事業者を決定することになると考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） いろいろとお聞きをしてみました。コンセッション方式を含む官民連携事業は、民間資金の活用、ノウハウの活用などと言われます。しかし、この事業では民間資金の活用はないと思います。経費削減といいますけれども、机上の計算であります。私は市にとってコンセッション方式でやる特段の有利な理由が見出せないままです。24、5年後も同じ会社が運営するということもあり得るとの答弁でございました。実質、半永久的に1企業に運営を委ねることになるのでしょうか。競争が働かない状態で経費削減になる保障はないと考えます。この議案は産業建設委員会で議論が深められると思いますが、私はこの契約議案には賛成できない旨を述べまして、この質問を終わります。

次、いきます。住民負担の軽減についてであります。国保の問題です。国保の県一化で、国保税の税率をどうするのか、毎年検討しなければならない仕組みになりました。国保税の引き上げをしている自治体がふえて、当市の今後の議論が心配されます。市民の国保税負担は既に限界を超えており、本当にこれ以上引き上げをすべきではありません。固定資産税を国保税の計算から除外する3方式課税へ早期に変更されなければならないと考えます。

また、県は国保運営を担うようになりましたが、県独自の補助金を入れていないと理解をします。県の繰り入れを求めていくべきではないかと考えますが、これらについて市長の御所見をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 当市の国保税算定方式につきましては、平成29年度に国保運営協議会によりまして国保財政運営の安定化などの観点から、現状では4方式が最も適しているとの答申をいただいております。

また、今後の国保税算定方式の再検討の方針につきましては、平成30年度の国保運営協議会におきまして、当面は現行の4方式を採用し、適時に再検討するとの答申をいただいております。須崎市といたしましては、国民皆保険の最後のとりでである国民健康保険が将来にわたり継続的に運営できることが最も重要でありまして、そのためには国保財政の安定化は必須であると考えております。須崎市の現状におきましては、3方式に対しまして比較的景気の動向に影響されにくい4方式のほうが国保税引き上げにもつながりにくいものと考えております。

今後とも、これらを踏まえ、須崎市にとって最も適した算定方式を選択していきたいと考えております。

続きまして、県の関与についてでございます。平成30年度高知県国保特別会計決算での一般会計よりの繰入金については、国からの交付分等を除きまして、県の繰り入れ、法定内繰り入れでございますが、約49億5,000万円となっておりますが、御指摘のとおり、補助金等は含まれてない状況でございます。

須崎市といたしましては、国保財政安定化の観点からも公費の増額は大変重要であると認識しております。平成30年度の制度改正により、県も保険者として国保財政の主体となったわけでございますので、今後におきましては、財政支援を求めていると考えております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） ぜひそのような取り組みをされることを要請しておきます。

次に、軽自動車税の減免拡充についてであります。身体障害者手帳を持っていれば、障害の区分により違いはありますが、申請により軽自動車税が減免になります。普通自動車税は県のほうに申請するということになっていますが、これは市だけでいいですよ、軽自動車税に限って今質問をいたします。

所得税は、障害者手帳を持っていなくても介護認定の証明をつけることで障害者控除が受けられます。要介護3、4、5の認定ともなれば、相当の重度の状態です。親の介護のために座面が低い車に買いかえたなどとお聞きをいたします。要介護認定まで減免対象を拡充して、住民の負担を少しでも軽減するように検討するおつもりはないのか、お聞きをいたします。

また、減免制度の詳細を広報すきさに掲載するなど、住民が知りたい情報をお知らせする工夫も重要ではないかと考えますが、あわせてお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 税務課長。

〔税務課長兼固定資産評価員 北川幸一君登壇〕

○税務課長兼固定資産評価員（北川幸一君） 軽自動車税の身体障害者等に対する減免に関しましては、須崎市税条例で定めており、また県税である自動車税にも同様の減免制度がございます。県にも問い合わせをいたしました。この減免制度は身体障害者等の社会参加を促進するのが主な目的であると聞いております。

御質問の要介護認定者の軽自動車等の減免に関しましては、現在の身体障害者等の減免制度とは趣旨が若干異なるものと思われます。また、県内の10市、近隣自治体、県のほうにも問い合わせをいたしました。実施している自治体はございませんでしたので、現段階では減免対象の拡充は考えておりませんが、今後、状況に変化があれば、その際には検討していきたいと考えております。

また、制度の周知については内容や方法など、よりわかりやすくお知らせできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） こういった減免制度を導入した当初の目的は、社会参加であったかもしれませんが、それは本当に障害者の方々が理解も進んでないいろんな意味での社会進出がしにくい。そういう中で、設けられた制度かもしれません。しかし、今本当に障害者の方も、あるいは高齢になって介護と認定された方も介護保険が65歳になったら障害者の方に対しても介護保険に使いなさいみたいなことで、分けないような変化も出てきているというふうに思います。本当

に障害者手帳というものがなかなかもらえない。そんなところにも今なっております、そういう方々を介護認定を受けた方を在宅で介護されているお宅も一定あるわけですし、そういった方々は本当に車があって、それを使いながら日々の暮らしが成り立っていると、そういうような状況にあるわけですし、住民負担の軽減という角度から、ぜひまたそういった制度の須崎市の導入も検討していただきたいと要請しておきます。

最後に、新保育園、おひさま保育園について質問をいたします。

入所希望の状況も大体つかめてきていると思います。新たな保育園をスタートさせるということは、保育所職員にとっては初めてのことで、加えて大規模な保育園であり、本当に大変で責任が重いことだと推察をいたします。

しかし、入園する園児や保護者の皆さんは不安を抱えつつも新しい園舎であり、期待を膨らませていると思います。不安のない新園がスタートできるよう準備されていると思いますが、職員の配置を含め十分な対応が整いつつあるのかなど、新園スタートに向けての現在の状況をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） お答えします。

来年度の入所につきましては、例年より1カ月前倒しをしまして、入所の受け付けを開始させていただきました。現在、保護者の就労等の状況を点数化しまして、利用調整を行うため申請の集計を行っている状況でございます。

おひさま保育園につきましては、定員を190人としておりまして、現時点においては総数には定員を超えていないものの、低年齢のクラスで定数を超えた場合は他の保育園への入所や求職中や、また育児休業中の方のように利用調整における優先順位が低い場合におきましては、入所をお待ちいただく場合もあるかと思います。

今後、集計が終わり次第、運営する保育協会に須崎市市内全体の園児数をお示しし、保育士の配置数を協議していくことになります。

○議長（大崎宏明君） 課長に申し上げます。申し合わせの時間になりましたので、簡潔にお願いします。

○子ども・子育て支援課長（中山明君） 市内でも190人の定員を持つ保育園はなく、統廃合後の園児や保護者の細やかな対応も必要となるため保育士の配置のあり方も含めまして、保育協会と今後、協議してまいります。

○議長（大崎宏明君） この際、10分間、休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次質問を許します。柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 結の会の柿谷です。よろしくお願いいたします。

さて、早速ですが、細木教育長に質問させていただきます。

先日、高岡地区小中学生科学研究発表会に出席しました。子供たちの研究発表を聞き大変感動しました。土佐市や佐川町の子供たちも参加しており、それぞれがユニークな視点からの研究をしており、とても興味深いものでした。

須崎からは上分小中学校の3人が参加し、すばらしい発表でした。小学校低学年の部では、上分小のT君が「トンボの標本」と題して発表し、高岡地区の代表に選ばれました。高学年の部では、U君が、マイクロプラスチックが通常の生活からどのように発生するかを丁寧に調査し、日常生活を見直さなければならないと思わせられる強烈なメッセージでした。そして、中学生の部では、U・Y君が安和のジンデン池の生物調査を発表しました。

さて、須崎からはこの3人がエントリーしていましたが、このような有意義な発表の場を須崎の小中学校にはどのように知らせているのでしょうか。ある保護者の方は、そんな発表の場があるらあいうて知らなかったと、とても悔しそうでした。

このような機会を多くの子供たちに提供するべきではないかと思うのです。どのような案内が来て、市内の小中学校にどのように働きかけているのかをお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 柿谷議員御紹介の高岡地区小中学生科学研究発表会は、学校の教職員の任意団体であります高知県科学教育研究会の高岡支部で取り組んでいるイベントでございまして、近隣では佐川町、土佐市などが比較的積極的に参加をいたしております。

この研究発表会の御案内は、事務局をしております先生から各学校に案内が来ておりまして、参加についてはそれぞれの学校の判断で個々に決定しているところでございます。

また、御指摘の児童生徒の発表に至った経過につきましては、保護者の方がその関係者と個人的な情報交換の中で機会を得たものだというふうにお聞きをいたしております。そうした経過から、上分小中学校として特に各家庭にはお知らせしていなかったというお話でございます。

なお、この研究発表会は、教育委員会には案内が来ておりませんので、詳細を承知しておりません。このことから、市内の他の学校等へのお知らせはいたしておりません。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） そういう経緯があることがわかりました。

さて、土佐市や佐川町では、市内、町内での発表大会があつて、その代表者が高岡地区発表大会への代表になるそうです。須崎市でもそのような機会を設けて、子供たちの精魂込めた調査・研究の発表の場を提供してあげることが大事だと思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。今後そのような計画を立てるお考えはありませんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 御指摘の発表会の取り組みにつきましては、教育委員会が学校に指示をして実施をするという方法もあろうかと思いますが、今、教育現場におきましては、働き方改革を含めまして、業務の削減、見直しに努めているところでございまして、市の教育委員会といたしましても、これまで実施してきた行事等の取りやめというような努力もいたしておる中でございますので、各学校と校長先生方と協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ぜひ先生方大変なことは承知しております。そういう中で、いろんな改革をなさって、行事も縮小しておられる、そういう状況も存じておりますが、子供たちが本当に長い期間、一生懸命調査をして発表していく、そういう場をぜひつくってあげたいと思います。ぜひ校長先生方と協議をしていただいて、須崎でもそのような子供たちの研究発表の場をつくっていただきたいと思います。

さて、中学生の部では、U・Y君が安和のジンデン池の生物調査をして研究発表をしていました。4月から9月までの6カ月間の調査であり、ジンデン池がいかに豊かな生物多様性のある素晴らしい環境であるかを淡々と教えてくれました。まさに、トンボ博士という雰囲気でありました。結果、トンボの種類が38種、694匹、この調査の発表の後、もう1匹新しい種類を見つけたそうです。39種類。ほかに26種類の生物を確認しています。もう一度言います、トンボの種類が38種、ほかに26種類の生物、そのうち絶滅危惧種が2つ、準絶滅危惧種が4つ、注目種が2つ、生息しているそうです。よくまあ根気よく調べたものだと感じました。

そして、この池には外来種の生物が一つもなかったと発表していました。何と豊かな生態系の場所だろうと思いました。この池は、須崎市の宝物ではないかと思います。このU・Y君の発表について教育長はどのように思われていることでしょうか、御所見をお聞かせいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 御紹介していただきました上分中学生につきましては、小学生のころよりトンボの調査研究や標本づくりに熱心に取り組み、その活動が高く評価され、新聞やテレビなどに紹介されるというような少年でございます。そうした意味で大変注目をいたしておりました。

今回、お聞きしますと、その研究の動機は、昨年の西日本豪雨による被害から決壊のおそれがある全国の放棄されたため池をなくすということが国の施策として決定され、その一つに安和地区のジンデン池が対象になっているということを知ったことだそうございまして、彼は以前、この池でトンボの採集をしたことがあったことから、ぜひこの池の生き物の調査をしたいということで、その調査が始まったというふうにお聞きをいたしております。

そうした経過を経まして、今までほとんど知られていなかったこの池の生物、特にトンボでございしますが、その生態を調べるのが池の存続を考える一つの指標になるのではないかと考え、本年4月から調査を開始し、その結果を10月に佐川町で開催された科学研究発表会で発表したということでございます。

調査結果からは、この池が大変貴重なものであるということが示されたというふうにお聞きを

いたしております。また、全国の河川や湖沼では、外来種をたくさん繁殖しておりまして、在来種が危機にさらされているという中、この池では外来種がいなかったということも報告をされていきました。

彼のこの発表を知りまして、大人でもなかなか難しい地道な調査、研究を十分時間をかけて、さらに分類や考察を時間をかけて丁寧に行っていることに大変感銘を受けたところでございます。

なお、PRでございますけども、この生徒と彼の学級担任であります美術の教員と、それから同じクラスにおります大変イラストの堪能な女子生徒という3人が、今回、来年の3月21日から29日まででございますけども、まちかどギャラリーで3人展を行うということにいたしておると聞いております。美術の教員は大変ユニークな漫画を得意とする教員でございますけども、大変ユニークな作品をつくっておりますので、このトンボの研究あるいは女子生徒のイラスト、あわせてお楽しみいただけたらというふうに思っておりますので、御案内させていただきます。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 3人展の話、初めて聞きました。とってもうれしく思います。ぜひ私も行ってみたいと思います。いろんな機会を通して、この須崎の宝物が評価されて、これを発展させる、生かしていく、その方向に進んでほしいと願っております。

さて、このような環境は環境教育に最適な場所だと思います。聞くとところによりますと、須崎市にはこのような場所はほかにはないそうです。須崎は自然が豊かで、そんな場所はほかにもありそうですが、これほど生物多様性の豊かなところはないそうです。本やテレビやDVDなどだけではなく、実物を見て体験できる絶好の場所です。今後の環境教育にこの池を活用していくことができると思います。そういう面で、教育長の御所見をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 環境学習という側面からこの池の大切さということを御指摘いただきました。私たちの身近な自然環境に関心を持ち、それを知ることは今求められております環境を守るライフスタイルを考える上でも大変重要な契機になるというふうにも考えておりますし、自分のふるさとに誇りを持ち、愛着を持つことができる子供たちの育成という学校教育の重要な目標の一つの手段であるというふうにも考えております。そうした意味で、この池というものが価値を持つものであるというふうに認識をいたしております。

ただ、先ほどきっかけのところで御紹介もしましたけども、防災という課題もあるというふうに聞いておりますので、そうした多角的な観点から対応すべき課題でもあるというふうにも考えております。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 須崎市教育振興基本計画、その冒頭に、須崎市は、日本で最後に目撃されたニホンカワウソを市のシンボルとし、市民憲章に、「のこそう かわうそのまち すさき」を掲げ、美しい自然を守る環境保護に努めています。教育行政においても、それぞれの地域の特色を生か

しつつ、自然、文化、人とのかかわりを大切にし、人間尊重の精神に基づき、心身ともに健全で生涯にわたり学び続け、郷土を愛し、未来に夢や希望の持てる人づくりを目指してまいりましたとうたいあげています。

しかし、基本計画の中を丁寧に読んでいきますと、美しい自然を守る環境保護に努めるという具体的な計画や取り組みは見当たりません。辛うじて文化財の保護・保存に努め、郷土の財産としての意識の醸成を図りますという一文があるだけです。

ジンデン池は、文化財として指定されてはいませんが、これから先に貴重な重要な文化財になるべき場所になるのではないのでしょうか。文化財を保護し、保存に努める郷土の財産とするべきではないかと思いませんか。このジンデン池は、教育振興基本計画を具現化する絶好の材料だと思います。教育長の御所見をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 御指摘の市民憲章の「のこそう かろうそのまち すさき」というスローガンについて御指摘ありましたけども、これには続きがございまして、「ゆめときぼうのあふれるまち すさき」「ここるところをむすびあうまち すさき」と3つのスローガンで三位一体のまちづくりの方向性を示すものでございます。そのいずれもが、須崎市の大事な目標となるものだというふうに認識をいたしております。そうした意味からも、柿谷議員の御指摘というのは、その大事な構成要素の一つであるというふうに認識をいたしております。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） この基本計画について、再度お聞きいたします。私は最後のところで、このジンデン池は教育振興基本計画を具現化する絶好の材料だと思います。この基本計画、見事な文章をうたい上げておりますけども、この目指すところを具体化していく、実際に取り組んでいく、目に見える形にしていく、そういう絶好の材料だと思うんですけども、その点について再度お聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 御指摘の点は理解できますけども、環境教育であれ、ふるさと教育であれ、そういうものはさまざまな教科の中でそれぞれの分野、それぞれの発達段階において学習するものでございますので、その池のみを教育行政方針の具現化の一部という捉え方については、なかなか賛成いたしかねるところでございます。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 教育振興基本計画の中にこのような生態系保護に関する項目がないことを大変失望いたしました。基本計画、とつてもすばらしいものでありますから、これを具体的に形にしていく、そういう材料が一つあらわれた、そういう形で取り組んで受け取っていただきたいと思うものです。

さて、続いて、楠瀬市長にお聞きいたします。

私は、U・Y君の研究発表を聞くまで、ジンデン池の存在を知りませんでした。聞くところによると、須崎市のため池はここだけだそうです。国のため池に関するさまざまな法的な定めをインターネットで調べてみましても、農業用水としてだけでなく、ため池が生物多様性の環境としての意義を国も理解していることがわかります。

その指摘のとおりジンデン池は38種類のトンボ、その後もう1種類見つかりまして39種類のトンボ、26種類の生物が確認されています。しかも、絶滅危惧種Ⅱ類、キトンボ、これは高知県ではジンデン池を入れて3カ所しか存在していないそうです。絶滅危惧種Ⅰ類のミナミメダカが確認されて、準絶滅危惧種はカトリヤンマ、マルタンヤンマ、モノサシトンボ、ミスジトンボの4種類、注目種としてニホンイシガメ、アカハライモリがいるそうです。さらに、外来生物が一つも確認されなかったと発表していました。本当に根気よく、すごい調査をしたものだと感心しました。この池は、須崎市の宝物ではないでしょうか。

また、安和の人たちは、この池のことをよく知っており、この池の保存を強く願っていることを聞いています。四万十市のトンボ王国の杉村さんは、ジンデン池の生物多様性の貴重かつ重要性を強調されています。彼は須崎市における生物多様性の最後のとりでだと思いますと言っていました。

須崎市は、四国自然史科学研究センターの所長であった谷地森さんにジンデン池を見てもらったの意見をお聞きされたと聞いています。谷地森さんも杉村さんの意見に同感であると聞いております。また、U・Y君たちを指導されておられる市内在住の西川裕文先生も、30年も前からジンデン池で子供たちを昆虫採集の絶好の場としてよく連れていっておられ、その重要性を知っておられました。須崎のこんなお宝が一人の中学生によって発見され、具体的な調査が発表されました。このことについて市長の御所見をお聞きしたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、上分中の生徒さんの活躍につきましては、先ほど御紹介をいただいたところでございますが、ジンデン池に生息するトンボなどの生態調査や標本づくり、そして科学研究会での発表など素晴らしい取り組みに対し、大変感銘を受けておるところでございます。また、その方の生き物を守っていききたいという気持ちも十分伝わってまいりました。

そして、これまで彼の功績によりまして、先ほど柿谷議員から御紹介のありました絶滅危惧種も含めた38種類ものトンボが生息しておることが判明したところでございます。そうしたことから本市の豊かな自然を次世代へ残していくためにも、野生生物の適切な保全や種の多様性を維持していくことは重要であり、ジンデン池のような貴重な環境は可能な限り保全に努めるべきであると考えておる次第でございます。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 今議会に市議案第60号の須崎市総合計画の基本構想が提出されました。

その第3部、基本計画の4、生活環境の整備の中で、5番目、自然環境の保全の項目がありまし

た。現状や課題として、本市は新莊川に代表される美しい川や太平洋に面した美しいリアス式海岸など豊かな自然と心安らぐ自然環境を有しており、こうした自然環境を大切にし、次世代へ引き継ぐためにも環境保全に対する取り組みの強化と住民意識の高揚を図ることが重要だとあります。

続いて、方針として、清流新莊川をはじめとする豊かな自然環境の保全に向けて、住民、事業者、行政などが一体となって、きめ細やかな環境保全活動を推進しますとうたい上げています。まさに、ジンデン池は須崎市の誇りとなる豊かな自然と心安らぐ自然環境そのものです。ジンデン池の保全は、須崎市総合計画の方針を実現するにふさわしい取り組みとなると思います。

安和の人たちは、あのジンデン池のすばらしさを知っており、後世まで残したいと願っていると聞いています。総合計画の中に繰り返し言われている市民との協働のまちづくり、それが実施される絶好の機会となると思います。須崎市の宝であるこのジンデン池を環境教育、ビオトープの場所として将来構想に取り組み、やがては四万十市のトンボ王国のような須崎市の観光の目玉となる可能性も秘めていると思います。須崎市総合計画基本構想とのかかわりで、市長の御所見をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 近年、国内におきましては、人為的に多様な生物的環境を創造する目的でビオトープを整備し、そうしたビオトープを環境教育や観光資源として活用されている事例が多々見受けられているところでございます。ただ、ジンデン池につきましては、これまでに地元住民以外では余り池の存在を知られておらず、池への出入りする人がいなかったことで手つかずの自然がそのまま残り、希少生物の維持につながっていたことも考えられますし、特に絶滅危惧種につきましては、地形や気候、水質など厳密な環境条件のもとにあって生態系をなすものでございます。

そうしたことから四万十市のトンボ王国のように人手による生態系の維持が可能かどうか。また、昨年の西日本豪雨で各地のため池が決壊したことから、ため池として防災上の課題もございます。したがって、ビオトープとして整備していくためには前段で申し上げたようなクリアしなければならない条件が多々ございますので、なお、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ぜひ検討していただいて、これを生かしていく、これをもって本当に須崎が貴重な自然環境にあふれたまちであるということが四国中に、全国に知られていく、この昆虫大好きな人たちが全国からやってくる、そういう場所になってほしいと願うものです。

続いて、楠瀬農林水産課長にお聞きします。

須崎市は、国が出したため池の廃止の方針に従って、ジンデン池の廃止について申請を出したとお聞きしています。最近の豪雨被害により、ため池の危険性がクローズアップされており、多くの人々の命と財産を奪うことへの対策はとられなければなりません。しかし、ため池といって

もそれぞれ違う環境や状況があります。その違いに配慮のない一律なやり方はいかなるものでしょうか。

1 人の中学生の調査がなかったら、あの池がこれほど生物多様性を有する貴重なものであることに気づかずに事業を進めてしまったかもしれません。これからの取り組みはどのようになされるのでしょうか。農林水産課長にお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） お答えします。

市長、教育長からの答弁でも触れられていましたが、近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用のため池が被災するケースが発生しており、昨年7月の西日本豪雨では2府4県において32カ所のため池が決壊し、周辺地域に大きな被害をもたらしました。このような災害に対して、国はため池の下流に人家や公共施設等があり、かつ貯水量の大きいため池を防災重点ため池と位置づけ、施設機能の適切な維持、補強など、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が本年7月に施行され、ガイドラインも示されたところであります。

議員御質問の安和ジンデン池につきましても、この防災重点ため池に該当する規模であり、何らかの対策を講じる必要がございます。現在、安和ジンデン池では、農業用ため池としての利水実績がございませんので、廃止の方向性を持っているところではありますが、今後、地元、池周辺地権者等の意向を踏まえ、希少生物の保護に配慮できる工法等につきまして国、県と協議してまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） これから国や県と相談していかれるということですが、この申請を取り下げていただけるかと思っておりますので、少し残念な気がしております。質問はこれで終わろうと思っておりますが、もう少しお聞きいたします。

環境保全課に生物、例えばトンボが40種類いたら工事をする前に、その生態系の調査をしなければならない。調査をしてから確認して工事をしなければならない、そういう法律があると聞きましたが、調べていただけないかと、インターネットで私はいろいろ調べましたが、そういう確かな条例や法律を見つけることができませんでした。1点は、そういう生物多様性の場所を工事に当たっての必要事項、もう1点、このため池の廃止について国のガイドラインの中に、そこに道がついておたらそれは対象から外れるということがあったと聞いております。あそこには、安和の人々が利用している道が、それこそあの池の水が排出される場所に道が通っております。それでもなお、工事の対象となるのでしょうか。この2点から、再度お聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さんに申し上げます。どちらの方に答弁を願いますか。

○7番（柿谷悟君） 農林水産課長にお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 柿谷議員さん御質問の工事の工法につきましては、再度確認をして

から調整してまいりたいというふうに考えておりますので、引き続いて国、県と協議をさせていただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 私はこのジンデン池が本当に須崎の宝だと強く感じております。これを生かすも殺すもこの議会や行政次第であると思います。これを本当に生かしていくときに、須崎の子供たちが健全に育ち、このまちが魅力あるまちになっていく一つの大きな材料、ダイヤモンドの原石であるように思います。ぜひ建設的な生産的な視点で対応をお願いしたいと思います。

続きまして、テニスコートについて西田生涯学習課長にお聞きいたします。

昨日の吉野議員の質問にありましたが、須崎市に硬式用テニスコートをつくってほしいとの署名活動があり、須崎高校跡地での使用が可能になりました。しかし、高校生の使用が優先されるために、なかなか利用がままならない状態です。私の質問とは別に署名運動した方々、彼らによると、須崎市が将来には適当な場所に専用のコートをつくる努力をすると、そういう方針をお伺いした。私は聞いてないんですが、彼らにはそのようにお話しなされたということですが、この硬式用テニスコートの造成する計画、その後の進展はどのようになっているのでしょうか。生涯学習課長にお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） テニスコートの整備につきましては、本年2月13日に須崎テニスクラブ様から全天候オムニコートの整備を求める陳情書として709人分の署名をつけて受け取ったものです。その後、2月19日に、須崎テニスクラブ様へ市長名で、スポーツ施設の整備を図ることは市民の生涯スポーツへの取り組みを進めるために大変重要であり、テニスコートの整備もそのうちの一つであります。今回、テニスコートの整備のため709人にも及ぶ署名とともに陳情書をいただきましたことに、市民の皆様の熱い思いを受けとめております。御要望いただきましたテニスコートの整備は、場所及び財源の確保が必要でありますので検討してまいりますと回答しております。

その後、高知県とも協議し、須崎高校のテニスコートを使用できることとなっております。新たな全天候オムニコートの整備につきましては、須崎テニスクラブ様への回答のとおり、場所及び財源の確保が必要でありますので、今後の検討課題とさせていただきたいです。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） いろいろ大変だと思いますけれども、非常に要望の強い、また市民の健康管理、生き生きとしてこのまちの魅力をもって生き生きとしたまちづくりのためにも、ぜひまず、このテニスコートの造成から取り組んでいただきたいと思います。

さて、ゆるキャラしんじょう君についてお聞きいたします。

しんじょう君の活躍は須崎市にとって多方面の貢献があることは誰もが認めるところです。この評判に便乗してのクリーブラッツ社のちいたん☆の存在には頭を抱える状態となっています。

現在の裁判の状況をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩します。

午後 3時03分 休憩

午後 3時04分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） この件に関しましては、皆様方に変御心配をおかけいたしております。

クリーブラッツ社に対します仮処分申立事件につきましては、東京地方裁判所におきまして、令和元年9月20日付で却下の決定が下されましたことから、議員の皆様にご報告の上、当方弁護士とも協議の結果、10月2日に知的財産高等裁判所に対して抗告手続を行ったところでございます。

現在は、知財高裁におきまして、当方からの抗告理由書、また相手側からの抗告審答弁書等について審理がなされておる状況でございまして、今後の日程等につきましては、まだ決定していない状況となっております。

なお、今後におきまして、御報告すべき状況等変化がございましたら、議会や市民の皆様に適宜公表してまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 本当にこの裁判を起こしてすぐに片がつくと思っておりましてけれども、なかなか引き下がらない、頭の痛い状況になってしまいました。

さて、このような裁判の中、須崎市の代表的な観光の場所、道の駅でちいたん☆グッズが販売されていることには非常な違和感を感じるものです。

先日、私はある方にお土産としてしんじょう君のクッキーを買ってキーホルダーを買って、そしてついでにぬいぐるみも買っていかうかとレジに向かいますときに、あれ、ちょっと違うなあと思って、新製品かなあと思ってよく見ましたらちいたん☆でした。道の駅に入って直ぐそこにあったんですね。本当に、もうちょっとであれを買ってしまうところでありました。まさかあそこにそのような商品があるとは思っていませんでしたので、とっても違和感を感じました。

須崎市の多額な税金が投入されている第三セクターの施設で、裁判相手のグッズが販売されているのはどのような理由があるのでしょうか。基本的な質問ですけれども、西森元気創造課長にお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 議員より御質問いただきましたので、早速、道の駅へ出向き確認をいたしましたところ、テナントとして入店しておる1店舗におきまして、御指摘のキャラクタ

一商品が販売されていることを確認いたしております。

このキャラクターとしんじょう君との間では著作権侵害行為、不正競争行為、商標権侵害行為に関する係争中であり、その結果を踏まえながら適切な対応を図るべきものと考えております。

心情的には柿谷議員と共通した部分を持っております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 済みません、今のお答えがちょっと理解できなかったんですが、そこで販売されているのはどのような理由があるんでしょうか。

第三セクターのところで裁判相手のそのキャラクターがそこにあるということは、それをとめることはできない理由があるんだと思うんですけども、その辺、市民にもわかりやすく回答いただけないでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 道の駅でちいたん☆のぬいぐるみが販売されておる理由でございますが、そこに入っておるテナントがテナントの資金で幾ばくか制作して、それを販売してそこは利益を得ておる目的でそのちいたん☆のぬいぐるみを作成したということでございまして、普通の商行為の中の一つなんですけども、それが今、あそこにあるのはまだ全部、売れてないので残っておると。

我々としても、それは非常におかしいのではないかとということで、普通、テナントで須崎市の施設に入っておるわけございまして、普通の経営者であれば判断して撤去するなりするはずでございまして、まだ売り続けておると。

しかしながら、市役所が現段階でそれをやめてくれという法的根拠は何もないと。今回の係争仮処分が、須崎市側の主張が通って仮処分決定が著作権侵害しておるという段階に至れば、正式に撤去要請、撤去してくれということが打ち出せるという状況になるということでございます。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） よくわかりました。法的にそれをやめてくれという根拠はないということですね。

大変な御労苦がありますけれども、頑張ってくださいと思います。

最後にいたしまして、國澤企画政策課長にお聞きしたいと思います。

12月号の広報に、「巡航船に乗って鳴無神社に初詣に行きませんか」との記事を掲載しています。初詣というのは純然たる宗教行事です。憲法に定められている政教分離の原則を余りにも軽々しく犯すものではないでしょうか。信教の自由が憲法で認められ、それぞれの信仰が保護されています。それぞれの信仰は尊重されなければなりません。

しかし、それとともに政教分離の原則は神経質に守られなければなりません。先の戦争の反省を忘れてはなりません。

つい先ほど、大嘗祭が純然たる宗教行事であるにもかかわらず堂々と２９億円もの経費を費やして行われました。皇室からも異論が出るほどの明らかな憲法違反です。国がほおかぶりをして堂々と憲法を犯すように、須崎市も無神経に政教分離の原則を犯すのを黙っていることはできません。

１点は、広報で初詣を呼びかける問題ですが、もう一つ、大嘗祭に国の経費が使われたように、この初詣を呼びかけていく中で、巡航船を使用していくその職員の働き、そして、そこに経費が生じてくる。

もう一つの問題点は、巡航船を使用することです。赤字ながらもその必要から税金を投入して継続運行している公の巡航船を一宗教のためにあからさまに使用するのはいくらにも無神経な国の最高法規を軽んじる行為ではないでしょうか。

企画政策課長にお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） 国指定の重要文化財である鳴無神社は、本市の大きな観光資源の一つでもあり、市内外から多くの方が訪れております。また近年、初詣に訪れる方が大変、多く、周辺地域の狭隘な道路では毎年、大きな渋滞が発生しており、地域生活にも支障が出ている状況とお聞きしております。

このような中、地域からの要望も受け、観光や地域振興の側面、また周辺道路での渋滞緩和に向け、地域の公共交通としての役割を果たすものであり、特定の活動に便宜を図っているものではありません。

また、市営巡航船は国・県の補助を受け運航しており、その補助対象事業として認めていただくために毎年、地域の公共交通会議を開催し、運航計画の承認をいただいております。

その中で、利用者の減少に伴う収入減が続いていることから、定期航路以外での活用、貸し切り運航など観光面での収入増に向けた取り組みが求められており、このたびの運航についてもその取り組みの一環であり、前段でお答えしましたとおり地域公共交通として運航するものでございます。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔７番 柿谷悟君登壇〕

○７番（柿谷悟君） 鳴無神社が重要文化財であることは承知しております。また、その信仰も尊重されなければならないものだと思います。

私が問題にしてるのは、広報で「初詣に行きませんか」と書いてることが問題だと思うからです。巡航船が運航しておりますというお知らせ、広報でいいわけです。「初詣に」と、この宗教行事に触れてしまったら、政教分離にかかわってしまうということです。

その点、いかがでしょうか。企画政策課長にお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） 先ほどの御答弁でも申し上げましたとおり、地域の要望を受けて運

航するものであります。これを単に広報の周知とか初詣に行くためのことを書かなければ、この地域の要望に応えることにはならない。参拝客の方がそれを知らないまま行くということは、地域の要望に応えることではないと、そういう観点から広報に記載をしたわけでございます。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 広報に「元旦も巡航船は運行しております」と、書けばいいのであって、「初詣に」と書いてはまずいんじゃないでしょうか。政教分離、憲法というものを意識して、もう少し細やかな配慮、神経を使わなければならないんじゃないですかと、問うております。

再度、お聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時19分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） 「初詣に行きませんか」と書いておりますけれど、特定の団体に対する、例えば、宗教色の強い表現はしていないと考えております。

○議長（大崎宏明君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ちょっと、特定の宗教でない。鳴無神社というのは、宗教法人じゃないんですか。初詣は宗教行為じゃないんですか。ちょっと今の答弁は異議を、おかしいと思いますが、どうしたらいいんでしょうねえ。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時26分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） この臨時運航につきましては、地域公共交通として住民の方が行く手段として提供しているものでございます。

○議長（大崎宏明君） 以上で、一般質問を終結いたします。

日程第2 市議案第44号

○議長（大崎宏明君） 日程第2、市議案第44号須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第44号は、総務委員会に付託いたします。

日程第3 市議案第45号

○議長（大崎宏明君） 日程第3、市議案第45号須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第45号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第4 市議案第46号

○議長（大崎宏明君） 日程第4、市議案第46号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第46号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第5 市議案第47号

○議長（大崎宏明君） 日程第5、市議案第47号須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

△質 疑

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） この議案は、退官自衛官を配置をしたいというような説明がありました。いろんな職種の方々が考えられると思いますけれども、なぜこの退官自衛官の方を配置しようとするのか、防災等々いろいろ御説明はございましたけれども、ほかの職種の方については、いろいろと議論がないままでこういう結論になったのか。

それと、第7条が給与の特例ということになっていまして、18ページにその給与表がございます。これの号級がいろいろ1から5号級まであるわけですが、これをどこをどういう基準で該当させようとするのか、そういった詳細をお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 初めに、職種の問題でございますが、やはりこれは行政改革大綱の中で、退官自衛官等々の防災に特化した職員を配置するということになっておりましたので、まずはその方を任用することにつきまして、この条例を策定するものです。

その他にも、弁護士でありますとか大学の教授などそういう方々の専門的な知識経験、またはすぐれた見識を有する方を任用する必要がある場合にも、速やかに任用することができるように、今回定めるものでございます。

それと、この給与の特例につきましては、第2条第1項の規定によるということにしておりまして、第2条第1項の高度の専門的な知識経験またはすぐれた見識を有する者というのが特定任期付職員ということになりまして、今回、採用を予定しております退官自衛官につきましては、通常の任期付職員ということで、大変、高度な方を任用する場合には別表の号級の中で取り決めをしていくということですが、それ以外の方につきましては通常の給与表を適用していきますので、最高6級の条件であります、41万円程度以内の中で給与を前歴換算、それから職務の最終経歴等、勘案しながら決定していくということになっております。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 今回、採用した場合に、任期は何年くらいというふうになっておりますでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） おおむね3年から5年を予定することとしておりますが、最初は3年くらいになろうかと思いますが、1年ずつの更新ということになっております。

○議長（大崎宏明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） これにて質疑は終結いたします。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第47号は、総務委員会に付託いた

します。

日程第6 市議案第48号

○議長（大崎宏明君） 日程第6、市議案第48号須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第48号は、総務委員会に付託いたします。

日程第7 市議案第49号

○議長（大崎宏明君） 日程第7、市議案第49号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第49号は、総務委員会に付託いたします。

日程第8 市議案第50号

○議長（大崎宏明君） 日程第8、市議案第50号須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第50号は、総務委員会に付託いたします。

日程第9 市議案第51号

○議長（大崎宏明君） 日程第 9、市議案第 5 1 号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第 5 1 号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第 1 0 市議案第 5 2 号

○議長（大崎宏明君） 日程第 1 0、市議案第 5 2 号令和元年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第 5 2 号は、総務委員会に付託いたします。

日程第 1 1 市議案第 5 3 号

○議長（大崎宏明君） 日程第 1 1、市議案第 5 3 号令和元年度須崎市スクールバス特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第 5 3 号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第 1 2 市議案第 5 4 号

○議長（大崎宏明君） 日程第 1 2、市議案第 5 4 号令和元年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第５４号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第１３ 市議案第５５号

○議長（大崎宏明君） 日程第１３、市議案第５５号令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第５５号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第１４ 市議案第５６号

○議長（大崎宏明君） 日程第１４、市議案第５６号令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第５６号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第１５ 市議案第５７号

○議長（大崎宏明君） 日程第１５、市議案第５７号令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第５７号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第１６ 市議案第５８号

○議長（大崎宏明君） 日程第１６、市議案第５８号令和元年度須崎市水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第５８号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第１７ 市議案第５９号

○議長（大崎宏明君） 日程第１７、市議案第５９号公共施設等運営権の設定についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第５９号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第１８ 市議案第６０号

○議長（大崎宏明君） 日程第１８、市議案第６０号須崎市総合計画の基本構想の策定についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第６０号は、総務委員会に付託いたします。

日程第１９ 市議案第６１号

○議長（大崎宏明君） 日程第１９、市議案第６１号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題

といたします。

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。本案は、先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よつて、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△採 決

○議長（大崎宏明君） これより、市議案第61号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よつて、市議案第61号は、原案に同意することに決しました。

日程第20 市議案第62号

○議長（大崎宏明君） 日程第20、市議案第62号監査委員の選任についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。本案は、先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よつて、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△採 決

○議長（大崎宏明君） これより、市議案第62号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よつて、市議案第62号は、原案に同意することに決しました。

日程第21 陳情の付託

○議長（大崎宏明君） 日程第21、陳情の付託を行います。

今回、受理いたしました陳情第13号から第14号まで、以上2件につきまして、お手元にお配りいたしております文書表記載のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、先に付託いたしました議案とともに御審査の上、来る12月19日の本会議に御報告できますようお願いいたします。

○議長（大崎宏明君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。あす１２日から１２月１８日までは委員会審査等のため休会し、１２月１９日に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

１２月１９日の議事日程は、議案並びに陳情の審議であります。開議時刻は午前１０時。
本日は、これにて散会いたします。

午後 ３時３９分 散会

令和元年第４５９回須崎市議会１２月定例会陳情文書表

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者 住 所・氏 名	付 託 委員会
13	(令和) 元. 9. 11	加齢性難聴者の補聴器購入に 対する公的補助制度の創設を 求める意見書採択を求める陳 情書	高知市丸ノ内２－１－１０ 高知城ホール３Ｆ 全日本年金者組合高知県本部 責任者 小橋 則通	教育民生 委員会
14	(令和) 元. 10. 31	すべての子どもによりよい幼 児教育・保育の無償化の実現を 求める意見書の提出を求める 陳情書	高知市升形４－２８ ダイアパレス升形１０２ 高知自治労連内 保育の公的保障の拡充を求め る大運動高知県実行委員会 会長 田中 きよむ	教育民生 委員会

第459回須崎市議会12月定例会会議録

議事日程

令和元年12月19日（木曜日）午前10時開議

- 第 1. 市議案第44号 須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について
市議案第45号 須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第46号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
市議案第47号 須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
市議案第48号 須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
市議案第49号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
市議案第50号 須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
市議案第51号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）について
市議案第52号 令和元年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第1号）について
市議案第53号 令和元年度須崎市スクールバス特別会計補正予算（第1号）について
市議案第54号 令和元年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
市議案第55号 令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
市議案第56号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
市議案第57号 令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
市議案第58号 令和元年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）について
市議案第59号 公共施設等運営権の設定について
市議案第60号 須崎市総合計画の基本構想の策定について
陳 情第13号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択を求める陳情書
陳 情第14号 すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書
- 第 2. 議会議案第8号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について
議会議案第9号 すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出について
- 第 3. 須崎市選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第 4. 閉会中の事務調査について

本日の会議に付した事件
日程第1から日程第4まで

出席議員

1 番 吉野 寛招君	2 番 佐々木 學君
3 番 西村 泰一君	4 番 大崎 稔君
5 番 西山 慶君	6 番 松田 健君
7 番 柿谷 悟君	8 番 高橋 祐平君
9 番 土居 信一君	10 番 高橋 立一君
11 番 海地 雅弘君	12 番 宮田 志野君
13 番 豊島美代子君	14 番 森田 收三君
15 番 大崎 宏明君	

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 横畠 浩治君
会計管理者兼会計課長 中谷 卓也君	総 務 課 長 梅原健一郎君
企 画 政 策 課 長 國澤 豊君	プロジェクト推進室長 奥田 史雄君
元 気 創 造 課 長 西森 茂幸君	人権交流センター所長 久万 敏幸君
地 震 ・ 防 災 課 長 岡本 憲仁君	税務課長兼固定資産評価員 北川 幸一君
市 民 課 長 馬場 砂織君	長 寿 介 護 課 長 吉本加津代君
健 康 推 進 課 長 森光 澄夫君	環 境 保 全 課 長 嶋崎 貴寿君
農 林 水 産 課 長 楠瀬 晃君	建 設 課 長 里見 浩志君
住 宅 ・ 建 築 課 長 小野修一郎君	福 祉 事 務 所 長 井上 幸一君
水 道 課 長 宮本 文彦君	教 育 長 細木 忠憲君
学 校 教 育 課 長 北川 洋子君	生 涯 学 習 課 長 西田 功君
海洋スポーツパーク構想推進監 高橋 孝典君	子ども・子育て支援課長 中山 明君

事務局職員出席者

局 長 小野 昌司君	次 長 池田知佐子君
主 監 濱田 尚己君	

午前10時 開議

○議長（大崎宏明君） これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日、市長より地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしております。また、本日、議員より議会議案第8号から第9号までの2議案の提出がありましたので、それぞれその写しをお手元にお配りいたしております。

（議会議案第8号）

令和元年12月19日

須崎市議会議員 大崎 宏明 様

提出者	須崎市議会議員	土居 信一
賛成者	須崎市議会議員	西山 慶
〃	〃	佐々木 學
〃	〃	西村 泰一
〃	〃	大崎 稔
〃	〃	柿谷 悟
〃	〃	宮田 志野
〃	〃	森田 收三

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について

（議会議案第9号）

令和元年12月19日

須崎市議会議員 大崎 宏明 様

提出者	須崎市議会議員	土居 信一
賛成者	須崎市議会議員	西山 慶
〃	〃	西村 泰一
〃	〃	大崎 稔
〃	〃	柿谷 悟
〃	〃	宮田 志野
〃	〃	森田 收三

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出について

日程第１ 市議案第４４号から第６０号、陳情第１３号、１４号

○議長（大崎宏明君） 日程第１、市議案第４４号から第６０号までの１７議案及び今議会付託されました陳情第１３号及び第１４号の陳情２件、これら１９件の議案及び陳情を一括議題といたします。

△委員長報告

○議長（大崎宏明君） これより順次委員長の報告を求めます。総務委員会委員長、海地雅弘さん。

令和元年１２月１３日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

総務委員長 海地 雅弘

委員会審査報告書

本委員会に付託事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

市議案第４４号	須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第４７号	須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	原案可決
市議案第４８号	須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	原案可決
市議案第４９号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決
市議案第５０号	須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第５１号	令和元年度須崎市一般会計補正予算（第４号）について《分割》	原案可決
市議案第５２号	令和元年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決
市議案第６０号	須崎市総合計画の基本構想の策定について	原案可決

〔総務委員会委員長 海地雅弘君登壇〕

○総務委員会委員長（海地雅弘君） おはようございます。

今議会、総務委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

市議案第４４号須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例についてにつきまして、執行部から説明を受け、審査を進めました。

質疑では、委員から部落差別の解消の推進に関する法律が大変問題のある法律だと認識している。今の条例の基本理念で問題ないとするが、この文言を加える必要性について質問がされました。

執行部からは、国において、あらゆる人権問題を解消する法律が出され、この差別解消３法につきましては、国及び地方自治体の責務が触れられており、条例に書き加えることを提案したと

答弁がありました。

審査の中で、委員から、部落差別の解消の推進に関する法律そのものに反対していること。また、条例が制定されてから特に問題もない中で国の動きにより条例が改正されるのは、取り組み自体が矛盾したものになり、部落解放から遠のいていくという観点から反対するという意見が出されました。挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第47号須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてにつきまして、執行部から説明を受け、審査を進めました。

質疑では、委員から任期付職員の任期や目的、また、今回の採用予定者の詳細についてなどの質問がされました。

執行部から、地震・防災課に（仮称）危機管理監として配置を予定していることなどの答弁があり、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして市議案第48号須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、市議案第49号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について、市議案第50号須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、市議案第51号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）についてのうち当委員会付託分、市議案第52号令和元年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第1号）についての5議案につきましては、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第60号須崎市総合計画の基本構想の策定についてにつきまして、執行部から説明を受け、審査を進めました。

質疑において、委員から、健康で明るい暮らしができるまちの中の産学官連携事業について、移住定住の促進について、海洋スポーツパーク構想の推進について、計画策定に当たってのヒアリング調査結果について、自然環境の保全についてなどの項目について質問が出され、執行部から答弁を受けました。

審査の中で、委員から、公共下水道事業をコンセッション方式で行う方針が盛り込まれていることから反対するという意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 産業建設委員会委員長、吉野寛招さん。

令和元年12月16日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

産業建設委員長 吉野 寛招

委員会審査報告書

本委員会に付託事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定に

より報告します。

記

市議案第51号	令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）について《分割》	原案可決
市議案第56号	令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	原案可決
市議案第58号	令和元年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
市議案第59号	公共施設等運営権の設定について	原案可決

〔産業建設委員会委員長 吉野寛招君登壇〕

○産業建設委員会委員長（吉野寛招君） おはようございます。

今議会、産業建設委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第51号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）についてのうち当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

委員から、道路維持費について、道路更新防災等対策事業費について、こうち農業確立総合支援事業費についてなどの質疑がなされ、執行部から答弁を受けました。慎重審査の結果、これを適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第56号令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、市議案第58号令和元年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）についての2議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第59号公共施設等運営権の設定についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

質疑では、委員から、公共下水道事業の運営を民間委託することにより、どのくらいの削減につながるのか、また、運営権を設定した場合のリスク管理などの質問が出されました。

執行部からは、削減については19.5年間で約7%の削減につながると試算している。また、委託後のリスク管理については、これまでどおり補助や起債、工事については市が行っていくなどの答弁がありました。

審査の中で委員から、公共下水道事業については市が直営で運営すべきと考えており、この議案には反対するという意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育民生委員会委員長、土居信一さん。

令和元年12月17日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

教育民生委員長 土居 信一

委員会審査報告書

本委員会に付託事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

市議案第 45 号 須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

原案可決

市議案第 46 号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

原案可決

市議案第 51 号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第 4 号）について《分割》

原案可決

市議案第 53 号 令和元年度須崎市スクールバス特別会計補正予算（第 1 号）について

原案可決

市議案第 54 号 令和元年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

原案可決

市議案第 55 号 令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

原案可決

市議案第 57 号 令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

原案可決

令和元年 12 月 17 日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

教育民生委員長 土居 信一

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第 143 条第 1 項及び第 145 条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	提 出 者	審査結果
陳 情 第 13 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択を求める陳情書	高知市丸ノ内 2-1-10 高知城ホール 3F 全日本年金者組合高知県本部 責任者 小橋 則通	採 択
陳 情 第 14 号	すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書	高知市升形 4-28 ダイアパレス升形 102 高知自治労連内 保育の公的保障の拡充を求める大運動高知県実行委員会 会長 田中 きよむ	採 択

〔教育民生委員会委員長 土居信一君登壇〕

○教育民生委員会委員長（土居信一君） 今議会、教育民生委員会に付託されました議件につきま

して、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず市議案第45号須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第46号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上の2議案につきまして、それぞれ執行部からの説明を受け、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第51号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第4号）についてのうち当委員会付託分につきまして、執行部の説明を求め、委員から、新設されるおひさま保育園の南地区におけるバス運行ルートや市民体育館のカーテンの取りかえに関し、見積もり価格と補正予算額との相違、障害者自立支援医療給付費や障害児給付費の補正内容などについて質疑があり、執行部から、それぞれ答弁を受け、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第53号令和元年度須崎市スクールバス特別会計補正予算（第1号）について、市議案第54号令和元年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、市議案第55号令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、市議案第57号令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上の4議案につきまして、それぞれ執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情について御報告いたします。

当委員会に付託されました陳情第13号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択を求める陳情書につきましては、慎重審査の結果、願意妥当と認め、全会一致で、採択すべきものと決しました。

陳情第14号すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、委員から幼児教育・保育の無償化といっても国においては3歳児未満の乳幼児に関して所得制限もあり、副食費についても完全な無償化になっていないので、この陳情は採択すべきとの意見がある一方、全世代型社会保障の中で教育費の負担軽減を政府が施策として実施したことは画期的なことであるが、今後教育をどう充実、改善させるかが重要であり、全てを国が支援するという点については賛同できかねるため、不採択という意見が出されました。挙手による採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 以上で、ただいま議題となっております議案及び陳情に対する委員長報告は終わりました。

△委員長報告に対する質疑

○議長（大崎宏明君） これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 産業建設委員長にお尋ねいたします。

市議案第59号公共施設等運営権の設定について委員会で議論をされたわけですし、その中で執行部からの説明を受けて、賛成多数でこの議案が原案のとおり可決されたという御報告がございました。

その質疑の中で、この契約を結ぼうとする会社は株式会社クリンパートナーズ須崎ですが、この資本金3,000万円の会社は、3,000万円のうちNJSが1,620万円の出資をするということ。これまで私どもも、このNJSという会社がこれまでも目的会社としてNJSが中心になって物事を進めてきて、それで今回はそこが資本金の半分以上を出資して、この会社を新たににつくって、須崎市西崎町に事務所を置いて運営するという。そういった説明を受けてきました。それで、いろいろな一般質問等々におきまして、この会社が非常に優秀な会社という説明を執行部から受けておりましたので、私自身もそれを前提に物事を考えてまいりましたが、いろいろ調べていく中で、2016年1月に千葉市の下水道設備における官製談合に関与していたということで、社員が逮捕されるという事態があったということ。また、NJSが指名停止処分を受けていたというような経過もあったということが新たに私どものほうで調べておってわかったわけですが、これは本当にNJSという会社の本質にかかわる問題でもあって、今回のこの契約を議論していく上においても本当に重要な問題であると思いますけれども、こういった事件があったというようなことについては、執行部からの説明があったり、また、委員のほうからも質疑があって、この問題について議論がされたかどうかを委員長にお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 産業建設委員会委員長 吉野寛招さん。

〔産業建設委員会委員長 吉野寛招君登壇〕

○産業建設委員会委員長（吉野寛招君） 今、豊島さんからの質問ですけれども、NJSの事件については議論は委員会ではされておられませんけれども、経費の削減とリスクがないということで原案どおり可決に至りました。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊島さん。

○13番（豊島美代子君） 私は動議の発言をしたいと思います。

この問題について全く執行部も知らなかったという中で説明もなかったわけで、本当に全てが信頼のおける事業者であるという前提で物事が進んでいったと思うのですよ。そういうようなことについて、今、新たな事案なんかもわかった段階で、この議案をこのまま進めて議会としていいかどうかというようなことについては、議会運営委員会を開いて議論してもらいたいという発言をしたいのですが。

△動議

○議長（大崎宏明君） 豊島さんの動議を認めます。

豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 私は、この問題について議会としてどういうふうな扱いをしていったらいいかということについては、議会運営委員会を開いてやっていく必要があると。そして、その中で執行部のそういったどういう状況を認識しておったのかみたいなことにつきましても問うていきたいという思いもありますし、よって議運を開催していただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま豊島議員から議会運営委員会を開催することの要請がありましたので、これに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立少数でございます。

暫時の間、休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会運営委員会開催の動議につきましては、賛成少数ということで否決されました。ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） これにて質疑を終結いたします。

△討論

○議長（大崎宏明君） これより討論に入ります。

宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 市議案第59号公共施設等運営権の設定について、委員長報告は原案可決でした。私は、日本共産党市議団を代表して、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

この議案は、須崎市公共下水道事業にかかわる污水管きょと雨水ポンプ施設を除く終末処理場施設に運営権を設定し、運営権者となる株式会社クリンパートナーズ須崎と令和21年9月まで、20年間にわたる契約を結ぶものです。

クリンパートナーズ須崎は、この契約を締結するために新たにつくられた会社で、株式会社N

J Sや四国ポンプセンターが主なる出資者で、その他四国銀行など5社で構成されています。

このうちの株式会社N J Sは、上下水道の総合コンサルタント会社で、世界でも業務実績がありますが、2016年の千葉市の下水道設備における官製談合に関与していた市職員が逮捕されたり、その後、証拠隠滅をもくろんでいることも発覚し、N J Sの社員数人も逮捕され、指名停止処分を受けています。こういった倫理観を持った会社がかかわる企業へ業務委託することは、私は大問題と考えるところです。

実際の業務は第三者へ委託が可能で、既にその意向も示されているようです。また、資金的にも信頼に足る金融機関であるとの説明ですが、世界の経済状況から、この先何が起こっても不思議はなく、既にリーマンショック状態だと分析もあるほどで、金融機関にとっても厳しい時代を迎えています。

リスク分担についても、市と業者の間で曖昧さがぬぐい切れません。市は、この方式でコスト縮減になると言いますが、支払ったお金の最大のパフォーマンスを追及するVFMがどの程度科学的なものか明確になっていませんし、それは事後、つまり事が終わってからでないと検証できません。事業における市の主体性を失うことがないように、技術者の維持・育成も必要で、この点でもコスト縮減の根拠が不明です。

コンセッション方式を含む官民連携事業は、民間資金の活用、ノウハウ活用などと言われています。しかし、契約を結ぶこの事業では、民間資金の活用はないと考えます。市にとってコンセッション方式でやる特段の有利な理由は見出せません。20年経過後も、5年間の事業期間延長が可能で、しかもその後も同一の会社との契約があり得るということは、実質、半永久的に1企業に運営を委ねることになります。企業間の競争が働かない状態でコスト削減になる保障はないと考えます。

英国では、2018年、PFI巨大企業カリリオンの倒産直前に発表された英国会計検査院の費用対効果の正当性の調査では、多くのPFIプロジェクトは通常の公共入札のプロジェクトより40%割高であると報告した上で、英国が25年もPFIを経験しているにもかかわらず、PFIが公的財産に恩恵をもたらすというデータが不足と報告されています。コンセッション方式は、運営は民間が行うが、責任は行政にあります。また、20年間の長期にわたり議会も関与ができず、議会にとっても不都合な制度です。

フランス、パリの水道事業は、1985年より民間企業がコンセッション方式などで運営を行うようになりましたが、契約期間の25年間、経営は不透明で、不満に思った市議会が運営や経営の情報を企業から得ようとしたが、それは極めて困難だったということです。

こういった事例が起きているにもかかわらず、公的な監視や管理が及ぶので大丈夫というのは、余りにも楽観的ではないでしょうか。公共下水道施設に運営権を設定するコンセッション方式は、浜松市が日本で初めて導入しましたが、この事業による浜松市での検証はまだ日が浅く、なされていない状態で、全くの白紙ということになっております。当市の重要なインフラ、公共下水道施設等は市民の財産です。市が責任を持って維持・管理するべきであります。

よって、市議案第59号公共下水道施設等運営権設定に関する議案に反対の討論といたします。
○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 私は、日本共産党市議団を代表して、市議案第44号及び市議案第60号について、討論を行います。

これら2つの議案について、委員長報告は、それぞれ原案可決でした。委員長報告に反対の立場で討論を行います。

まず市議案第44号須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例は、国の法整備を受けて、市条例の目的に3つの法令の趣旨を加えようとするものです。そのうちの1つ、部落差別の解消の推進に関する法律については、国会での法案審議に際し、各界からの厳しい反対意見が相次いだという経過がありました。

この法律は、部落差別を固定化、永久化する危険性を持っています。部落差別の定義もなく、行政の主体性が失われれば、定義の乱用による表現や内心の自由が侵害される危険が重大であります。また、行政に義務づけられる実態調査は、旧同和地区住民を洗い出し、それ自体が国民の内心を侵害するもので、部落問題解決の歴史に逆行して、新たな障壁をつくるものです。

このような問題のある法律の趣旨を当市の人権条例の目的に加える条例改正には反対です。

次に市議案第60号須崎市総合計画の基本構想策定についてに関してであります。計画は、今後5年間の市の取り組みの概要をまとめたもので、おおむね賛成をするものです。しかし、公共下水道施設等にコンセッション方式を導入することや小中学校の統合について、住民の間で議論が始まっていないにもかかわらず、小中学校の統合は不可欠と断定することなどには異議があります。

よって、市議案第60号を原案可決することには反対を表明し、討論といたします。

○議長（大崎宏明君） ほかに討論はありませんか。

柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 結の会の柿谷です。市議案第59号公共施設等運営権の設定について、反対の立場で意見を述べます。

ただいま豊島議員からNJSの官製談合の事実が公表され、その説明をお聞きいたしました。この公共施設、污水管きょ及び須崎市終末処理場に関するコンセッション方式を導入するという、とても重要な案件です。

かつて宮崎県綾町に視察にまいりましたとき、そこでは市の管理下で污水处理を見事にやっておりました。その視察に行ったとき、その担当の方が詳しく処理の方法を説明してくださり、最後に、最終的に処理された水を見せてくださいました。見事に透明になって、污水が清らかなといいましょうか、何の問題もない水になっておりました。これは飲むことができます。そして、彼は、その水を我々の前で、ごくごく飲み干しておりました。

先日、須崎で持たれるという污水管の施設を視察させていただきました。微生物によって処理をしていくという、大変すばらしい施設だなと思いました。そして、最終的に透明になったその水を見せてくださいました。綾町では、それを飲めるところまでいきましたが、これはどうですかと、いや、そこまでは無理です。飲むことはできませんということでした。

この下水道行政というのは、とても大切な問題です。環境問題にかかわってまいります。須崎市では、ことしでしたか、この微生物を通して処理していく計画が1人の民間の方によって発表され、そして、その働きが進められております。それを広げて、新莊川に生活排水を清らかにして流すという、とても大切な計画も進められております。環境問題という側面から、これを民間の業者に託していくというところは、とても危険性を感じます。市の管理下において、これは管理していかなければならないものではないかと思います。そのような観点から、私は反対を表明いたします。

○議長（大崎宏明君） ほかに討論はありませんか。

松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 市議案第59号公共施設等運営権の設定について、賛成の立場から討論させていただきます。

須崎市が財政難で困った1つの要因として、この下水道事業の着手がありました。その改善の第一歩として取り組んだスタートだと思います。その一歩目が今回のPFI導入による公共施設の運営権の設定ではないかと思います。確かに20年弱で約7%の削減ということで、5億6,000万円程度の経費の削減、あるいは専門家、あるいは高い技術、さらなるコストの削減であったり、市民の安全なインフラ整備に努めるものだと思信するものです。

委員会でも確認しましたが、PFI導入によって有利な起債等が受けられないのではないかとというリスクもあったので、そういうことはないという答弁も執行部のほうからいただきました。B・DASH事業も含め、これが須崎市の財政課題の解決の第一歩としてスタートという事業として賛成の討論とさせていただきます。

○議長（大崎宏明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） これにて討論を終結いたします。

△市議案第44号採決

○議長（大崎宏明君） これより採決に入ります。

まず、市議案第44号須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、市議案第44号は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第59号採決

○議長（大崎宏明君） 次に市議案第59号公共施設等運営権の設定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、市議案第59号は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第60号採決

○議長（大崎宏明君） 次に市議案第60号須崎市総合計画の基本構想の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、市議案第60号は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第45号～第58号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、市議案第45号から第58号の14議案を一括して採決いたします。

これらの議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。これらの議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、市議案第45号から第58号の14議案は原案のとおり可決することに決しました。

△陳情第14号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、陳情第14号すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、陳情第14号は採択することに決しました。

△陳情第13号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、陳情第13号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択を求める陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第13号は採択することに決しました。

○議長（大崎宏明君） 日程第2、議会議案第8号及び第9号を一括して議題といたします。

△議案説明

○議長（大崎宏明君） 議案理由の説明を求めます。土居さん。

〔9番 土居信一君登壇〕

○9番（土居信一君） 議会議案第8号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になる。また最近では、うつや認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本の補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり、おおむね3万円から20万円であり、保険適用ではないため、全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得者の高齢者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか、意見書にあるとおりでございます。

続きまして、議会議案第9号すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出につきまして、案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

2019年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施された。幼児教育・保育の無償化は、全ての子供に質の高い幼児教育・保育の機会を保障する重要な施策であるが、今回の無償化の内容については、保育の質の確保など、子供の権利保障の観点から懸念すべき事項が指摘されている。無償化の実施に当たっては、保育の質を確保すること、地方自治体に新たな負担を強いえないこと、また、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を後退させないことが必要である。

よって、国においては、必要な財源を確保し、全ての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化を実現されるよう、下記について要望する。

1. 幼児教育・保育の無償化に当たっては、地方自治体に財政負担が生じないよう、全額国費で行うなど、国として必要な措置を講じること。

２．保護者や施設に負担を強いる（物価調整額も含めた）公定価格の減額はしないこと（復元すること）。

３．給食食材費は、実費徴収化ではなく、無償化の対象とすること。

４．無償化の対象とされている認可外保育施設については、認可施設と同等の保育を保障できるよう、認可化の促進、指導監督の強化など、国として必要な措置を講じること。

５．保育の質的・量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されることが予測されるため、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財政措置を行うこと。保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど、処遇改善のために公定価格の改善など必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか、意見書にあるとおりでございます。

以上で説明は終わりますが、全会一致の御賛同をお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 以上で、議案の説明は終わりました。

△質 疑

○議長（大崎宏明君） これより議会議案第８号及び第９号についてを一括して質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会議案第８号及び第９号、以上２議案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、これらの議案は委員会付託を省略することに決しました。

△討 論

○議長（大崎宏明君） これより議会議案第８号及び第９号、以上２議案について一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 討論なしと認めます。

△議会議案第９号採決

○議長（大崎宏明君） これより議会議案第９号すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、議会議案第９号は原案とおり可決することに決しました。

△議会議案第８号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、議会議案第８号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度

の創設を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、議会議案第8号は原案とおり可決することに決しました。

日程第3 須崎市選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（大崎宏明君） 日程第3、須崎市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

このことにつきましては、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、4人の選挙管理委員と同時に、委員と同数の補充員を議会において選挙することになっております。任期は4年で、現在の委員及び補充員は、本年12月24日で任期満了となります。

お諮りいたします。

本選挙は、地方自治法第118条の規定により、指名推選の方法により行うこととし、議長が指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決しました。

お手元にお配りしております名簿のとおり、須崎市選挙管理委員に橋本哲夫さん、古味秀夫さん、岡村茂さん、朝比奈美紀子さん、補充員に、補充順序第1位横山豊實さん、第2位山崎洋子さん、第3位宮崎佐代さん、第4位辻正史さんをそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を須崎市選挙管理委員の当選人、並びに、ただいま申し上げました補充順序により補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が須崎市選挙管理委員及び、それぞれの補充順序をもって補充員に当選されました。

当選者に対する告知は、後刻、議長において行いますので、御了承をお願いします。

日程第4 閉会中の事務調査について

○議長（大崎宏明君） 日程第4、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ所管部門について事務調査を行うことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ事務調査を行うことに決しました。

△字句等の整理

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。

今会期中の発言の取り消し、発言訂正等の字句等の整理につきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、これを議長に委任することに決しました。

○議長（大崎宏明君） 以上で、今期定例会に付議されました議件は全て議了いたしました。

市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本定例会に御提案申し上げました各議案につきまして、いずれも慎重審議の上、適切な御決定をいただき、まことにありがとうございました。本定例会中に頂戴いたしました数々の御意見や御提言につきましては、真摯に受けとめ、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

まず、私ごとでございますが、２期８年の市長任期の最後の議会となりました。改めまして、この８年間、御指導、あるいは多くの叱咤激励をいただきました市民の皆様、市議会の皆様、職員の皆様に心より御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、１２月６日からは、年末年始の交通安全運動が実施されております。年末年始は、日没の早まりと交通量の増加に伴い、交通事故の発生件数が年間を通じて多くなり、また、何かとお酒を飲む機会もふえる時期であります。市民の皆様におかれましては、飲酒運転は絶対しないように、また、車を運転される際は心にゆとりを持ち、子供や高齢者の近くを通るときは徐行や一時停止するなど、思いやりのある運転に努めていただきますようお願いいたします。

いよいよ本年も残すところ１０日余りとなりました。年の瀬を迎え、何かと慌ただしい折でございますが、議員の皆様並びに市民の皆様におかれましては、くれぐれも御自愛の上、新年を健やかにお迎えになりますよう心から御祈念申し上げまして、閉会前の御挨拶とさせていただきます。

○議長（大崎宏明君） １２月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会におきましては、市長から提出されました議案、また、行政全般にわたり熱心に御審議をいただき、それぞれ適切な決定がなされ、本日予定どおりの日程で全議案を議了し、ここに閉会の運びとなりました。

この間の議員、市長を初め執行部の皆様の会期中の御協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

年の瀬を迎え、令和元年も残すところあとわずかとなりましたが、皆様方におかれましては、健康にはくれぐれも御留意され、新しい年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、閉会前の御挨拶といたします。

以上をもちまして、第４５９回須崎市議会１２月定例会を閉会いたします。

午前１１時１０分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会副議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

第459回須崎市議会12月定例会一般質問・関連質問 目次（参考資料）

順番	質問者氏名	通 告 の 内 容	ページ
1	4 番 大崎 稔	1. まちづくりについて ①須崎市総合計画の策定について * 審議会で出された意見と計画期間5年についての議論の有無を問う 35 ②市道整備について * 市道状況調査後の整備方針と定期的な巡回点検について問う 36、37 ③須崎高校の施設の利活用について * 今後の方針と各種団体の利用について問う 37、38 ④高台整備の候補地について問う 38 ⑤地域の診療所について * 現在休診中の上分診療所と南診療所の今後の対応と運営課題を問う 38、39 ⑥予約型乗り合いタクシー事業の進捗状況を問う 40 ⑦福祉タクシーチケット制度拡充の検討について問う 40、41、42 ⑧小中学校統合と給食センター整備についての今後の対応を問う 42、43 ⑨公共残土処理場確保の対応を問う 43、44 ⑩本市は、PDCAサイクルが確立されているか問う 44、45、46 2. 産業振興について ①森林環境譲与税の本年度の活用策と来年度以降の活用方針を問う 46 ②須崎市森林整備促進協議会の目的と活用方法を問う 46、47 3. その他当面する課題について ①次期市長選挙の投票率アップに対する取り組みについて所見を問う 47	
2	3 番 西村 泰一	1. 市長の政治姿勢について ①2期8年の総括を問う 48、49 ②次期4年間にかける抱負を問う 49、50 ③新知事の就任にあたり所見を問う 50、51 ④明德義塾高校野球部の全国制覇へのエールや思いを問う 52	

		2. 防災行政について ①津波避難施設完成までの経過と所見を問う ②妙見町街区公園への避難路の整備計画を問う ③緊急防災・減災事業債の延長と県補助の復活の要請について所見を問う ④老朽住宅等除去事業の次年度予算の大幅増額と今年度3月補正の増額計上について所見を問う 3. その他当面する課題について ①魚市場の老朽化対策について *老朽化対策への所見、協議における問題点及び整備に係る基本設計から施工までのスケジュールを問う *漁協負担の軽減を検討すべきと考えるが所見を問う ②防犯カメラの設置について *防犯カメラ設置の必要性の認識と公共施設等への今後の設置計画策定について問う *地域の自治会の防犯カメラ設置に対する補助金について所見を問う ③海域の監視カメラ設置に対する支援策を問う ④ゆたか跡地への図書館を含む複合施設整備に対する所見と今後のスケジュールを問う	52、53 53、54 54、55 55、56 56、57 57 58 58、59 59 60
3	1 番 吉野 寛招	1. 市長の政治姿勢について ①8年間を振り返っての所見を問う ②文化財等の保護目的の基金を設け、必要とする文化財に財政支援することが必要と考えるが所見を問う 2. 介護保険について ①保険者機能強化促進交付金の拡充に伴い、新たな対策を講じるか問う ②高知県版地域包括ケアシステムを機能させるための現体制での介護業務の展望を問う ③包括支援センターの業務が、委託では不安視される場合、直営に戻すことも必要と考えるが所見を問う 3. 防災について ①風水土砂災害時対応マニュアルを作成し、自主防に確	61、62 62、63 63、64 64、65 65 66

		認等の作業を要請すべきと考えるが所見を問う ②自主防の要請に積極的に出向く体制を整える必要があると考えるが所見を問う 4. 行政財産について ①源蔵ソフトテニスコート設置の経過を問う ②行政財産を私的運動クラブが半ば独占的に利用することについて意見を問う ③テニスコートの利用について競技者間で不満が生じていると聞くが対応を問う 5. 林業振興について ①森林整備は、新荘川流域の水源涵養保全エリアから着手すべきと考えるが所見を問う ②地籍調査に合わせて、人工林の実態調査を行い、森林整備実施計画を変更すれば、森林環境譲与税が効果的に使われると考えるが所見を問う 6. 道路管理について ①大型活魚運搬車が泡状の液体を排出しながら、運行していると聞いたが、市道管理上問題はないか問う ②運搬車両の改良対策を、県と協議し対応できないか問う	66、67 67、68 68 68、69 69 70 70、71 71
4	14番 森田 収三	1. 市長の政治姿勢について ①9月定例会で述べた不十分な取り組みをどのように推進するか問う ②消費税について *消費増税に伴う消費動向をどう認識しているか問う *社会保障の財源をどこに求めるのか問う *財政健全化は不公平税制の是正しかないと考えるが、消費税廃止について所見を問う ③おひさま保育園の開園にあたって *新保育園に入園できないことはないか、また保育士確保の現状と対策を問う *本市は、保育士の定着率が他自治体より低いと聞くが、実態をどう把握しているか問う	72 72、73 73、74 74、75 75、76 76

		*保育士確保には、待遇改善や働きやすい職場環境が重要と考えるが対策を問う 2. 当面する課題 ①観光振興について *一般社団法人須崎観光協会設立への市としての取り組みを問う *民泊を伴う教育旅行の受け入れ拡大のための提案についての具体策やどう目指すかを問う *オリンピック事前合宿後の大島親水公園などの観光資源の集客等について、今後の見通しを問う *浦ノ内湾の一部を仕切り巨大な釣り堀として活用し、流入人口の増加の対策を検討しないか問う *横浪スカイラインの美化への取り組みと浦ノ内地区の公園に遊具を設置する考えはないか問う *県道須崎仁ノ線の整備促進について問う ②ふるさと納税について *現時点での寄附の状況を問う *地場産品の販路拡大に向けた市の役割を問う *市直営のアンテナショップ設置について問う	76、77 77、78 78 78、79 79、80 80、81 81 81、82 82 82、83
5	10番 高橋 立一	1. 市長の政治姿勢について ①会計年度任用職員制度について *この制度に関連する条例改正の提案により、本腰を入れて取り組むべきと考えるが所見を問う *処遇改善を意識し、協議を進めるか問う *会計年度任用職員制度に伴う財政措置について考えを問う ②須崎市総合計画について *SDGsの理念を取り入れることについて問う 2. その他当面する課題等について ①図書館の整備について *教育長の考える新図書館像を問う *市民に歓迎される図書館という視点について所見を問う ②運転免許証の自主返納について	83、84 84 84、85、86 86、87、88 88、89 89、90、91

		*自主返納者に対する本市の支援策を問う	91、92、93
6	2 番 佐々木 學	1. 市長の政治姿勢について ①市民の生命・財産を守るための公共工事による公債費の根本的原因を究明し、国の救済を仰ぐことについて所見を問う 2. 地方創生並びに地域活性化 ①中小企業に対するこれまでの取り組み、現状認識及び今後の支援のあり方について問う ②プレミアム付商品券の制度の詳細や対象者数、また周知方法及び利用可能事業所などを問う ③予約型乗り合いタクシー事業の実施の経緯及びスケジュール、また市全域の移動手段の確保について問う ④市営バスの利用拡大の見通しを問う ⑤須崎市子ども・子育て支援事業計画の内容や策定に至る経緯を問う ⑥保育士の人材及び質の確保に向けた取り組みを問う 3. 防災・減災 ①南海トラフ地震臨時情報の詳細と取り組みを問う 4. その他 ①須崎高等学校の空き校舎の利用計画について *須崎高等学校校舎等活用検討委員会の設置要綱及び委員会の内容等を問う	97、98、99 99、100 100、101 101、102、103 103、104 104、105 105、106、107 107、108 108、109、110
7	1 2 番 宮田 志野	1. 新図書館と図書環境について ①新図書館の建設予定地について * 3つの候補地を選んだ視点及び、建設予定地の決定方法、決定理由、また最終決定かどうか問う ②新図書館の建設費用を問う ③新図書館建設について、市民の意見をどう聞くか問う ④新図書館の運営方法を問う ⑤新図書館の利用者をふやすために駐車場の確保や交通手段の充実が求められるが、対応を問う	110、111 111、112 113 113、114 114

		⑥学校、保育園、公民館などの公共施設の蔵書数を問う ⑦本市の図書環境の整備について問う 2. 夏休み期間のプール開放について ①来年度の夏休み期間のプール開放の把握状況を問う ②高知市では教育委員会主体でP T A委託の要綱やガイドラインを作成予定だが、本市も見習うことはできないか問う 3. 避難道の誘導灯について ①本市の避難場所数と誘導灯の設置数を問う 4. 有害鳥獣の被害対策について ①本市の有害鳥獣の被害額と調査状況を問う ②有害鳥獣の捕獲に関する市民への周知方法を問う ③有害鳥獣による農作物等への被害軽減のための捕獲、駆除に対する補助金額を問う ④狩猟者の人数及び担い手の確保について問う 5. 補聴器購入の助成について ①補聴器の購入費用を問う ②補助制度の創設を国に求めているかどうか、また市単独で補助制度の創設はできないか問う	114、115 115、116 116、117 117 118 119、120 120 120、121 121、122 122 122、123
8	13番 豊島 美代子	1. 市長の政治姿勢 ①市長選挙における公約と8年間の総括で述べた不十分だった項目を具体的にどう取り組むか問う 2. 当面する課題 ①須崎市総合計画について *基本方針にSDGsの理念や視点を取り入れるとあるが、具体的にどういった施策に反映するのか問う *大型化する自然災害やプラスチックごみの諸問題への取り組みについて所見を問う ②学校統合計画について *統合決定の時期を定めるべきではないと考えるが所見を問う、また保護者とともに地域住民にも説明する	124、125 126、127 128 129

		必要があると考えるが所見を問う *地域住民から特色ある学校づくりなど特認校の希望がある場合、検討する考えはあるか *子どもの権利条約の理念に沿って、統合計画を進めるべきと考えるが、所見を問う ③公共下水道等の運営に関する契約について *契約企業の詳細と第三者委託の意向について問う *リスク分担は明確になっているか、使用料の引き上げはないか、また市職員の派遣はあり得るのか問う *附帯事業、任意事業の提案はされているか、使用料の滞納により市に損失が及ばないか問う *契約期間終了後、同じ会社と再契約の可能性はあるか問う ④住民負担の軽減について *国保税算定方式を3方式に変更すること、及び国保会計へ県の財政支援を求めるべきと考えるが所見を問う *軽自動車税の減免対象者の拡充と制度の周知方法を問う ⑤おひさま保育園の開園に向け、職員配置を含めた現在の状況を問う	130 130 131、132 132、133、134 134 134、135 135、136 136、137 137
9	7 番 柿谷 悟	1. 高岡地区小中学生科学研究発表会について ①研究発表会の詳細と周知方法及び今後の取り組みを問う ②上分中学生の発表について所見を問う ③環境教育にジンデン池を活用することについて所見を問う ④ジンデン池は教育振興基本計画を具現化する絶好の材料だと考えるが所見を問う 2. ジンデン池について ①上分中学生の具体的な調査について所見を問う ②ジンデン池をビオトープとして整備し、四万十市のトンボ王国のような観光の目玉にと考えるが所見を問う ③農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく	138、139 139、140 140 140、141 142 142、143 143、144、145

		ジンデン池の対策について所見を問う 3. テニスコートについて ①硬式用テニスコートの造成計画及び進捗状況を問う 4. しんじょう君について ①クリーブラッツ社に対する仮処分申立事件の状況を問う ②本市の道の駅で、裁判相手のグッズが販売されている理由を問う 5. その他 ①広報12月号に、初詣に巡航船の利用を呼びかける記事が記載されていたが、一宗教のために使用するのは最高法規を軽んじる行為ではないか問う	145 145、146 146、147 147、148、149
--	--	---	---

第 4 5 8 回須崎市議会 1 1 月臨時会議決一覧表（参考資料）

1. 議案関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第 4 1 号	専決処分の承認について (令和元年度須崎市一般会計補正予算 (第 3 号))	原案承認	R 1.11.19
市議案第 4 2 号	専決処分の承認について (令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号))	原案承認	R 1.11.19
市議案第 4 3 号	工事請負契約の変更について	原案可決	R 1.11.19

第４５９回須崎市議会１２月定例会議決一覧表（参考資料）

１．議案関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第４４号	須崎市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 1.12.19
市議案第４５号	須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 1.12.19
市議案第４６号	須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 1.12.19
市議案第４７号	須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	原案可決	R 1.12.19
市議案第４８号	須崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	原案可決	R 1.12.19
市議案第４９号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決	R 1.12.19
市議案第５０号	須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	R 1.12.19
市議案第５１号	令和元年度須崎市一般会計補正予算（第４号）について	原案可決	R 1.12.19
市議案第５２号	令和元年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決	R 1.12.19
市議案第５３号	令和元年度須崎市スクールバス特別会計補正予算（第１号）について	原案可決	R 1.12.19
市議案第５４号	令和元年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について	原案可決	R 1.12.19
市議案第５５号	令和元年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	原案可決	R 1.12.19
市議案第５６号	令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第４号）について	原案可決	R 1.12.19
市議案第５７号	令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第２号）について	原案可決	R 1.12.19
市議案第５８号	令和元年度須崎市水道事業会計補正予算（第１号）について	原案可決	R 1.12.19
市議案第５９号	公共施設等運営権の設定について	原案可決	R 1.12.19
市議案第６０号	須崎市総合計画の基本構想の策定について	原案可決	R 1.12.19
市議案第６１号	人権擁護委員の候補者の推薦について （古味 秀夫）	原案同意	R 1.12.11

市議案第 6 2 号	監査委員の選任について (畠中 健治)	原案同意	R 1.12.11
議会議案第 8 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について	原案可決	R 1.12.19
議会議案第 9 号	すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出について	原案可決	R 1.12.19

2. 請願・陳情関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
陳情 第 1 3 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択を求める陳情書	採 択	R 1.12.19
陳情 第 1 4 号	すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書	採 択	R 1.12.19

3. その他

○選挙管理委員及び補充員の選挙 (委 員) 橋本 哲夫、古味 秀夫、岡村 茂、朝比奈 美紀子 (補充員) 横山 豊實、山崎 洋子、宮崎 佐代、辻 正史	(選挙日) R 1.12.19
---	--------------------